





(前橋市議会(第四三六八号))

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

(石川県能美市議会(第四三六九号))

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

(大阪府吹田市議会(第四三七〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
委員派遣承認申請に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出第二三二号)  
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律案(内閣提出第二四号)

○牧委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出第二三二号)  
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律案(内閣提出第二四号)

この際、お諮りいたします。

兩案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官長谷川彰一君、消防庁国民保護・防災部長佐々木克樹君、厚生労働省医政局長大谷泰夫君、職業安定局長森山寛君、職業安定局派遣・有期労働対策部長生田正之君、職業能力開発局長小野晃君、社会・援護局長清水美智夫君、保険局長外口崇君、農林水産省大臣官房技術総括審議官小栗邦夫君、総合食料局次長中村英男君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長横尾英博君、中小企業庁事業環境部長伊藤仁君、経営支援部長徳増有治君、国土交通省自動車交通局長中山徹君、観光庁審議官山田尚義君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のよう決しました。

○牧委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

おはようございます。民主党の初鹿

明博です。質問をさせていただきます。

まず最初に、三月十一日の東日本大震災で犠牲になつた方々、そして御家族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。そして、発生から一ヶ月以上たつて今まで避難所の中で余震の恐怖におびえながら大変な厳しい避難生活をされている皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、本日議題となつております求職者支援制度を恒久化する職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案について質問をいたします。

リーマン・ショック以降、雇用情勢の改善が見られない中で、二月十一日に今回の大震災が発生をして、これはもう東北地方だけではなくて、我が国全体がこの影響で雇用情勢が今後悪化していくという非常に厳しい状況になるのではないかということが予想されるわけでありまして、失業

中の方々も失業期間が長期化するということが考

えられます。

そういう状況でありますから、まさにこの制度が今恒久化するということに非常に大きな意義があるといふふうに思います。そして、この制度

は、失業、直ちに生活保護になつてしまふという

ことを防ぐ第二のセーフティーネットとして機能

するということで設けられているわけであります

から、しっかりと生活保護に行く手前で支えられ

るという制度にしていかなければならない。しか

し、その一方で、不正受給のようなことが起こら

ないような対策というのもしっかりとるという、

これまで行われてきた緊急人材育成支援事業、

いわゆる基金訓練においては、主たる生計者でな

ければこの給付金の受給ができませんでした。今

回、恒久化をするに当たつて、この主たる生計者という要件は撤回をされたということで、この点

に関しては非常に評価をします。しかし、一方

で、世帯の金融資産が、今まで八百万円以下だつたわけですが、これは三百万とかなり厳しくなる

わけですね。そこで、世帯についての考え方につ

いてお伺いをいたします。

この特定求職者の方々、いろいろな方がいると

思つてますが、その中でも、特に単身で賃貸住宅に住んでいる方。失業して収入が途絶えてしまつたときに、やはり家賃が払えるのかなというのが

一番心配でありますし、そこが一番の課題だと思います。

うんですね。特に、私は東京ですから、東京でワ

ンルームに住んでいるとしても、やはり家賃が七

万から八万ぐらいには江戸川でもなるんです。な

かなか六万円台というのはないんですね。だから

かなり家賃の心配があつて、一時的に実家に戻らざるを得ないかなという方も出てくると思うんで

す。

このときに、では実家で、親の収入が三百万円

を超えて、または資産が三百万円以上あると

いうことだと、同一世帯とみなされるわけですか

ら、給付金の受給ができなくなつてしまります。

訓練だけ受けられるんだからいいじゃないかとい

う方もいると思いますが、そうはいつても、実家のお世話にはなりたくないなという人も多くいる

と思うんですね。

資産があるといつても、実家の状況はいろいろ

で、収入は基礎年金しかない、そういう親のもと

に帰つて、そこで親に面倒を見てもらう、これは

非常に気が引けると思うんですよ。結果として、

親元に戻つて同居する場合は一つの世帯と判断

にするという判断をし得る親、子、あるいは配偶

者はこれに含まれる、こういう考え方を持つてお

ります。そのため、独立していた子供が失業し

て親元に戻つて同居していくも生計を同じ

て、また、恒久制度として外的判断が可能な

ことが考えられることから、個人に対しての給付

としつも、世帯の支援が期待できるか、こうい

うことを含めて給付の必要性を判断することとし

ております。

この判断に当たつては、通常支援が期待でき

るかわらず、失業して訓練が必要となる者が生じる

ことが考えられることから、個人に対しての給付

としつも、世帯の支援が期待できるか、こうい

ですね。一方で、成人に達したんだから独立しないと言つておいて、失業した場合は、親がいる

んだから実家のお世話になりなさいといふのは、ちょっと矛盾をしているような感じがするんです

よ。

そこで、今まで独立をしていたけれども、失

業してやむなく一時的に実家に戻らなきやならぬ、そういう場合などを、もう少し世帯の見方と

いうのを考えられないのか。同一世帯とみなされることはできないのか。その点、いかがでしょうか。

○小林大臣政務官 初鹿先生おつしやるよう

に、この特定求職者の方々、いろいろな方があると

いうのを柔軟に考えられないのか。同一世帯とみ

なさずに給付金を出すことはできないのか。その

点、いかがでしょうか。

○小林大臣政務官 初鹿先生おつしやるよう

に、この特定求職者の方々、いろいろな方があると

いうのを柔軟に考えられないのか。同一世帯とみ

ている給付の要件が特段に不利益を与える扱いにはならない、このように考えております。

○初鹿委員 特段に不利益は与えないとは思いますが、生活保護をやはり選択してしまう人が出てくる可能性もあるということはぜひ頭の中に入れたいだときたいなと思います。

実家に戻れる人の場合を言いましたけれども、そういう方ばかりではないと思うんですね。年越し派遣村に行つて、そこにいた方々とお話をすると、親との関係が悪かったり、実家の親自体が収入が少なくてとてもお世話になれないという場合

だつたり、そもそも両親とか親類縁者が全くないという方もいます。そういう方で、一人で暮らして、家賃が支払えない、払えなくなる可能性があるという場合は、やはり生活保護に行かざるを得なくなる可能性が高いんじゃないかなと思うんですね。十万円、確かに十万円もらえる、ありがたいなと思うんですが、東京で七万、八万の家賃を払つたら、やはりそこでは限界があると思うんです。

一方、住宅手当は、生業により住まいを失つた方などに対し、雇用施策などを活用してなお生活保護を受給せざるを得ないような方に對して、

生活保護の一歩手前で安心して就職活動ができる

ようになります。

したがつて、求職者支援制度による給付を受けられる方は、住宅費にも充てられる給付等を受給しており、住宅手当の趣旨と重複することから、冒頭お話ししたとおり、住宅手当との併給は考えていません。

○初鹿委員 なかなか前向きではない答弁なんですが、ぜひ、生活保護に落ちる一歩手前で食いとめる、そういう制度であるわけですから、実際にどうするか、こうのことになります。

月五万円の貸し付けがあるからいいじゃないかと言うかもしれませんけれども、長期間失業されている方、または雇用保険も入つていない不安定な就労をされている方が対象になるわけですか

安だと思うんです。借りればいいじゃないかといつても、なかなか借りてできない決断ができないんですね。結果として、生活本当に安定した仕事につけるかどうか、非常に不安だと思うんです。借りればいいじゃないかと

そうならないようにするためには、この求職者支援制度とあわせて住宅手当、家賃を出す、住宅手当と併給ができるようにならないかなと思うんですね。その点はいかがでしょうか。

○小林大臣政務官 結論的には、住宅手当の併給は考えていないということござります。この求職者支援制度は、無料の職業訓練と訓練

られたわけですから、ここもね、られないよう

に、もう一度しつかりと、この基金の残額は求職者支援制度に充てるんだということを確認していただきたいんですね。

大臣、いかがでしょうか。

○細川国務大臣 委員御指摘のように、この法律案を成立させていただきましたならば基金事業は九月いっぱい終わるということで、その残額をどうするか、こうのことになります。

これにつきましては、三人の、財務大臣、それから玄葉国家戦略担当大臣、それと私とで、これはこの法律によって成立いたします求職者支援制度の財源に使う、こういう合意もいたしております。

すし、そしてまたさらに、労働政策審議会の方からも、この残額については、求職者支援制度、そちらの方に繰り入れるように、こういう建議もいたいておりますので、そのとおりいたしたいと

いうふうに考えております。

○初鹿委員 これは被災地の方々のためになる制度ですので、この残額は絶対死守していただきたいと思います。

私も、震災の発生後、現地に何度も入りました。特に被害が甚大だった陸前高田市や大槌町、山田町、宮古市の田老町へ行つてきましたが、町が本当に全くくなってしまっているんですね。

そういう地域でも、やはり訓練を受けて、例えは専業主婦だった方で、だんなさんが亡くなつちやつて、ではこれから介護のヘルパーでもやろ

うかな、そう思つてゐる人などもいると思うんですね。また、今まで漁業をやつていたけれども別の仕事につくこうかな、そう思ふ人もいると思うんです。また、今まで漁業をやつていたけれども違うところこそあるんじやないかと思うんですけど、

うとこそこそあるんじやないかと思うんですけど、

ではそこで訓練ができるかというと、訓練の実施

が可能であると聞いております。その残額が出た場合、求職者支援制度に使うということは、大臣

金をもらつていて、そして自分のところの従業員に給料を払つていて、それで自分のところの従業員

かなと心配をしております。年金の財源でさえね

というんでしようか建物もあわせて用意をしないと、そこで訓練というのではなくなると思うんですよ。今回、交通費を払つから内陆まで通えます。本当に事業主の方、社会保険料を今は払わないでいい、延期になつてますが、これは払え

ばいいじゃないか、そういう考え方もあるかもしませんが、御承知のとおり鉄道も何も崩壊しましたので、内陸に行くには相当時間がかかりますし、ではそこで住居を確保して一時的に移り住んでも訓練を受けるというのも、やはり現実的ではないと思うんですね。

そこで、仮設の訓練のための施設の設置をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小林大臣政務官 今御指摘のとおりだと思います。私も宮城県に入り、このような施設を視察してまいりました。やはり地域のニーズもあり、一日も早く仮設実習場、こういうものでいいから建てる、新しい機械を入れて研修に入る、このことが何よりも大切だな、このように感じました。

したがつて、大事なことは、地域のニーズに合つた、それを十分把握した上で、一日も早く実習場など、仮設でもいいですからつくつて、地域の方が訓練を受けられるように精いっぱい取り組んでいきたいと思います。

○初鹿委員 これは訓練の場所だけじゃなく、病院にしても、施設にしても、商店にしても、会社にしても、全部なくなつたわけですから、そういうものを含めて仮設のものをつくることが私は必要だと思います。そこもあわせて要望させていただきます。

昨日でしようか、特別財政援助法案が閣議決定されたということです。その中には、被災地の事業主や被災者の社会保険料の免除の規定が含まれています。本当に事業主の方、社会保険料を今は払わ

ないでいい、延期になつてますが、これは払え

るのかなと非常に心配だつたと思います。

事業主にとつて、やはり社会保険料を支払う、これは結構大変なんですね。現在、雇用調整助成

金をもらつていて、そして自分のところの従業員に給料を払つていて、それで自分のところの従業員

ですね。そこも、社会保険料は負担をしていると思いません。今は何とか雇調金でやりくりできているとしても、なかなか復興が進んでいかないと、事業ができずに収入が全く入ってこないわけですから、将来的に、何ヵ月か先にはこの社会保険料の負担というのはやはり重くなってくると思うんですね。

そこで、雇調金をもらつて事業主が従業員の社会保険料を払つて、そういうケースについても、免除、減免なり、社会保険料を分割で納付するとか、何らかの対応が必要だと考えますが、その点、いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 今先生から御指摘がありましたように、現時点においても、社会保険料の関係につきましては、事業所の支援をするべく、被災している県において納期限の延長を行つているところでありますし、また、一定の損失を受けている事業主、雇用保険料を納付することが困難だということであれば納付の猶予を行うということも可能としているところであります。が、今御指摘がある特例の法案を出したところでござります。

こちらのところで言ういわゆる報酬の支払いに著しい支障が生じているというのは、おおむね過半の従業員に対する報酬の支払いに著しい障害が生じている事業所を対象として社会保険料を免除するという方向で検討をしているところであります。

したがいまして、社会保険料を免除する、この適用の際の要件としましては、従業員に対する報酬の支払いについて事業所全体として著しい支障が生じているか否かによって判断することが適當ではないかというふうに考えておりまして、事業主が雇用調整助成金を受けている場合であつたとしても、その事業所全体の状況を判断していくことが必要だというふうに考えております。

○初鹿委員 前向きな御答弁、どうもありがとうございます。

○牧委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎委員 民主党、宮崎岳志でございます。

私は、かつて新聞記者をやつておりまして、中越地震の際に、被災三日後に現地に入り、いろいろ取材をした経験がございます。そのとき、そういう経験があるものですから、自分は災害といふものにいろいろ詳しいものだ、知つてゐるものだという思い込みもあつたかのよう思います。

今回、被災地に震災から間もなく入りまして、これは本当に過去に例のない、自分が記者として経験した幾つかの災害等をはるかに超えたものだと聞きました。が、ちょっと午後を挟んだら、お昼を食べながら考えただけれども、ここはこう修正しながらやだめですねみたいな話を言われたとか。

それから、これで大丈夫だ、受理しますと言われて置いて帰つたところ、締め切り期限の直前に呼び出されて、本当に午末の直前に呼び出され、これじゃだめになりました、直さなきゃならないんですけども、本年度の期限はもう終わりますから来年にしてくださいとか、白紙に戻して、コースを変えたらどうですかみたいな話をされるとか、ちょっと普通じゃないようなことをい

したがいまして、雇調金を受けていて、しかしながら、その一方で、その企業においておおむね過半の従業員に例えれば標準報酬の下限のお給料しか払えない。こういう状況にあればこれについて社会保険料の免除の特例措置の法案の適用をできるような方向で検討していく、こういうことでもござります。

まずお話ししまして、そして質問に入りたいと思います。

求職者支援法の関係でございます。

いろいろ言られて、司法書士があきれ果ててとかいふ話なんですか。

現行の基金訓練を恒常的な制度にするというものでありますけれども、基金訓練の際に、例えば訓練の実施機関あるいはコースというものを機関の方で認定される、雇用・能力開発機構でございます。

この基金訓練の制度をめぐつて、私のところに大変苦情が殺到したというか、恐らく、当選してまだ二年程度ですけれども、その間で最大の苦情、最多の苦情というのは、この求職者支援制度をめぐるものであつたということであります。

例えば、訓練実施機関になりたい、認定を受けたいというところが雇用・能力開発機構に申し込みを行うと書類の書きぶりみたいなことが指摘され、本当に形式的なことなんですかけれども、何十回も通わなければならない。もう行くたびに違う担当者が出てきて、違うことを言う。本当に思いつきとか主觀で判断をして、ここはこう直せみたいな話をする。

例えば、担当者からこう直して持つてきてくださいと言われて、そのとおり書き直して持つてい

くと、次の担当者から、何だ、この書き方は、おかしいじゃないかといって、もとに戻したよ

うことをまた言われるとか、それまでオーケーだったのが、ちょっと午後を挟んだら、お昼を食べながら考えただけれども、ここはこう修正しな

きやだめですねみたいな話を言われたとか。

それで、この求職者支援制度の認定職業訓練につきましては、厚生労働省令で現行の基金訓練と同様、その認定基準を定めて、その内容を公表することとしております。

また、ガイドラインということですけれども、基金事業につきましては、ハローワークで、個別のキャリアコンサルティングを通じて求職者の希望や訓練の必要性を判断した上で、基金訓練に誘導をしております。

求職者支援制度でも、訓練への誘導については、ハローワークで、求職者の希望や訓練の必要性などを踏まえて、それぞれの求職者にとつて最もふさわしいと判断される訓練に誘導していくことが必要だと考えています。こうしたことから、これまで少しごとに指導していきたいと考えております。

嫌がらせとしか思えないとか、あるいは、それが何か癒着があるんじやないかとか、新たな認定を始めからするつもりがないんじやないかみたいなかつたんです。

新たな制度になるわけですから、認定の仕組みも当然、今までと類似のものとはいえ、新しいところで行われるんだと思います。公正、透明、それをはじめからするつもりがないんじやないかと思われるのは、本当に多かったです。

（一）

○宮崎委員 今、コースの認定というか、新たな実施機関の認定とかそういう点について言つたので、いわゆるキャリアコンサルティングとか受講のあつせんとかはこれから質問しようと思つたんですけれども、ちょっと先にお答えをいたいんだすけれども、一応質問だけ言いますので、感想を述べたいと思います。

さつきの続きなんですけれども、この制度、ハローワークでキャリアコンサルティングを求職者の方が受ける。まず、学校を紹介されて、そこに行く。それで、書類をそこで、申込書をハローワークで渡されて学校に行くわけですね。学校で紙を出して、入学試験みたいなものを、審査を受ける。そして、そこで合格すれば、その結果を持つてまたハローワークに行つて、では、ここを受講していいですか、あるいは支援金の手続をしながら、学校に行きたいなことになる。一段階になつているわけですね、ハローワークの関与といふところが、ここを、非常に苦情がありまして、例えば、この学校に行きたいんだということを言つても、コンサルティングの段階で認められない、あるいは、コンサルティングがオーケーになつて、一回学校に行つて、それで合格して戻つてくると、そこはダメですみたいな話に、ノリに変わるものかなことがあつた。明確な理由があらばいいんですけども、必ずしも、判断基準がばらばらだということがあつて、担当者の主観、裁量に頼るようになる。

例えば、基礎演習コースというコース、非常に一般教養的な、社会人としての基礎的スキルを身につけるということであるんですけども、ある学校に行こうとすると、あるハローワークでは、あの基礎演習コースというのを若い人向きだから中高年はダメですよといふように言われる、だから別のこところに変えてくださいと。ところが、別のハローワークでは、あなたは若いからあのコースには通えませんと。同じコース。あなたは若いからだめですと言つてはねられる。結局、その学

校には通えない。

あとは、サービス業とか工場の現場にいた方が、もう四十年ばかりになつて現場ではなくなりますけれども、何が通用しない、自分も管理職あるいは事務みたいの方に進みたいみたいなことの中で、例えば基礎演習コースに行きたいとすると、あなたは正社員の経験があるからだめだというふうに言われる。

ところが、同じ学校に、学校の新卒者の方が内定をとれずに通いたいという話になると、いや、あなたは社会人経験がないからあのコースには通えませんと言つて、結局、通えない。ハローワークごとにあります。担当者ごとに、もう全くばらばらな対応だと。

甚だしい例はこんなのがありますて、例えば、キャリアコンサルティングの結果、七十年代半ばの方に学校に来て、じゃ、キャリアコンサルティングの結果来たんだから、働く意欲もあるんだろうし、ふさわしいと思つて送つてきたんでしようとも、ハローワークの方から、あんな年齢の方を通じて合格をさせた。そしたら、後から、今度は当のハローワークの方に当然戻すわけですけれども、ハローワークの方から、あんな年齢の方を通じて合格をさせた。そしたら、後から、今度はハローワークから送ってきたから通したので、何でそんなことを言わなきやならぬのだ、そういう話なんですよ。

○宮崎委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。本当に笑い話のような話だつたんですが、実話で、何人の人から同じ話を聞かされると、あ、何なのかなというところもござります。これもぜひお願いをしたいと思います。

それから、震災の件でございます。震災で、旅行の中止あるいは手控え、こういうことが相次ぎまして、旅館やホテルは大変な打撃を受けたと見えます。それで、いやいや、ハローワークから送ってきたから通したので、何でそんなことを言わなきやならぬのだ、そういう話なんですよ。

○岡本大臣政務官 今御指摘がありました、このたびの東日本大震災の影響で、いわゆる旅行やさまざまなもので、震災を契機に大変厳しい経営状況に陥っている状況を少し数値をもつて御説明しますと、外国人の日本への旅行が、震災以降、大手三社の取り扱いベースでキャンセル率が九割に達したり、また日本人の国内旅行は、三月の実績が二五から四〇%減であつたり、また四月、五月の予約状況は二〇%から四五%の減、こういった話で、所管法人が行つた生活衛生同業組合に対する緊急調査によると、調査対象の旅館、ホテルのうち九三・一%が四月の売り上げが減少する見込み、こういう話もございます。

先ほども話をしましたように、行き過ぎた自肃ムードを払拭するということのために、観光庁などとも連携をして取り組まなければなりませんし、また、日本政策金融公庫を通して運転資金の貸し付けを実施する、また、雇用を維持する観点から雇用調整助成金の積極的な活用を促す、こう



さて、私はきょう、特定求職者支援制度、この件に関する御質問をしたいと思つておりますが、まず冒頭に、私、一九九九年の十二月に会社を設立いたしまして、なぜ会社を設立いたしましたかといいますと、当時、厚労省が助成金を出しておいました。その助成金があるということを義理の父親から聞きましたし、ならば会社をつくるうといふことで、会社をつくりました。そのおかげで今ここに立たせていただいておると思っておりました。厚労省の方々にございさつ、お札を申し上げるとともに、当時の自民党の方々にもお札を申し上げたいと思います。

○平山委員 先日、足立区のハローワークに行ってまいりました。そこで、今、「日本はひとつ」プロジェクトを厚労省の方でやられておると思うんですけども、その件に関しても伺つてまいりましたが、当時、武道館が避難所になつておりますので、一日十名ほどの求職者、避難された方々が求職の方に来られてきました。厚労省の方々の御尽力を本当にかいさせさせていただきました。

そこで、改めて特定求職者支援制度に関するお伺いいたしますが、この制度の総額、そして予定受講人数を教えてください。

○小宮山副大臣 この基金事業、緊急人材育成支援事業につきましては、平成二十一年七月に事業を開始いたしまして、ことしの九月までの実施を予定しています。この間の基金の総額はおよそ一千九百六億円、基金訓練の受講者の目標はおよそ三十五万人です。

求職者支援制度につきましては、現在提出している法案が成立し、予定どおりことしの十月から施行されることを前提といたしまして、予算額はおよそ六百二十八億円、訓練の予定定員数はおよそ十三万人を予定しています。

○平山委員 まさに大変な金額を使われるわけですけれども、そのことによつて、これは雇用保険の費用からも出でているというふうに伺つておりますが、今後、このことによつて、雇用保険の金額が上がることはないのか。また、フリーライダー的

に雇用保険を払つてこなかつた方々、こういう方々に対しても支払うことになるので、この点はまず冒頭に、なぜ会社を設立いたしましたかといいますと、当時、厚労省が助成金を出しておいました。その助成金があるということを義理の父親から聞きましたし、ならば会社をつくるうといふことで、会社をつくりました。そのおかげで今ここに立たせていただいておると思っておりました。厚労省の方々にございさつ、お札を申し上げるとともに、当時の自民党の方々にもお札を申し上げたいと思います。

さて、私はきょう、特定求職者支援制度、この件に関する御質問をしたいと思つておりますが、まず冒頭に、私、一九九九年の十二月に会社を設立いたしまして、なぜ会社を設立いたしましたかといいますと、当時、厚労省が助成金を出しておいました。その助成金があるということを義理の父親から聞きましたし、ならば会社をつくるうといふことで、会社をつくりました。そのおかげで今ここに立たせていただいておると思っておりました。厚労省の方々にございさつ、お札を申し上げるとともに、当時の自民党の方々にもお札を申し上げたいと思います。

○細川国務大臣 うことも考えられると私は思います。そういう意味でもこの雇用保険の金額が上がることがないのか、そのことにお答えください。

○小宮山副大臣 この求職者支援制度につきましては、現行の緊急人材育成支援事業の実績を見てまいりますと、雇用保険の受給終了者が六割以上というふうになつております。この部分につきましては、雇用保険制度を拡大するとも評価できるというようなこと。また、求職者支援制度を利

用いたしまして安定した就職が促進されると、雇用保険制度の被保険者数が増加をしたり、あるいは雇用保険財政がよくなるというようなこともあります。雇用保険の附帯事業という位置づけでございまして、国庫が二分の一ということにいたしまして、雇用保険の倍の、四分の一というよりは国の負担が多くなつてきています。

この計画に沿いまして、各地域で、質量ともに必要な職業訓練が実施されるよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が訓練実施機関の開拓や訓練実施機関に対する支援を行うことにしております。

こうした取り組みによりまして、各地域で、求職者の方の就職に結びつく職業訓練が質量ともに確実に実施されるように努めていきたいと思っています。

おっしゃいますように、全体からすると南側の方の地域で割と多いようになつているよう見えます。労働政策審議会の方からも建議がございまして、保険料を引き上げなければならぬといふことですが、どうぞお聞きください。

○平山委員 わかりました。ありがとうございます。

また、この訓練自体が、全額補助が出る。六万円から十万円となつておりますけれども、ほとんど費用なしで、ただで受けることができるといふことです。

○平山委員 また、この訓練自体が、全額補助が出る。六万円から十万円となつておりますけれども、ほとんど費用なしで、ただで受けることができるといふことです。実際言うと、これは民間企業も講座をつくることができる。その結果、民間企業が多い都市部では供給が過剰となる、地方では不足する

こういう地域間格差をどのようにお考えなのか、そして、震災の被災地でこの制度をどのように活用されようとしているか、そのことに關してお聞かせください。

○小宮山副大臣 このたびの求職者支援制度では、厚生労働大臣が関係者の意見を聞いて全国レベルの計画を定めています。また、都道府県を単位とした地域ごとに、労働局と都道府県、地域の労使団体や教育訓練機関等との協議の場を設けまして、地域の具体的な訓練計画を定めることにしております。

この計画に沿いまして、各地域で、質量ともに必要な職業訓練が実施されるよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が訓練実施機関の開拓や訓練実施機関に対する支援を行うことにしております。

こうした取り組みによりまして、各地域で、求職者の方の就職に結びつく職業訓練が質量ともに確実に実施されるように努めていきたいと思っています。

おっしゃいますように、全体からすると南側の方の地域で割と多いようになつているよう見えます。労働政策審議会の方からも建議がございまして、保険料を引き上げなければならぬといふことですが、どうぞお聞きください。

○平山委員 わかりました。ありがとうございます。

また、この訓練自体が、全額補助が出る。六万円から十万円となつておりますけれども、ほとんど費用なしで、ただで受けることができるといふことです。

○平山委員 また、この訓練自体が、全額補助が出る。六万円から十万円となつておりますけれども、ほとんど費用なしで、ただで受けることができるといふことです。実際言うと、これは民間企業も講座をつくることができる。その結果、民間企業が多い都市部では供給が過剰となる、地方では不足する

なことが書いてあるんですけれども、多種多様にわたる事業が書いてあります。いろいろ電気技術者、機械設計技術者、金属プレス工、建築士、理容、美容、メイク等々あります。もちろんＩＴ関係もあります。介護もあります。

こういう状況の中、実際これだけ幅広く案内はされているんですけれども、実際の講座としてはほとんどＩＴ系、例えばエクセルの使い方オフィスの使い方、それだけならともかく、ウエブデザイナーというのがあります。これは私がやつていた仕事なのであえて言わせていただきます。そのうち四十から五十がウエブデザイナー講座でデバイナーというのがあります。これは私がやつていた仕事なのであえて言わせていただきます。

○平山委員 ありがとうございました。Dさん(三十代前半女性)「Webサイトデザインコース」を修了後、埼玉県内の会社において、自社のホームページ作成・メンテナンス、パンフレット・チラシ作成業務に従事(期間の定めのない雇用)」というふうに書いてあります。

このDさんが、長妻元大臣も含めて細川大臣に申し上げておられるのは、クラスメートの就職状況はどうでしょうか。この方はウエブデザイナーのコースを受けているわけですね。そうしたらDさんが答えたのが、「就職が決まった人はほとんどいません。実務経験がないと難しいようですね。Webサイトデザインに関する仕事を請めて、事務職に転向する人やアルバイトを続けながら就職活動をしている人もいます。」というふうに答えられています。

つまり、私が何が言いたいかといいますと、デザイナーというのは、なりやすい、簡単になれる格好いいんじゃないかというイメージが非常に全国的に蔓延しております。たくさんの人があ

年間、ウエブデザイナーになりたい、ウエブデザイナーになりたいということで、応募をしてくる。しかしながら、需要と供給が全くバランスが合っていない。供給過多の状況の講座をわざわざ厚労省、ハローワークが生み出す必要があるのか。

それで、まだほかの講座もいろいろ見させていただきますと、ネイルアートとか、いわゆる美容系のアロマテラピー、スペラビー、とにかく有名前が格好いいような仕事ばかりで、どちらかといふとガテン系の、電気通信技術者とかフライス・旋盤工とか機械組立工とか、実際には需要が非常にあって供給が追いついていないところ、そういう講座の方がほとんどない。いわゆる人気はあるけれども就職ができないような講座、こういう講座が非常に見受けられるというのが現実だと思いまます。

見ていただくとわかるんですけれども、その講座も横文字ばかりで、何となく格好いいようなものばかりで、今のままでは本当に大人のキッザニアアになってしまふんじやないかという危惧をしております。ぜひ、雇用保険からお金を拠出していいわけですから、実際に就職に近づく訓練をお願いしたいと思いますが、その点に関してはいかがでございましょうか。

○細川国務大臣 平山委員が御指摘のように、訓練事業をやつても就職に結びつかなければ意味がない。したがつて、今度の求職者支援制度、この制度の目的は、何といつても就職に役立つ、そのためには、やはり質の高い訓練をやらなければとうふうに思つております。

そのためには、ではどうしたらいいかということでありますけれども、ここは、これからは、そのコースで卒業した人がどれだけ就職をしているか、このことによつて、就職率によつて、そういうところに対してもある程度財政的支援を高くするとか、あるいはまた、就職率が悪いようなところのコースというのは、コースを設定する場合に、そういう悪いところはもうやめるというよう

な、そういう就職率というのを特に強く考えて、コースの設定をしていきたい。要するに、就職に役に立つ、そういうコースの設定を求職者支援制度ではしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

ております。  
○平山委員 ありがとうございます。

考えていたたきたいのは、コースを一度受けた失敗したというふうに気づいても、二回受けることが残念ながらできないんです。そうすると、ハーネークが紹介をして余り意味がなかつた。ハーネークが紹介するのだから大丈夫だろうと思つて行つてみたら意味がなかつた、しかし、もう一度違うコースを受けて、もつと堅実なコースをとりたいんだけども、それもできない。

そういうことから考えたときに、やはり私は職業構造というのも当然あると思いますので、どの業種でも、供給過多になっているところ、例えば

は、介護は今、実際足りないと言われていますし、どんどん仕事もあるというふうに聞いておりますけれども、このウェブデザイナーのような、明らかにもう供給過多になつてているような仕事に対する講座を認定するというのはいかがなものかと思ひますので、ぜひ御考慮をいただきたいと思ひます。

そこで、先ほどからの件に関しまして、本来、

目的が就職であるはずなのに、どちらかというと制度に対応するために事業がつくられている、講座がつくれられているというように、私、行ってみ

て感じてしまいました。ハローワークの方々も忙しいですし、そんなに、現実に即した、就職に即した仕事というのもなかなかつくりづらいということはわかるんですけど、けれども、私は思いいますに、実際に雇用募集者を事業先に招いたり、あるいは講座つくりに参加させれるような仕組みが必要なのではないか。また、事業をやっている時点から青田買いを検討させてもらいいのではないか。そういうことをぜひこの講座の一つの売りということに入れていただけないかと、かというふうに思いますが、いかがでしようか。

○小宮山副大臣 委員が御指摘のような、そういう工夫も検討はしてみたいというふうに思います。

いきますと大体六八・八%ぐらい、実践演習コースだと七一・五%ぐらいは就職ができているんですね。

すね。あと 実際に効果か上かったコース そういうことをやった実施機関に対してもインセンティブ いうことも工夫はしております、コースの就職率に応じて就職者 人当たり上乗せをするとか、そんな工夫もしておりますので、ぜひいろいろな知恵を出しながら、実際に就職に結びつくようなコース設定をしていきたい、そのように考えております。

○平山委員 六七%と言われておりますが、先ほどの資料をまた見させていただきますと、意見交換会において、基金訓練による就職者というのが

四名来ておられますか、四名とも一年間の有期雇用、期間の定めのない雇用、期間の定めのない雇用、期間の定めのない雇用、五名とも期間の定めのない雇用になつております。これを就職といふのであるならば就職なんでしょうけれども、やはり六七%、数字だけ見るとそうなりますが、厚労省のほうではまだ二年生のところが、

省の意見交換会は呼んだ人が五人なのに五人と期間の定めのない雇用と一年間の有期雇用という

ことを考えれば、これは外に出す資料ですから、せめてちゃんと就職した人を呼んでいただけたらと。

○細川國務大臣　これはちょっと委員が誤解というか思い違いをされているのではないかと思いますけれども、例えば一年とか二年とかそういう有期の雇用と期間の定めのない雇用では、期間の定めのない雇用の方が正規で、しっかりと雇用が確保されている。こういうことでございまして、その懇談会に出席をされた方は基金事業によってまさしく正規の雇用が確保されたということで、これは私どもとしては非常によかった懇談会だというふうに思っております。

○平山委員 申しわけありませんでした。私の勘違いでした。  
では、時間となりましたので、最後の質問とさせていただきます。

先日、十時ぐらいにハローワークに行かせていました。ただきますと、本当に込んでいて大変な状況の

おられました。だれが見ても、これは本当に忙しいなというのがわかります。そういう中でまた新しい制度をつくるということは、ハローワークに対してさらに仕事を負荷することになってしまふ。

そういうことを考えたときに、私は、すべてハローワークで担うことのものも考え方なのかなう。

と思っておりまして、この枠組みの中で、逆に就職あっせんまでワンストップで民間企業にゆだねることはできないのかということをぜひ提案させ

○小宮山副大臣 今、ハローワークの中では、本当に人に寄り添つてそれぞれマンツーマンでやるようなこととか、さまざま形をとつていろいろ工夫しながらやっておりますので、大変今、ハローワークにおいていただく方が新卒者も含めて、二、三のところはそこらじゅうで

ふえているということはそのとおりかといふふふに思っています。

就職の実現のためにハローワークは精いっぱい取り組んでおりますので、民間の力をどのように使えるかということは、また御意見もいただきな

るべくハローワーク機能が充実するように、しつかりと厚労省としては努めてまいりたいと思つております。

あります。

ありがとうございました。

○牧委員長 次に、田村憲久君。おはようございます。自由民主

党の田村憲久でございます。

きょうは、五十分質問ということで、前回は、五十分でございましたけれども、ちょっといろいろな配慮がございまして時間が短かつたものでありますから、残った部分も含めて、大臣、おつき合いをいただきたいというふうに思います。

まず冒頭、ちょっと年金の議論をさせていただ

きたいと思ってるんですけれども、例の第一次

の補正予算案、四月十九日に三大臣合意というこ

とで、財務大臣と玄葉大臣とそして厚生労働大

臣、細川大臣が、この財源の問題で、基礎年金全

庫負担を二分の一に引き上げる部分、これを差し

出すというような記事が出ておりまして、その後

いろいろな議論を、この委員会でもあったと思

うですが、大臣がしっかりと、基礎年金の国庫

負担部分を二分の一に引き上げるための財源、こ

れは守るんだと当初おっしゃられておられたにも

かかわらず、何か財務大臣にごまかされたんじゃ

ないのかな、そんな気がして仕方がないんです。

当初、大臣は、何も話を聞いていないというこ

とで怒られて、異例ですよね、財務大臣が厚生労

働大臣の部屋に来て頭を下げた、平謝りだったと

いうような、そんなうわざがあるぐらいの、何の

連絡もない中でのそういう財務省の一つの指向性

というものに対して大臣がお怒りになつた。

だから、そこまで大臣の方がお強い立場であつ

たんだから、私は、しっかりとここはお守りをい

ただけるのかなと思つておつたんですけども、最後は腰砕けになつてしまつたのかなというふう

に思います。

私が配つた配付資料の一枚目なんですが、ここ

に自由民主党作成資料と書いてあるんですけども、書いてあるのは国民年金法等の一部を改正す

る法律と書いてあります。これは、我が党に民主

党から一次補正等々のいろいろな説明の中ついで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、今回、国民年金法等の一部を改正する法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

そこで書いてある内容は、多分あすあたり閣議決定をしてこられるのかなというふうに思うんであります。されども、何だかでちょっとお金が出てくる法律案、このような内容で大体いいというふうに理解してよろしくございますでしょうか、大臣。

のは将来ですよ。今年度中に新しい制度ができたところで、すぐには税収は上がらないんでしょうから。多分、実際問題、税金を上げるのは将来ですよね。それから返してもらうというなら、これは何年後かわからないわけですよね。それが決まればすぐ返してもらうというならば、それは今年度中という話だと思います。

だから、そのでくるだけのできるというのは、それが主体なのかということによって変わってくるので、今年度中ということなのか、いや二、三年先ということなのか、いや五年先だということなのか、大臣の思いとしては、どこにあるんですか。

○細川国務大臣 私の思いとしては、できるだけ早くでありますから、今年度中も含めて、こういふことでも含めてとができるだけ早くといふことでございます。

○田村(憲)委員 含めてとるのは、そもそもわからぬし、二年先か三年先か四年先かもわからぬという話でありますから、納得はできませんが、担当の大臣としては、今年度中とはつきりと言つていただきたかったというのが私の本音であります。

といいますのも、これは積立金 先般新聞を見

に達するまでの金額を」と、わざわざ「達するまでの」と書いてあるんですよ。達する金額じゃないですよ。「達するまでの」というのはどういうことかというと、一遍には返さないということをいふでありますよ。まあ、にこっと笑つておられるの事で、いろいろな御事情があられるんだと思いますけれども、これだけはしっかりと指摘をしておきたいと思います。出てきた法案を見て、またこの場で議論をさせていただきたいと思います。

これは実は十年前の法律、平成十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律、これは十年前に我々が政権のときでありますけれども、繰り延べをした法律ですよね。国庫負担部分を。これも同じように「合算した額に達するまでの」となっているんですよ。

これは何でこんな「達するまでの」という書き方をするかというと、今までずっとたまつてきた部分も、一遍にそのあいた分を埋めているんじやないんですね。お金ができたらできた分だけ、今まで繰り延べしてきた部分を徐々に埋めていると

いう話でありますと、金ができたときに埋めると

いうやり方がこの「達するまでの」と、達する額な

らば、その額を一回で返すというようなイメージ

に文章的にはなるんだと思うんですよ。今回のも

同じように「達するまでの」と書いてあるというこ

とは、なかなか返してくれないんじやないか、私はこう思つちやうわけなんですね、この文章の書き方で。

大臣、どう思われます、この書き方。ちょっとと

疑問を感じませんか。

○細川国務大臣 これまでもこういうような表現

で返すということを記載してきたというところが

ござります。

今回もこういう表現とすることになつております

すけれども、「達するまで」というふになつて

おらないということがございまして、避難所じや

なくして御自宅に住まれておられても、どこにおら

れるかよくわからないという問題を指摘させてい

ただきました。これは震災地の問題であります。

一方で、震災地以外のところ、そこでも同じよ

うな問題がありまして、このよくな未曾有の灾害

が起つた、でも、全国じゅうどこで起つたかわ

からないというもとにおいて、どうやって防災計

画等々の中に、障害者も含め、障害者だけじゃあ

りません、避難をするための要援護者、こういう

方々の避難をスムーズにするためのいろいろな計

画を立てていくかという問題が指摘を実はされて

おります。

消防庁の方にちょっとお聞きをいたしましたの

ですが、そしたら、避難支援のガイドラインみた

いなものをつくつておられて、何か「犠牲者ゼロ」

を目指すための総合プランというのがあるんですね

か、その総合プランの中でこのような名簿を作成

するようなことを、要するに要援護者の方々の名簿を作成して、その上で災害が起つたときにつっかりと避難ができるような、そういう計画に

盛り込むような、そんなことを一応指導はしてい

るんだという話をお聞きしたんです。

先週、民生委員の方がうちの事務所にお越しを

まず、今、全国の中でどれくらいその名簿の作成は進んでおるんですかね。

○佐々木政府参考人 名簿につきましては、随時内容を更新する必要があるために、調査の選択肢としては、未整備または整備中という項目でお聞きをしております。これに基づきまして、平成十二年三月三十一日時点で、整備中と回答した市区町村の割合は八八・七%となっております。これは、二十二年三月三十一日、一年前の時点と比べますと二二・九ポイント増加いたしているといふふうに承知しております。

○田村(憲)委員 九〇%近くが名簿の作成に着手しておるというような話だったというふうに思っています。

ただ、この名簿というのはどういう名簿かというふうに承知しております。開示することが前提の名簿だと思うんですけど、開示する人がわからなければ、幾ら名簿だけあつたって要援護者のところに行けないわけですよね。例えば身体障害者の方々、歩けない方々、そういうところに災害が起つたというときに、助けに入つて避難を誘導したりとか、また、災害で、例えば地震で家が壊されたときに、安否が大丈夫か、救いに行くわけではありませんから、そういう意味では、これは開示されることが前提だというふうに思うんです。

ところが、幾つかの自治体を私も確認したんですけど、やはり開示されていませんでした。これらはどうするんだということを考えているというふうに思うんですね。問題なのは、実は要援護者というのはすごく広い幅になるんですよね。外国人まで入つているところもあると思います。というのは、言葉が通じないという意味で、逃げてくださいと言つても通じない。だから、要援護者に外国人というところまで入つてあるところもあると思うんです。これはそれぞれの自治体がつくる話になると思います。

ので。

これは、整備していくと、転入、転居がありますから、延々と整備中なんですよ。だから、整備できたところといいますか、着手したところから入った情報から、今度はちゃんと必要な関係者の方々に開示をしていかなければなりません。それが、それに関しては今何か指導はされているんですか。

○佐々木政府参考人 災害時要援護者名簿は、各市町村におきまして、個人情報の保護に配慮しながら、要援護者の同意の上で、支援者となり得る方々への開示を行うなど、必要に応じて情報共有がなされているものと認識しております。

しかしながら、今回の東日本大震災における状況も踏まえつつ、関係省庁と連携しながら、情報共有の方法等につきまして、必要な調査を実施することを検討してまいりたいと考えております。

○田村(憲)委員 名簿の着手率を調べるだけじゃなくて、今ちょっとお話をあつたと思うんですが、これが必要な方々にちゃんと開示されているかどうか。もちろん、個人情報ですから、センシティブな問題はあると思うんです。御本人の同意も得なきやいけない。同意を得るのも大変なんですよ。例えば障害者の方ですと、障害者手帳もしくは例えば自立支援給付等々の情報から、

その担当部局が行なきゃいけないという話になりますからね。ほかの部局が行つたら、その役所の中での情報漏えいになつちやいますからね。だから、これは非常に大変な作業なんですけれども、どういうやり方をするかどうかというのもありますから、それを同意を得ようと思えば、これは組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○田村(憲)委員 よろしくお願ひしたいと思いま

急にしていただきたいな、こんなふうに思います。答弁をいただきたいと思います。

もう一点。これは内閣府の方でございますけれども、ガイドラインを以前つくられましたが、今回の大震災を受けまして、そのガイドラインもこれからこの震災を検証する中で見直しをしなければならないというふうに思うんですが、やはりこの問題、以前も指摘をされておられます。もうちょっと強い口調で具体的に今度の改定をされるからこの震災を検証する中で見直しをしなければならないというふうに思うんですが、やはりこの問題、以前も指摘をされておられます。もう

どちらも、ガイドラインを以前つくられましたが、今回の大震災を受けまして、そのガイドラインもこれまで御答弁は結構でございます。

それでは、本委員会の質疑をすべき法案に入つてまいりたいというふうに思います。

○佐々木政府参考人 名簿の作成の本来の目的がちゃんと機能することが必要だ、こういうふうに思つておりますので、先ほど申し上げましたように、まずは情報の共有状況等を調査させていただきまして、必要な対応を行つてまいりたいというふうに考えております。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの災害時要援護者の避難支援ガイドラインでござりますけれども、この中では要援護者情報の共有方法といたしまして、先ほど消防庁からもお答えがありましたような同意方式のほかに、関係機関共有方式とか、あと余り効率的でないかもしませんが手上げ方式とか、いろいろな方式を提示して市町村の取り組みを促進していこうとおこころでございます。

ささらに、私どもしましては、これまで、それぞれの市町村が御判断いただけるような取り組みをしてまいつたところでございます。

それの方程式につきまして先進事例の事例集を作成して情報提供して、それを活用していただいてそれがどの市町村が御判断いただけるよう取り組みをしてまいつたところでございます。

引き続き、関係省庁とも連携しながら、まずはこのガイドラインの一層の浸透を図りながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○田村(憲)委員 よろしくお願ひしたいと思いま

働省所管の方々になつてくると思います。担当部局とよく御相談をいただいて、こういう問題に対してしっかりと対応できるように、また、どういうところに問題があるのかということも含めて整理をいただいて、各省と連携をいただきながら対応をお願いいたしたいというふうに思います。こ

れは御答弁は結構でございます。

それでは、本委員会の質疑をすべき法案に入つてまいりたいというふうに思います。

これでも我が党の加藤委員から前回質疑があつたところなんですが、それでも、今回の求職者支援法のところなんですが、それでも、今回の求職者支援制度は国庫と雇用保険とほぼ半分でお金を入れてこれを進めしていくという話でございますが、この事業を雇用保険の附帯事業とした、これは何でなんですか。

まずは、求職者支援法の方から入つてまいりたいというふうに思います。

これでも我が党の加藤委員から前回質疑があつたところなんですが、それでも、今回の求職者支援制度は国庫と雇用保険とほぼ半分でお金を入れてこれを進めしていくという話でございますが、この事業を雇用保険の附帯事業とした、これは何でなんですか。

○細川国務大臣 これは委員も大体御理解をいたしておりますけれども、今、緊急人材支援事業、これを行つておりますので、その実績を見ますと、雇用保険の受給終了者、その人たちがこの事業でやつている、これが大体六割を超えております。それから、この求職者支援制度、これを利用して職がない人がきちっと就職していけば、これは雇用保険の被保険者数、数もふえますし、雇用保険の財政の方も安定する、そういうところにも寄与するということ、そういうことを考慮いたしまして、そこで雇用保険の附帯事業という位置づけをしたわけでございます。

しかし、すべて財源は雇用保険というわけではなくて、国庫の方から二分の一、そしてあとの二分の一を雇用保険の四分の一から比べますと、二分の一ということで、国が相応の負担をすると、こういう制度にしたわけでございます。

この点についてはいろいろ御意見もございました。これも承知をいたしております。また、審議

会の方からは、この点についてもなかなか厳しい建議もございました。そういう意味で、この法案では施行後の三年の見直しの検討事項も織り込んでおりまして、それに基づいてまた検討もさせていただく、こういうことにいたしているところでございます。

○田村(憲)委員 もともと、対象者が「雇用保険を受給できない者」と書いてありますから、本来雇用保険の対象じゃない方々という話で進めていくわけなんでしょうけれども、今の大臣の御答弁をお聞きしていますと、何か苦しいなと。だって、これで動いて、勤めたら、要するに雇用保険の対象者が減るというか、給付の対象者が減るだとか、そういう何か変な理屈をつけながらお金を払っているという部分は、非常に違和感を感じます。

実際 私は理解しておりません しておらずません  
るが、多分、雇用保険というものにかかる対象者といいますか、遠い意味での、広い意味での対象者を、今までと哲学を変えたのかな。だから、今まで基金事業は全額国庫でやっていたのを、今回、二分の一国庫を入れて、二分の一は雇用保険というようなそんな制度に変えたのかなということであります、そこは一つ考え方の整理がされたのかなというふうな気はいたします。  
いずれにいたしましても、では、その範囲がどこまでなのか。どこまでの方々が雇用保険の対象か。だって、これは雇用保険と同じような負担率ばかりありませんものね。それよりかは国庫負担が多いわけですね。だから、そこはまた雇用保険とは違うわけですよね。雇用保険と関連はする附帯事業ではあるけれども、一〇〇%の雇用保険じゃない。だから附帯事業なんですよ。そこらへんの、雇用保険と絡む方々はどの範囲で、絡まない方々がどの範囲だから、国庫負担が雇用保険よりも多いんですよという理屈が本来はあるんだろうと思うんですよ。その整理はこの法律は今のところできていない、この制度はできていないというところでござります。

我々も、参議院のときのマニフェストに、我々がやってきたこの緊急人材育成支援事業、これを恒久化するということを書いておりますので、そういう意味では、そう簡単に反対できないなどという部分がございます。一方で、今言つた財源の整理ができるでないというので、本当は痛しかゆるなんですよ。だけれども、三年後の見直し規定がある。ただ、そこには財源のことは何も書かれておりませんから、我々、修正をさせていただいて、そのような修正がしっかりと各党の御理解を得ないと、ただけるのであるならば、この法案に対しても賛成の意思表示をしていくべきなのかなというふうな、今そんな感想を持つておるような所存でござります。

の問題、財政をどうするんだという問題、ちゃんとある程度雇用保険と国庫の理屈がつくようにこの仕分けをしていただきたいなと思いますので、お願いをいたしたいというふうに思います。続きまして、資料を見ていただきますと、こういう資料のちっちゃい縮小版が載っていると思うんですが、求職者支援制度と緊急人材育成支援事業との違いというもの、これを整理しております。

その中で、訓練の類型というのがございまして、緊急人材育成支援事業の方では、Aグループ、Bグループというふうに分かれています、職業横断的スキル習得コース それから基礎演習コースというのがAグループ、実践演習コース 社会的事業者等訓練コースというのがBグループ。二つあるんですね。これが求職者支援制度では、認定訓練①、認定訓練②というふうに分かれているんですね。これは、Aグループがこの①に行つたと、Bグループが②に行つたというふうに理解していいのでござりますか。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

今、この資料にありますように、横断スキル訓練コース それから基礎演習コースが新訓練の一番、それから、新訓練の二と、いうものにつき

ましては、この横断的スキルコースの一部もこれになります。それから、実践演習コースあるいは社会的事業者コース、こちらが新訓練の二の部分に入るということにならうかと思います。

今、四区分で類型化を、細分化をしておりますけれども、今回の新制度ではそれを大きく二三分にし、基礎的な部分のみを教えるコースと、それから基礎から実践まで一括して教えるコース、こういうふうに類型区分をするということをごぞいます。

○田村(憲)委員 なかなか理解できないところがあつたんですけれども、以前のAグループ、Bグループというのとは、基礎的な演習と実践的なものとが分かれていた。しかし、今回は、「ここに」「基礎的能力から実践的能力までを習得」と書いてありますけれども、要は下から上まで一気通貫で学ぶコースもできたので、Aグループ、Bグループに対応して①、②ができるんじゃなくて、そこにはある程度横断的に移ったというふうに理解しているということですね。すると、そのままじやないということですね。

それで、これを見ていて私がちょっと気になつたのは、その下に書いてある「認定訓練①→公共職業訓練の連続受講も可能」というのと、それから緊急人材育成支援事業の方は「Aグループ→Bグループ→公共職業訓練の連続受講も可能」というふうに書いてあります。これは実は、何か似ているようで似ていないんですね。

何を言いたいかといいますと、次のページ、西付資料三を見ていただくとわかるんですが、これが新訓練等の体系です。要は、新訓練①から公共職業訓練には行ける、ところが②からは行けないという話になるんですね。そういうことでいいですね。

ところが、前回はAグループ、Bグループから公共職業訓練の連続受講も可能だったということでありまして、Bグループは実践演習コースといふのでかなり熟練度が高いコースですね、これから公共職業訓練に行けたわけです。前回は、あ

る程度の能力からさらに能力を高めて、より就職しやすいように、より待遇のいい職場に行けるようには公共職業訓練を受けて、そして就職という道筋がとれたのが、今度は新訓練①という、基礎的能力の習得、比較的低いところからしか公共職業訓練に行けない。

すると、新訓練②、これも能力的には段階があると思います。一番上まで、つまり、公共職業訓練を受けたある程度の能力をつけられた、その上で行く人もいれば、そうじやない途中、この絵の中に矢印がありますよね、一番右の矢印は一番低い、こういうところでこの新訓練②を終える方々もおられるわけですよ。こういう方々は公共職業訓練は受けられない。

前回の制度の方がより高い能力を身につくる

○小野政府参考人 お答えをいたします。  
今委員御指摘のように、今までは、緊急人材育成事業についてはできるだけ幅広いいろいろな訓練機会を持つてもらおうということで、基礎から実践、さらには公共訓練と、いろいろな受講を認めてきた。  
その結果、実は、この基金訓練につきましては、基礎的な訓練が終わつた後、次の実践的な訓練を受ける間に、つまり、別のコースをまたあつせんしていくというようなことになりますので、どうしても間隔があいてしまって、そこでやはり能力の習得に時間がかかる場合があるというようなことがわかつてまいりました。  
それからまた、一つの訓練コースの修了者でも一定の就職実績、先ほど、全体の平均で六八・八%まで来ている、あるいは基礎演習コースでも七割を上回っているという実態が、平成二十一年七月からこの訓練を実施する中でわかつてまいりました。  
今回の二類型に区分を分類し直すということでも、そういうことを踏まえて、この新しい制度で

は、たくさんの訓練コースを、四つすべて設けるというのではなくて、一つのコースで一貫して基礎的なものから実践能力まで習得していくだけの訓練コースをできるだけ中心にしてまず組もうと、いうふうに考えたわけです。そうしますと、今先生がおっしゃるよう、確かに基礎から実践まで個々人いろいろな差があるてくるということはあると思いますけれども、一つの類型的な考え方としては、こういう一貫した訓練と公共職業訓練との連続受講の問題につきましては、やはりいずれの訓練も実践的な能力を付与するという面は色濃く持っているということ、それからさらに、公共訓練というのは一年まで基本的に認めておりますので、こちらの新しい新訓練が三ヶ月から六ヶ月ぐらいを標準にしている、そうしますと、さらにそういう連続受講を認めることになります、この訓練期間が長期間にわたることになります、もちろん訓練を受けられることは技能も向上すると思いますけれども、一方で、今回の対象者の方はできるだけ早期に再就職していただかなければいけないことを考えて、今回、連続受講というものは認めないことにいたします。

た場合、いや、あなたは、そういうふうにたって権利があるんだから、まずそちらの少ない方をもらつてくれよなんて、どうも理屈が通らぬなどしか思えませんので、これは整合性をつけないと必ず要があると思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

最後に、今回の震災で雇用がたくさん失われました。そういう中において、派遣業者の方々が、今、大きな役割を担おうと、一生懸命努力をされております。

大臣も次の酉年資本内にありますけれども、この四で大臣が業界の方々と写真に写つておりますけれども、人材派遣業界への要請といふことで、被災した労働者、求職者の就業先の確保、求職者の希望や適性に応じた的確な職場の紹介、また、復興に取り組む企業の人手不足の解消などを必要な人材の確保等々、大臣の方から業界に要請をされておられるわけですね。それだけ人材派遣業界、特にこういう緊急時には大変な力を發揮します。今、一生懸命、現地のニーズというものの、いろいろと厚生労働省の方で基準緩和していただいて、特例で入つてもらつてもいいというようなこともしていただきたいようでございまして、今入つて、いろいろなニーズを聞き取ろうと、いう努力もしております。

方で、瓦れきの処理等々でこれまた大きな役割を果たしておりまして、その地域の方々を行政で雇つて、そして瓦れきの処理をしておられる、こういうところもありますが、なかなか進まないようであります。それよりかは企業が、例えばスーパーだとかレストランが人材派遣に頼んで、人をとりあえず集めてもらつて、そして瓦れきを処理して営業を再開したりなんということもたくさん起つておるようです。そういう意味では、これはどういう方々がこれによつて作業をされておられるかというと、登録型、日雇い派遣の方々なんですね。大きな役割を果たしているんですよ。

卷之三

○長勢委員 おはようございます。

を恒久化するというところだけが違うということ

があるんだから、まずそちらの少ない方をもらつてくれよなんて、どうも理屈が通らぬなとしか思えませんので、これは整合性をつけたいだけ必  
けれどもこれは継続になつておりますが、こうい  
うものに関して、やはり、今こういう震災時にこ  
れだけの要請をされて、派遣業者を頼りにされ  
てくださいました。それで、まずそちらの少ない方をもらつてくれよなんて、どうも理屈が通らぬなとしか思えませんので、これは整合性をつけたいだけ必

このたびの求職者支援制度でござりますけれども、皆さん御案内のとおりに、リーマン・ショクル後の大変緊急のときに、自公政権では时限的

○細川国務大臣 中身につきましては、これまで

の法案はしっかりと早急に通すんだというんじゃなくて、大変な大きな役割を果たしている部分がある、だからこの法律も見直さなきやいけないしいふうにはつきりここで言つていただく必要が

政府は、前年の基金制度を途中でやめてしまた

卷之三

大臣も、次の配付資料四にあるんですけれども、この四で大臣が業界の方々と写真に写つておられますけれども、人材派遣業界への要請というところで、被災した労働者、求職者の就業先の確保、その他の支援について、これまでに何回か戦略の説明、そこで、お答えをいたしました。ただいって、私の質問は終わりたいというふうに田嶋大臣からお答えを頂きました。

ますい点があるといふことなのがあるいは

二つ二意味があるのです。」

また 復興に取り組む企業の入手不足の解消など、必要な人材の確保等々、大臣の方から業界に要請をされておられるわけですね。それだけ人材派遣業界、特にこういう緊急時には大変な力を発揮します。今、一主張され、見地の二二二と、いうものの、われども、いろいろな問題があるとして、どうして労働者派遣法の改正案を国会に提案をさせていただいております。ただ、私どもも、派遣制度そのものをすべて否定しているというところではございません。

卷之三

必要がどうしてあるのか。本來、動く方々も、みな

ただいて、特例で入つてもらつてもいいというようなこともしていただきたようでござりますので、今入つて、いろいろなニーズを聞き取ろうと  
いう努力もしております。

にたくさんおられます。そういう人たちの生活の糧としての仕事というのを提供していただく。私は、この際は本当にあらゆる方のお世話になつて仕事を見つけていたぐく、このことが大事じやな

卷之三

恒久化といふのは不適切だ

割を果たしておられまして、その地域の方々を行政が雇つて、そして瓦れきの処理をしておられる、こういうところもありますが、なかなか進まないようであります。それよりかは企業が、例えば材ビジネスをされている皆さんにも、この際、被災地の被災された方にどうか仕事ができるようにな、そういうお願いもさせていただいたところでございます。

り止めてきたと  
いうことになつて  
は、本當に太

卷之三

人をとりあえず集めてもらって、そして瓦れきを処理して営業を再開したりなんということもたくさん起つておるようであります。そういう意味では、これはどういう方々がこれによつて作業をありますからお願いしたわけで、派遣法の問題とそのものがなくなつたというわけではないといふうに思いますので、そういう意味で派遣の業界の皆さんにも今回はお願いをいたしたところでよ

通志卷之三十一

一方は一方が△非正規労働といふ形になつてお

の方々なんですね。大きな役割を果たしているんですよ。  
そこで、大臣、労働者派遣法、ずっと、審議をいたしました。○牧委員長 次に、長勢甚遠君。

いただいてることについては、私も、それはそれで感謝をいたしているところでございます。

卷之三

卷之三

ときだけでなくて、恒久的にセーフティーネットを強化する必要が生じている、このように受けとめております。

このため、雇用保険と生活保護の間をつなぐ新しいセーフティーネットを構築することとして、雇用保険を受給できない求職者を対象として求職者支援制度を創設するものでございます。

急激な景気の低迷だとか、雇用失業情勢の悪化等への一時的な対応ではないことから、予算措置である基金事業の延長ではなく、法律に基づく恒久的な制度とする必要がある、このように考えて、今回提案をしている次第でございます。

○長勢委員 先般、雇用保険の対象者の数も拡大をしたとか範囲も拡大したところでございました、そういう意味で、それにもかかわらず、雇用保険の資格を持たないあるいは入っていないといふ人がおるというのは、もちろんいろいろな方がおられますけれども、ひとえに本人の努力の足りないということ私は大きな影響が出てきているんだろうと思うんです。

そういう中で、それを安易に甘やかすようないういう恒久化というのは、私は、日本の文化といふか、働く方々の職業意欲というものをあいまいなままにしておくという意味でも非常におかしいことだ、このように思つております。では、ちなみに聞きますけれども、雇用保険の受給者でない、入っていない、こういう方々に対する制度として何かあるんじゃないですか。

今、職業転換給付金というのがあると思いますが、なぜそれを拡大しないで、こういう特別の法律をつくるんですか。

○細川国務大臣 今委員御指摘がありました職業転換給付金、これを適用して、あるいは拡大して、こういうこともあるんではないかということ

でございますけれども、この職業転換給付金とい

うのは、障害者などの就職が特に困難な失業者に

限定をいたしまして、その知識や技能習得を容易

にするためには、そのために公共職業訓練等を受講する場

合の特別の手当を設けている、こういう制度だと

思います。

今回の求職者支援制度は、広く雇用保険が受給されない人を対象にして、雇用保険と生活保護の間をつなぐ新たなセーフティーネットというのを構築するものでありまして、職業転換給付金制度の趣旨から、これを拡充するというような対応はとらなかつたところでございます。

ただ、委員が御指摘のように、モラルハザードが生じるということについては、これは私は、厳に慎むというか、しっかりとそこは対処しなければいけない、こういうふうに思つております。

これは本当に大事なことでございまして、そのためには、毎年、国と都道府県のレベルで訓練の量や訓練コースについて訓練実施計画を策定し

て、訓練の実効を上げる。それとともに、ハローワークでの訓練受講前から訓練修了後までの相談あるいは支援を徹底するということ。また、訓練

開始後、その対象者が就職支援計画に沿った支援というのに応じないような場合は重いペナル

ティーを設けて、そういう熱心に就職に向けてやつていよいよな人に對してはペナルティーを加え、そして一方で、一生懸命就職をしたいと

いう意欲のある方については支援をしていく。

こういうことに努めていきたいというふうに思つております。委員言われるようこのモラルハザードについて、私は、厳にしっかりと対応をしていくことが大事だというふうに思つております。

〔郡委員長代理退席、委員長着席〕

○長勢委員 生活保護に落ちないようによつて、さつきの政務官の御説明でございましたけれども、生活保護についていろいろな評価が今ある

かということは相当厳格な審査が必要であると思ひますし、また、そういう者が、いいかげんな人たちが排除できるような、もつと厳格な枠組みをつくることが必要だと思いますが、そこ辺はどう

のないように対応してあるんでしょうか。

○細川国務大臣 委員おっしゃるとおり、給付金

目当てのような者に對しては、本来この制度は利

用してもらつては困る、また、させないようにな

なければならないというふうに考えております。

つまり、本来就職意欲も不十分な方が安易に生

活保護的な求職者支援制度というものに入り込んでくる、そういう意味でも、職業意欲を堅持していく中では、この恒久化というのは大変不適切な制度だというふうに私は感じております。

そしてまた、今、転換給付金について大臣からも御答弁いただきましたけれども、今の制度は相対的に就職が大変困難であろうという方々を対象にしておるわけですねけれども、今非正規という方がたくさんおられるということであるならば、そなの方々を何らかの形で類型化して、そういう本当に困つていてる方々を職業転換給付金として拡充するというのならまだ理解もできると思うんですけども、単に基金訓練を恒久化するというのは、

非常にばらまき的な、安易な制度だというふうに私は思います。そういう意味で、非常に疑問を強くするものでございます。

モラルハザードの話もいたしましたけれども、訓練をしっかりと早く就職したいという意欲のある人であれば非常にいいんですけども、中には、そういう意欲も余りなくて、給付金目当ての者も出てくる可能性が高いと私は思うんです。

基金訓練では、なぜそういうことも目をつけぶつてもやつたのか。というのは、やはり非常に就職状況が厳しい状況だったから、それに一々構つておられないという状況であらいう制度をつくつたんだと私は思うんです。

しかし、平時にこれをやるのであれば、この支援制度の対象になろうという人が、就職意欲が本当に強いのか、あるいは、それをきちんとやるのかということは相当厳格な審査が必要であると思ひますし、また、そういう者が、いいかげんな人たちが排除できるような、もつと厳格な枠組みをつくることが必要だと思いますが、そこ辺はどう

のないように対応してあるんでしょうか。

○長勢委員 理屈というか、話としてはおっしゃることはわかりますけれども、現実に、安定所の、ハローワークの窓口でそんなことがきちんとやつていて、そのようなことがあります。それが、しっかりと対応して、そのようなことがないようになります。

そういう意味で、私としても、委員も言われるように、モラルハザード、これだけは、しっかりと対応して、そのようなことがあります。やつていただきたいというふうに思つております。

○長勢委員 理屈というか、話としてはおっしゃることはわかりますけれども、現実に、安定所の、ハローワークの窓口でそんなことがきちんとやつていて、そのようなことがあります。それが、しっかりと対応して、そのようなことがあります。やつていただきたいというふうに思つております。

そこで、就職支援を一層強化するために、ハ

ローワークの方では、対象者に對して個別に就職支援計画を作成いたしまして、訓練受講中及び訓練修了後も定期的にハローワークに来所を求める

して、そして訓練修了後も、必要な場合には担当制も用いて支援を行つていくという方針でござい

ます。

また、訓練開始後に対象者が就職支援計画に沿うよう形の態度を示さないような場合、本人が支援に応じないような場合には給付を支給しないということや、また支給した額の三倍までペナルティーで返還、納付の対象とするというようなことで、厳正に対処したいというふうに考えております。

そこで、就職支援を一層強化するために、ハローワークの方では、対象者に對して個別に就職支援計画を作成いたしまして、訓練受講中及び訓練修了後も定期的にハローワークに来所を求める

して、そして訓練修了後も、必要な場合には担当制も用いて支援を行つていくという方針でござい

き対策と一般財源で対処すべき対策というものに分けられておると思うんですけれども、これはどういう基準で分けておるのかということについて、大臣の所感をお願いいたします。

○細川国務大臣 一般会計とそれから労働保険特別会計で行う事業とをどういうふうに分けているか、こういうことでござります。

一般会計二千三百四十五億円、労働保

一般会計で行ないます雇用対策といふのは、就業経験が乏しい障害者とか新卒者向けの対策とか、あるいは雇用保険の被保険者とならない高齢者対策とか、そういう人たちでございまして、国民全体で共同連帯ということで対処すべき、そういうのが適切な事業、雇用対策というものは一般会計というふうに考えております。

一方、労働力の方の特別な言つてきましては、雇用勘定で行う雇用対策につきましては、失業の予防、あるいは雇用機会の増大、そして労働者の能力開発等を図るものでございまして、失業等給付をなるだけ少なくする、抑制を、そういう観点から雇用保険の被保険者等を対象とする事業を行つてゐるものでございます。

雇用調整に引きましては、労働者や事業主の理解を得られる事業を実施していくことが当然必要でございまして、一般会計、雇用保険勘定、それぞれの趣旨を踏まえて、効果的な雇用対策を実施していくかなければいけないというふうに考えております。

○長財委員　る御説明いただきましたけれども、そんな難しい話ではなくて、雇用保険の被保険者あるいは雇用保険の受給者については雇用保険財源で対策を講じていく。それから、どうなりますか、つまり雇用保険の受給者あるいは被保険者でない者は一般会計で対策を講じていく。それによつて、両々相まってこういう対策を万全なものにしていくというのが考え方の基本というか、それには尽きるということだと私は理解しておりますが、そういうことでいいですか。

○細川国務大臣　基本的にはそのようにお考えになつて結構だと思います。

卷之三

○長勢委員 やはり私は、労働政策を財源的にもきちんととしていくためには、この区分をきちんと守っていくことこそが大事だと思つんです。これに対する厚生労働省側の反論がどの程度有効に行われているのかという問題もあって、どんどんその垣根が取っ払われつつある。わかりやすく言うと、雇用対策はほとんど雇用保険財源に依存してしまっておるということについて、私は大変危険なものを感じております。

れでも国庫の方は二分の一を負担させる。これは、雇用保険に対する四分の一よりは多く負担をさせさせていただく、こういうことになつております。

聞かせをいただきたい。

また、被災地の方々について失業給付の延長をするということであれば、被災地については休業中であっても失業給付を支給するということに特例をやつているはずでございますが、その分にいても延長をしていただきたい、このように思ひますので、お願ひをいたします。

それから、特に被災企業については、雇用調整助成金が活用できるよう、ぜひ特例的な措置を、要件手続の緩和を図つていただきたいと申

ういう規定も置かせていただいているところでございます。

あつたような気がいたします。 今のお説明で、いつたら、雇用保険財源で見るべきでない労働者というのは、日本人一人もいなくなりますよ、そんなものは。それは全部、何か、いざれ働くであろうとか、過去に働いておったとかいうのであれば、みんなそうなっちゃう。ということは、もう雇用対策というのは一般財源でやらないんだというだけのことになってしまふので、そんな弱気な話を大臣にされるのは非常に残念に思います。

るためには、そういう無理なことをしなきやならないのかつたということであるから、なおさらのこと、私は、恒久化はするべきではなかった、政策的にも才原内にも、まことにナランクスなことなどない。

自民党から政府に提案をしておりますけれども、大震災対策として、失業給付期間の延長が必要なのではないかということを提案いたしておりますが、それはどうなさるお考えがあるのか、お質問させていただきます。

聞かせ

聞かせをいただきたい。  
また、被災地の方々について失業給付の延長をするということであれば、被災地については休業中であっても失業給付を支給するということに特例をやっているはずでございますが、その分についても延長をしていただきたい、このように思ひますので、お願いをいたします。  
それから、特に被災企業については、雇用調整を要件、手続の緩和を図つていただきたいと田助成金が活用できるよう、ぜひ特例的な措置を、

いますが、お考えをお伺いいたします。  
もう一つ、被災地の方々、全国に今散らばつておられるんですね。私どもの富山県にも、現時点ではわかりませんが、一時期は五百人ぐらいも見えになつたと聞いておりますし、その中には、長期間富山におらざるを得ない、おるという方まで出ておられるわけで、この方々には、やはり稼働いただけではどうしようもないので、働いてもらわなければなりません。

全国的にそういう場面が起きておるんだと思うんですね。そういう方々を、つまり、被災地から離れた方々をその地元で雇う場合には、なるべく雇用助成をするという制度をこういう方々にも適用できることをやさしくしてあげる。つまり、雇用助成をするようにしたらいかがかと思いますが、大臣の、ひとつ、ぜひいいお答えをいただきたいと思います。

○細川国務大臣 委員から、被災者に対しても平素よりお力添えをしていただきました。

まず、雇用保険の方の合算の問題でございま

震災によります災害救助法適用地域の事業所に雇用されていた労働者が震災によつてやむを得ざる失業した場合には、現行の個別延長給付、これは原則六十日、これに加えて六十日分の個別延長給付を実施する、こういうことにいたします。このことは、昨日閣議決定しました特別措置法にも盛り込んだところでござります。

そして、今お話のありました、震災によつて休業になつた、そういう人たちに対しても、この給付日数のさらに延長措置というのも対象にする、こういうことでござります。

また、雇調金についての緩和につきましては、これは今回特例といたしまして、要件を、大変思い切った緩和をいたします。それで雇調金の適用をいたしまして、従業員の雇用の維持を図つていただくということにさせていただいております。また、雇用に関しては、例えば富山の方に被災

の方が行かれているような場合でも、いろいろな特例をつくつておりまして、特定求職者雇用開発助成金というのがございます。これは、就職が困難な方を雇い入れていただきましたときには事業主に助成をする、こういう制度でございますけれども、この制度を拡張いたしまして、震災時に被災地域に居住していた方と、そして、震災時に被災地域に所在する事業所に勤務をして、今回の震災で離職を余儀なくされた求職者、このような方を雇つていただく場合には、その企業に対して特別の助成をするということも認める、こういうこともさせていただくことにしたいというふうに思っております。

そういうことで、いろいろと委員会が御心配いた  
だいて御提言をいただいていることについては  
しっかりと対応してまいりたい、このように考えて  
おります。

○長勢委員  
○牧委員長 終わります。

○松浪委員　自由民主党の松浪健太であります。

今回の特定求職者の就職支援に関する法律案について、今も長財委員の方から厳しい指摘がありました。第二の生活保護をつくるだけでは不適切だという厳しい指摘もありますし私もそれはそうだと思いますけれども、一方で、やはり第一のセーフティーネットを整備していくなければならないということは、これは私は間違いのない路線だと思います。

から議論を聞いていても、生活保護に落ちるという言葉がよく使われる。厚生労働省の皆様も、生活保護に転落するということは役所の皆さんも割とよく使われる言葉であります。生活保護というのは、そもそも転落、落ちて使われるものであつてはならないというふうに私は思います。しかしながら、国会議員であればだれしもが地元を回るわけであります。国民の皆さんの生活保護に対する不信というものは、私はもう本当に深いものがある。何で年金より高いんや、こういう声を十回以上聞いたことがない、十回未満であるという国会議員は恐らくここにはいらっしゃらないと私は思うんですね。

ですからまずは、我々、今回の法案も大事なんですけれども、もともと生活保護のあり方といふものも昭和二十年代からほとんど変わっていない。私は大阪市選出ではないでけれども、大阪でも、大阪市なんかも生活保護でパンクしかかっている。そしてまた、国民の皆さんは、中国人の皆さんのがこちらへたくさん来て多くの申請を出してきた、こんなフエアじゃないことがあっていいのかと非常に敏感に反応する。こうした外国人のことについても、通知が出たのが昭和二十年代ですか、それをいまだに準用して使っている。もう限界であります。

昔は、家族でおじいちゃん、おばあちゃんは支えるというのが一般的だつた。しかし、今はもうどうでも、厚生労働省そして我が政府は、まず、生活保護ということについても一度、転落する対象ではなくて、本当に真っ当に受けているなどといふのが、そこで大臣、大臣でなくとも結構ですけれども、厚生労働省として何とかとらえられているのかどうか、まず伺います。

○岡本大臣政務官 御指摘いただきましたように、私も地元を回つていまして同様の話を聞くことがあります。そういう中で、御指摘の生活保護に対するさまざまなお意見があるということは承知をしています。

一方で、国民の意識に対する調査を厚生労働省としてということで調査しているというわけではあります。私が聞いている範囲でも、働くことができる若い人が生活保護を受けているんじやないかとか、また、医療扶助や貧困ビジネスなどさまざまな制度の問題があつて、医療扶助も必ずしも必要でないものを受けているのではないかとか、いう声だとか、それから、そもそも先ほど言われた年金との関係での金額の妥当性はどうなのかといつたことがあるということは承知をしています。

ふえ方をしているわけでありまして、リーマン・シヨックの影響もあらうかと思いますけれども、高齢者がふえていることがある。そして勤労者の問題もある。いろいろな問題があると思うんですけれども、まず、現在の生活保護者がふえている特徴と原因というものを厚生労働省から伺っています。

○清水政府参考人 まず、生活保護の人員数でござりますけれども、ことしの一月段階で百九十九万九千人ということになつてございまして、この水準は、過去を振り返りますと、昭和二十年代半ばの水準に近くなつてござります。

それで、被保護の世帯数でござりますけれども、これは世帯人員数の縮小に伴つてのことだと考えられますが、ここ十年ほどの間、過去最多を更新しているということですござります。

このため自立・就労支援の強化や不正受給の防止等の喫緊の課題に対しても、今後開催する予定の国と地方の協議における議論も踏まえて、制度改正を視野に必要な対応を検討するとともに、生活保護基準につきましては、社会保障審議会の生活保護基準部会において、客観的なデータに基づいて専門的かつ多角的な検証を進めていくとともに、皆様の本当に幅広い御理解をいただくということが何よりも重要だというふうに考えております。

○松浪委員 少し岡本政務官らしからぬ役所答弁だつたなというふうに思いますけれども、こういう客観データとかそういうものではなくて、我々が政治が、政治主導なんでしょう、しなければならないのは、これまでの大きな枠組みがもう使えない、戦後これだけたつて使えないということですから、大きなビジョンを描いていきたいと答えられるのが私は適切ではないかなというふうに思つております。

今まさに政務官がおっしゃつたように、生活保護者は本当にふえる一方で、私がそちらで政務官をさせていただいたときよりも本当にすさまじい

ふえ方をしているわけでありまして、リーマン・ショックの影響もあるうかと思いますけれども、高齢者がふえているということもある。そして勤労者の問題もある。いろいろな問題があると思うんですけれども、まず、現在の生活保護者がふえたいる特徴と原因というものを厚生労働省から伺います。

○清水政府参考人 まず、生活保護の人員数でございますけれども、ことしの一月段階で百九十九万九千人ということになつてございまして、この水準は、過去を振り返りますと、昭和二十年代半ばの水準に近くなつてござります。

それで、被保護の世帯数でございますけれども、これは世帯人員数の縮小に伴つてのことだと考えますが、ここ十年ほどの間、過去最多を更新しているということでございます。

現在の被保護世帯を世帯類型別に見てみると、やはり御指摘のとおり高齢化の影響を受けてございまして、最も多い類型は高齢者世帯でございまして、半数弱を占めてございます。一方、伸びに着目してみますと、やはり平成二十年九月のリーマン・ショック後の景気、雇用の悪化といふものを契機にいたしまして、その他世帯、すなわち、高齢でも母子でも傷病、障害でもないその他世帯の伸びが著しくございます。このその他世帯は稼働年齢層が多いと考えられます。特に、他の世帯の中でも単身の方の伸びが著しくございまして、対前年同月比二五%増というのが二十三年一月の数字でございます。

○松浪委員 まさに高齢者の皆さんにおふえになる、独居老人がふえる、これは構造的な問題ですから、いかんともしがたい。我々現役世代としてはもこれはしっかりとお支えをしたいと思うのは、これは私は日本人として当然の心理だというふうに思いますが、今御指摘されましたその他世帯の分であります。その他世帯の分が、本当にどこまで支えなければならぬのか。

この間もテレビで、生活保護を長い間もらつている若い稼働世代の特集がありました。見ていく

と、家でゲームをして、そして、ハローワークには行くけれども、自分でアポイントを入れる、アポイントを入れるけれども、途中でまたアリバイだけつくつて結局行かない、それでゆっくりと生活保護をもらって暮らしている。私たちも地元へ行つたら、結構なおっちゃんなんですけれども、生活保護をもらひながら十年ぐらいあそこで釣りしてはんねんという人も本当にいるんですよ。ですから、こういうことを見ると、国民は納得いかぬなというふうになる。

何よりもまず、生活保護に対して、高齢者の皆さんが生活保護をもらうのが後ろめたいというようなことも逆になりかねない現状が今想起されている。その他世帯も真っ当な方もいらっしゃると思いますけれども、まさに我々はモラルハザードをどういうふうに解消していくかということがないと、結局、今回の特定求職者についてもモラルハザードが指摘をされる。どこまでいってもモラルハザードが指摘をされる。どこまでいっても我が国の国民の自助努力の精神というものが問われ

指摘をしたように国民の納得は得られやすい。高齢者の皆さんはしようがないね、稼働世代の方にも、生活保護も一律じゃないよと。年老いて動けない人と若くてびんびんとしていて健康な人を同列に扱うこと自体が、国民はアンフェアだ、不公平だというふうに感じていると私は思うんです。ですから、これを切り分けるということを、将来的には政治がリーダーシップを持って、国民に納得いただける仕組みをつくっていただきかななければいけないというふうに私は思いますけれども、大臣、いかがですか。

○細川国務大臣 委員御指摘の、高齢者とそれから稼働世代を区分して考えるべきだ、こういう御主張、御意見でござりますけれども、生活保護というのは、憲法二十五条に規定されている「すべての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということからいたしまして、そこは無差別、平等にすべての国民、こういうことになつておりますから、基本的には、区別といふことはまずはちょっと考えられないというふう

そういう意味で、今回の求職者支援制度としてはこういう人たちにとっても非常に有効な制度だというふうに思いますので、この制度も利用しながら、委員が御指摘されるような、そういう問題ができるだけ少なくしていくことも大事かというふうに思っております。

あ大工さん、これをもう一回使えるようにしてく  
ださい。でも、私もこれを身をもつてやってみま  
したけれども、七、八人入って三日はかかります  
よね。本当に、そういう家の家は、まず最初、家を  
あけたら玄関に冷蔵庫があつた。冷蔵庫が浮いて  
きて、こんな状況になつて、それを撤去して、そ  
こまで行くのは、とても被災者御自身にお金を上  
げるからどうぞ、うべでよほな、つけです

に思います。  
しかし、委員の言つていることも考えていかなければならぬ問題だというふうに思つております。そこで、生活保護の制度につきましては、受給者の年齢、健康状態などもいろいろ考えなければいけませんが、まずは受給者の自立を助長する、こういうことが一つの大きな目的でございまして。したがつて、そういう意味では、高齢者とそれから稼働世代というのは、これは私も区別して考えていつた方がいいんではないかというふうに思ひます。

高齢者は、何といつても病氣とかけがをしないように、あるいは孤立化を防止するとか、健康的な生活が送れるという社会的な自立の御支援、一方で、委員の御指摘にあるように、働ける人稼働能力を有する、そういう世代の方々には就労による経済的な自立ということ、これをしつかりやつしていくというのが喫緊の課題だというふうに思つております。

ども、それをやつた場合に、憲法違反だと即座に言ふ必要はない。国はそれをチェックすればいいです。

ですから、最初から、稼働世代と高齢世代を区切る、この程度のこととも拒否してしまうようでは、政局主導などは、これからのが国、日本には歴史的な少子高齢化を迎えるに当たって、ともに対応ができるものではないというふうに私は思います。

また、今回の震災においても、私も大槌町とうところへ行つていろいろ視察した後、二日ばかり、体育館の中に泊まり込んで、泥かきというのをさせてもらつたんです。あれもまさに、副大臣、キャッシュ・フォー・ワークの考え方等を聞いていらつしやる。それもすばらしいというふうに思つてますけれども、実際問題、一軒の家が倒れにつかる、あの泥は大変なんですね。

骨の上の泥を取る、骨を捨てる、板をはぐ、骨の下の泥を取る、そしてそこに石灰をまいて、

災害時は、長いこと働いて実績が上がっていないない人は徴用されますよというぐらいいの、そうしたことがあれば国民も納得をすると僕は思うんですね。生活保護をもらっている人も、共産党は別にして、すると思うんですよね。やはり、実際働くとそう思いますよね。

ですから、そういうことも地方でちゃんとしつかりと、そういう考え方もできるんだというような未来図を描かないと、私はこれから国民の納得は得られないと思いますけれども、なかなか可能性、実現性、さつきのを分けるだけでもしんどいので、難しいとお答えになるんだと思いますけれども、答弁を短くどうぞ。

○細川国務大臣 委員が言われることも、ある意味では理解できないわけではございませんけれども、生活保護を受けている方に徴用的な意味で仕事を課すということにつきましては、これもまた憲法の規定がございまして、職業選択の自由とか

人身の自由とか、やはりこれまた政府としては憲法を遵守する義務もございますので、そういう意味で、私どもの方から先生の御提案に対してもう手を挙げて賛成、こういうことにはならないということも御理解をいただきたいと思います。

○松浪委員 徵用というのは、一つの考え方ですけれども、ふだん社会奉仕ということぐらいはあってもいいんじゃないかということ、私はあつてもいいと思います。

次に、今震災の問題が出来ましたので、私、十一月に、過労死ナンバーワンのトラック業界の問題を取り上げさせていただきました。今回、第二のセーフティーネット、震災があつてもこういう長期的な考え方を厚生労働委員会でやつてあるといふのは、私はある意味妥当だし、すばらしいことだと思いますけれども、この問題で、やはりこの規制は緩和をし過ぎた、明らかに緩和をし過ぎないでくださいといふことを大臣は当時の答弁でお認めになつて、私の方は、余りに現場の状況が厳しいので、厚労省の皆さん、余り指導監督を厳しくし過ぎないでくださいといふことを申し上げた。

結局、それを隠して隠してどうしようもなくなるので、これは厚労省の皆さんもしばらく堪忍してくださいね、それは現場がよくなつてから、指導監督に耐え得るような状況になつてからやつてくださいといふことで、大臣の方からも、そういう実態もよく調べてやるとか、また、基準局の方でどう対応していくかといふことも検討させていただきたいと、わざわざ寛大な御答弁をいたしました。

今、専門紙では、この規制緩和を、議論のあり方を見直すとか、取りまとめがちょっと延期されるといふのは少しは許容すべきかとも思いますが、でも、そういう長期的な話を、専門家がそんなに少ないわけでもないので、私は、取りまとめもそんなに延期をすべきではないと思いますけれども、また規制の見直しを凍結するなんといふ新聞記事が出ているような状況なんですね。大臣、これについては、大臣のお立場と随分と

違うと思うんですけれども、いかがですか。

○細川国務大臣 ラックの運転手の皆さんの労働状況については、委員が御指摘のとおり大変厳しいものになつております。これについてはいろいろな観点から対応していかなければというふうに思います。

今言われましたラックの保有台数の問題、この規制については国土交通省の方で所管をいたしております。それに対してどういうふうにしていかかなければならぬのは、運転手の皆さんのが規制緩和後は、労働条件にも違反するような労働条件をどのようにして解消していくか、こういふことだといふふうに思つております。

これについては、基本的にこれを解決するの健康を害する労働基準法にも違反するよう労働条件をどのようにして解消していくか、こういふことだといふふうに思つております。

は、トラック事業における最低車両台数の規制のあり方、そしてまた、賃金が非常に低く抑えられる、こういう状況でそういう条件になつておりますので、私どもとしては、国土交通省と連携もとりながら、労働条件の確保もしていきたいといふふうに思つております。

私自身は、これは大変重要な問題として関心を持っているところでござります。

○松浪委員 今大臣おっしゃつたように、まさに最低保有台数の問題、そしてまた賃金の問題、そして一つ加えさせていたくなれば、進み過ぎて

いる、前も八次下請なんということも申し上げましたけれども、余りに多層化し過ぎて造的な問題、大臣も前に答弁でお答えをいたしましたけれども、まさにおっしゃるとおりであります。

まして、これなくしては、現状を、厚生労働省は過労死でこれが一番になつてしまふというような状況を改善することはまずできないということであります。それで、今大臣から大変向きな御答弁をいただき、ありがたく思つております。

それでは、国交省伺います。

があつたということですけれども、端的に、もう短くで結構なので、どのような意見が出されたか教えてください。

○中田政府参考人 お答えを申し上げます。

今先生が言及していただいておりますワーキンググループでございますけれども、これは、我が国のトラック産業の将来に向けたあるべき姿を提示し、また公平公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するために、自動車交通局长、私でございますけれども、私の懇談会として

昨年三月に立ち上げましたトラック産業の将来ビジョンに関する検討会の中で、中間整理が昨年の七月にまとめられております。

その中におきまして、規制緩和後の課題として、新規参入に当たっての最低車両台数、先生今御指摘の点でございますが、及び適正運賃の収受が取り上げられたところでございます。このた

め、ワーキンググループを設置いたしまして、これまで三回開催をいたしたところでございます。

この三回目につきましては、最低車両台数のあり方について御議論をいたきました。そこで

は、事業者の規模と経営状況や安全環境への取り組みについては相関関係があるということがわかつたけれども、安全を確保するために必要な最低限のコストとは一体何かとか、社内の安全管理体制、教育訓練体制等のため必要となる事業規模はどんなものかということ等をじっくり見きわめ

た上で最低車両台数のあり方を示すべきである、まずこういう御指摘がございまして、この御指摘に従つて今後作業を進めていくということにして

ございます。

○松浪委員 今おっしゃつた適正運賃収受の件とか最低車両台数の相関関係というもの、これも大事なんですけれども、ゆつくりと議論する間もない、厚生労働省にも、そういうものについての調査というものをしばらくそんなに厳しくしないでくださいと私が申し上げているくらいですから、余りゆつくりしていただいている、これは筋が通らないということを認識いただきたい。

一部報道で、ワーキンググループ等が議論のあり方を見直すとか取りまとめは延期するということですけれども、延期といつても、これはいつぐらいまで延期をするのか。また、規制見直しを凍結なんという見出しが躍っているんですけれども、この規制見直しの凍結というのは、では、新規も、この規制見直しの凍結をしたのか、どちらか伺います。

○中田政府参考人 ただいま御答弁いたしましたように、私ども今、トラック産業をいかに持続的かつ収益力のある成長産業として発展させていくかということを検討しております。

かといふことを検討しております。その中にかつて、この規制緩和後のいろいろな課題の見直しは、規制緩和後にいろいろな課題が生じたといふこととでその問題に取り組んでいるわけでございまして、この規制緩和後のいろいろな課題の見直しは、規制緩和後にいろいろな課題が生じたといふことは当然してまいります。何か凍結みたいにされることは出ていたようでございますけれども、その記事が出ていたようでございますけれども、それは不正確でございまして、そういうことについてこれから検討し、結論を出していくという方向性については、変更はございません。

ただ、具体的なワーキンググループの日程につきましては、震災後の対応で、私ども、緊急支援物資の輸送等、二十四時間三交代制でずっとやつてきたみたいな、ちょっとマンパワーの問題もございまして、そういう意味で、日程を今設定し直しているところでございましてけれども、今後、この問題について取り組むという姿勢については、いささかも変わることろはございません。

○松浪委員 なかなか震災の対応というのが、それも大変なのはわかるんですけども、今の非常時がこれから先、一年も続くわけではないし、半年も続くわけではない。物流についても、もうかなりの部分、こういう厚労関係であつても、製薬の卸さんなんというのも完全に復旧をしている状況ですし、物の物流というのも私も現地に行きますと、大分復興してきたというところでしたので、そろそろ長く続くものではないというふうに

思つておりますので、速やかな議論の復帰をお願いいたしたいというふうに思つます。国土交通省はもうこれで結構です。ありがとうございます。

今回の法案で、以前の緊急人材育成支援事業と  
いうのは我々自公政権のもとでやつた時限措置と  
して、急づくりであつたということで、訓練実施機  
関についても質の低さというかモラルハザードが  
生じてしまったということは、我々も素直に認め  
るものであります。しかしながら、これを恒久化す  
るに当たって、これまで、就職に実際に余り役に  
立たないなとか、それから給付金受給目的の、金  
目当ての生徒が多くて逆にまじめな人が阻害され  
るとか、公共職業訓練に比べて出席要件が緩過ぎ  
るとか、さまざまなもの問題があつたわけであります  
けれども、これまでの問題点はこれでしつかりと  
れさんは認識をされていると思います。

しかしながら、認可されている訓練実施機関、これをふやすのが当初は大変だつたわけですね。一コースつくるのに二三百万円ぐらいほんと渡して、ばあつとふやってきて、質より量が問われたという現場の状況もあつたと思うんでけれども、これから訓練実施機関の認定基準というのはどうなるのか、また、これまでの認定の取り消しの数とかその理由というのを、短くて結構なので、もう一度確認したいと思います。

認定基準につきましては、基金訓練でも、訓練定員ですとか施設設備ですか講師の要件、訓練時間等を定めております。今度の新制度での認定期間等をつきましても、より就職に結びつくような、より厳格化した方向で検討したいと思っております。

それから、認定を取り消された件数でございま  
すけれども、今まで一件、基金訓練時代につきま  
しては一件二、三件がござりません。

しては一件という状況になつております

くもので、この事業については、いや、これやる  
のおいしいでなんという話もあって、大分私はそ  
ういう業者というかそういう業界の人の話を聞い  
たことがあるんですけれども、その割に取り消し  
件数がこの程度ということは、恐らく監視の目と  
いうのが今までどれだけ機能していなかつたかと  
いうことの裏返しではないかなというふうに思う  
わけであります。

そしてまた、今回一ヶ月の授業料を六から十万  
円と設定されているわけですけれども、この基本  
的に六から十万円というのも、なかなか、値段と  
してはかなり高いものだなというふうに思いま  
す。

現在 基金訓練の事業の中では、中央職業能力開発協会が基金を持っておりますので、この指示のもとに雇用・能力開発機構の都道府県セン

運用していただきますことをお願ひいたしました  
て、私の質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

ターチ、これは四十七ありますけれども、ここが、訓練実施機関等々のトラブルの問題とか、事実確認をしたり、あるいは改善に必要な指導等を行つ

○牧委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

ているところです。

于後一時三分開義

この新制度では、法律上、厚生労働省、それから新しい機関につきましても立入検査権限が付与さ

○牧委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。菅原一秀君。

れております。これに応じないような訓練機関の場合は罰則が適用される、こういうことで法案の規定の中に盛り込んでおりまして、より強化さ

○菅原委員　自民党の菅原一秀でござります。三月十一日の大震災以来、四十六日目を迎えました。昨日の予算委員会に私も出席をしておりま

れた内容になつていてると思います。

したけれども、仮設住宅の議論のときに、菅総理が、お盆のころまでには全員入居という発言がありました。

のことがあった場合に立ち入りますするということが想定をされてい るんでしょうか。

正直といえば正直で、現状を把握した中での答弁であつたんでしようけれども、私も何度も被災地へ、まことに二回目

○小野政府参考人 いろいろなケースがあると申  
いますけれども、例えば、先ほど委員御指摘の、  
不正の疑いがあるとか、訓練の実施について認定

地に入り 発災九日目に入つたときと  
二週間

基準、これは認定をされたわけですがれども、その後の実施状況に、当初の基準から見て非常に逸脱をしておるとか、こういうケースが当然立ちは

が三週間同じ場所に段ボールに囲まれている姿を見て、これは本当に仮設住宅は急がなければいけない、この思いを新たにした中で、これからまだ

りの対象になると思つております。

四ヶ月弱も入居できないかもしれないというようなことを日本のリーダーが果たして言うべきなの

の取り消しというのは、私らが実態で、実際に行

かとうか。これはもう何か何でも結果論として

はそうなつたとしても、最善を尽くす、いわゆる災害救助法や建築基準法を弾力運用してどんどん建ててゐるんだ、こういう姿勢を示すことこそがリーダーの今必須の要件ではないかなど改めて思つております。

言つてみれば、災害は想定外、想定外、しかし対応はしやすく定規、これが今の現状でありますから、やはりこの点を踏まえて、政府はより一層の力を注ぐべきである。

宅の入居期間、二年間を延長云々というような前向きのお話も一部されています。これも、復興までにどれくらいかかるかわかりませんし、一定の要件を踏まえた中で延長すべきであると思いますし、これはもう早くやつてあげないと、そういう整備をしていかないと、被災者だって生活をどう復旧復興させていくかということに関しては計画がありますから、この点、きっちりめどを、早目に延長すべきだと思いますが、この点について所見をお願いします。

○細川国務大臣 委員のおつしやるとおり、一刻も早く被災者の皆さんが仮設住宅に住めるように、これは全力を挙げてやっていかなければというふうに思つております。

仮設住宅に入つて、その後、どの程度までお住みいただくか、こういう点でありますけれども、一応、法律では、期間が一年ということになつております。

しかし、委員が言われるようにこの災害は大きな災害でありまして、その復旧復興がどういうふうにいくか、まだ定かでないところもあります。そういう意味では、仮設住宅にお住まいになられることになった被災者の皆さんに対しても、それが心配ないよう二年を過ぎても更新ができるよう、私の方としては、今度帰れるところができるまで、仮設住宅にも安心して住んでいただくということにしたい、このように考えております。

○菅原委員 その入居期間の更新についてはなぜゼロ  
お願いをしたいと思いますし、もつとも、住宅がな  
ければ更新も何もできませんから、所管の大田区  
という立場の中、政府で仮設住宅の急ピッチな  
増設ということをしっかりとやっていただきた  
い、総理にもよく伝えていただきたい、こう思  
います。

きょうの案件であります法案に入つてまいりま  
す。

ます。甲二講評会がありました雇用調整助成金でござります。

今回の大震災を受けまして、災害救助法の適用地域においては、事業所の事業主、あるいはその事業と一定規模の経済関係を有する、そういうつた事業主については、事業活動の縮小の確認期間を三ヵ月から一ヵ月にしたり、あるいは災害後一ヵ月間の生産量の減少の見込みを踏まえた上で申請を可能とする特例措置を講じていただいたことと、一定の評価をしたい、こう思っております。あるいは意味では適時打をいただいたんだなと認識はしていいるわけでありますけれども、ただ、こういうケースはどうなんだろうと思うんですね。

例えば、津波で全社会社が流されてしまつた。

本当に何もなくなつた中で、でも、その事業主が、経営者が志一つで、三十人いる、あるいは百人いる従業員一人たりとも解雇することなく、必ず復興に向けて頑張るんだと。そういう方がたくさんいらっしゃる中で、ところが、こういったところについては対象になつてない、支給要件と、いうものが、この要件を見ますと、経済上の理由による事業所の縮小とだけ銘打つてある中で、言つてみれば、自然灾害でこのような状況になつてしまつた、災害の直接の被害に遭つた場合は対象としていない。

そういう意味では、不斷の努力をしている経営者、事業主に対して法律上の担保が必要だと思うんです。ですが、この点をどのようにお考えでしようか。

用していくかという中で、問題は、この制度そのものが経済上の理由ということになつております。

したがつて、直接的な灾害に遭つて休業、こうしたことについては本来適用がないわけでありませんけれども、今委員が具体的な例として出されましたが、震災で工場が完全につぶれるとかあるいは流されるとか、こういうことがあつた場合でも、事業主の方が工場を建てて、そして再開するんだ、その間従業員をきちっと雇用するんだ、雇用を維持するんだ、こういうことであろうと思ひますので、私としては、経済的な理由というのとを弾力的に解釈をいたしまして、事業主の方が工場を建てるのになかなか材料が来ないとかいろいろな理由もあると思いますので、私としては引きるだけ、そういうことが経済的な理由として従業員を休業せざるを得ないということになつていて、こういうふうに解釈をして幅広に適用していくように、このように考えて、従業員の雇用の維持ということをまず考えなければいけないというふうに思つております。

○菅原委員 弾力的に対応するというお答え、それは本当にありがたいことであります、しかしながら、そういうメッセージをきちっと被災地の企業なりにもつと発信すべきですよ、総理でも大臣でも。この点、どうでしょうか。

○細川国務大臣 それは委員のおっしゃるとおりで、こういう制度の運用については、事業主の皆さんのがこの制度を、私としては積極的に活用していただき、従業員、労働者の雇用の維持を図つていただきたいというふうに思つておりますので、まだまだ不十分なところがござりますながら、積極的に広報もしてまいりたい、発信してまいりたい、このようにやらせていただきたいと思ひます。

とかネバーギアアップの思いで復興しようと思っている事業主に、やはり勇気と現実的な対応の可能性というものを示していくことが私は政治だと思いますから、この点をぜひお願ひしたいと重ねて申し上げたいと思います。

この雇用調整助成金でありますけれども、事業主が支払う保険料を財源として、いわば雇用保険二事業から支出をされているわけでありますけれども、御案内のとおり、リーマン・ショック以来の世界経済の状況、それが連鎖をして、日本経済、極めて雇用失業情勢の悪化ということがここ数年起きてきたわけでありますけれども、その結果、拡充した分、結局はこの二事業の財源が底をついてしまった。したがって、去年の雇用保険のいわば失業等給付の積立金から借り入れをするような法改正を行つたわけであります。

その借入額が、平成二十一年、去年は四千四百億円、平成二十三年度は五百億円ということであつたわけでありますけれども、これはいわば三月十一日以前の、やや雇用情勢がいい方向に向くかもしれないという中での五百億の積み上げであつただと思います。したがつて、この大震災以降の、経済環境が大きく異なるであろうという予測がされる中で、いわば二事業からの借り入れといふものが今後どれくらいふえるのか、増額になるのか、この点を教えていただきたいと思います。

○森山政府参考人　お答え申し上げます。

今先生御指摘のよう、二事業、大変厳しい状況でございまして、今先生お話のありましたように、二十二年度予算で四千四百億円、二十三年度当初予算で五百億円の借り入れを行つてございます。

今般の補正予算におきましては、先ほど來の雇調金を活用されるとということで、雇調金が七千三百億円の追加ということで計上しております。それで、積立金からの借入枠につきましても、七千三百億円を追加するという状況でございます。

○菅原委員　そうすると、それを単純計算しますと一兆数千億円になる計算になりますね。この二

事業に関して言えば、通年、大体五千億ぐらいの収入、収支でいえば、いいときで二千億ぐらいのプラスといいましょうか収支が出ている中で、この一兆二千億という借り入れが、本当にこれ、返していかなきやだめですか、返すに当たっては、本当にそれが大変ハードルが高いということはよくわかるんですが、この点、どういうような今御意向を持っていらっしゃるか、示していただけますか。

○小宮山副大臣 履用調整助成金の支出のための積立金からの借入額、これを返済するのに当たりましては、雇用保険二事業の単年度収支が黒字だった場合にその額を返済するということにしておりますので、保険料を引き上げるというようないふうに思つておることは検討せずにやりたいというふうに思つております。

○菅原委員 保険料を引き上げる云々の話を僕が今からしようと思つたら先にされたわけでありますけれども、保険料は引き上げないとするならば、単年度の黒字とおっしゃいました、単年度の黒字でなくて赤字になった場合、これはどうするんですか。

○森山政府参考人 先ほど米お話ししましたように、二事業は大変厳しい状況でござります。二事業全体での、その他の雇用対策も含めまして、これはすべて見直しをしているところでございまして、そういう削減等も含めまして、この中の健全にな運営について努めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原委員 やっぱり副大臣の方がはつきりした答弁があつたので、もう一回ちょっと副大臣の答弁が欲しいですね。

○小宮山副大臣 なかなか現状の中で、黒字が出たら返すという形をつうふうに申し上げましたけれども、いろいろな形で、やはり就業状況、雇用の創出など、立て直しを図つた上でないとそれはできないと思っておりますので、しばらくは借り入れがかさんでしまつていうのはやむを得ない。でも、保険料は上げずに何とかいろいろ

-

な形で新しく、雇用の状況をよくしながら努力をしていきたいというふうに考えております。

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

じやない状況で、それはちょっとと詭弁になりかねませんから、慎重にされた方がいいと思いますよ、大臣。

○菅原委員 重ねてお願いをしておきます。ありますので、これの延長につきまして、かりと検討していきたいと思います。

○菅原委員 重ねてお願ひをしておきます。  
求職者支援制度の方に移ります。  
サブプライム、リーマン・ショックと統いて、  
本当に世界経済が大変厳しい状況になり、かつま  
た、日本においては長引くデフレ状況の中で、いわ  
ば深刻な経済危機に至つたのが三年前という状  
況。そのときに、いわば非正規労働者が一気に増

月十万円をもらっていた、こういう若者がいた。あるいは、今まで土木作業しかやったことのない人が、ある日、エステの教育訓練を受けて、実際にには、登録はしたけれどもずっと欠席して月に十萬円もらっていたケースだとか、この制度の中でいろいろなケースが出てきたのも事実であって、言ってみれば、生活者のいわば生活費を受給するということが目的化してしまったケースも多々出てきています。

したがつて、言ってみれば求職者の適切な選択ということも大変重要なことになります、いま、いろいろな大要重要なことについてお話しします。

設けて、本当に仕事を探すんだ、仕事につくんだけ。というインセンティブがきちっと働くようににならぬといと、結局、マックスで三百三十日失業保険を受けて、それでまた今度は、この制度があるから、求職者制度によって自分で救われるんだ、月十万円もらえるんだというようなモラルハザードが生じたとするならば、その人が二ヵ月たつた後に結局職につけなかつたらどうするんだ? というもとの多くあみの話になりかねませんから、やはりこれはきちつとインターバルを設けてやるべきではないか。

というのは、雇用保険、失業手当をもらひながらこの訓練を受けられるのですから、それで受け就職する人もいるわけですから、このオーバル・オア・ナッシングといいましょうか、右と左の端から端を埋めていく作業というのだが、本当にこの税金の使い道、あるいは国民に対する説得ということにつながつてくると思いますから、この点はきちつとやるべきではないかな、こう考えていますけれども、この点の御所見をお伺いしま

この特例措置でありますけれども、失業給付を受けた場合には、今回の災害に伴う休業あるいは一時的な離職の前の被保険者期間は通算されない。使ってしまうとリセットになってしまって、またゼロからやらなければいけない。ただし、この前、大臣の答弁ありましたように、休業して一年以内であれば、一年以内に復帰をするということであれば、もとの受給に係る残りの日数分のこととが可能というような答弁をされておりまし

言つてみれば、ハローワークがそれらの対象者に対する民間の訓練機関あるいは教育機関の行う職業訓練をあつせんして、その期間は、生活給付ということで、単身者が月十万円、扶養家族がある場合は十二万円を支給するものということで制度を進めてきたわけであります。

ただし、十万円というのは、最低賃金が、全國でも、鹿児島だととか高知初め八県ぐらいだと時給六百四十一円。例えば、一日に八時間働いて、二十日働けばそれで十万円ですよね。そういうことを考えれば、この額がどういうボリュームなのかも

方を最優先に救済すべき制度なのではないかと思つております。  
そこで、この対象となる受講者の要件に関しては、意欲、能力、そしてその訓練を受講することが必要と考えられる者と、大きく三つの要件が定められております。  
そもそも、これまでの制度にしても今回の恒久化する制度にしても、長期の失業者あるいは非正規労働者の増加ということがその背景にあって、実際の制度の対象者は、単に雇用保険の受給を終了した者、今もらっていない者あるいは雇用保険そのものを受けることができなかつた、できてない現状の者、こういった人々を対象づけら

で就職する人もいるわけですから、このオーバー・オア・ナッシングといいましょうか、右と左の端から端を埋めていく作業というのが、本当にこの税金の使い道、あるいは国民に対する説得ということにつながってくると思いますから、この点はきっちりやるべきではないかな、こう考えてますけれども、この点の御所見をお伺いします。

○小宮山副大臣 委員がおっしゃるとおりだと思います。

ですから、雇用保険を受給している間もやはりハローワークに一定の期間ごとに来ていたいって、どのように再就職を目指してやっているのかということもちやんと指導というか聞きながら、

この恒久化を進めるということに関して、それが多い少ないという議論ではなく、その額というものが世間一般の世の中のサラリーに対してもういう重みがあるのか、これをまた税金で出すということあるいは保険料で出すということに関しては、この点はよく踏まえる必要があるのではないか、こう思っておりますし、さはざりとて、こういった中で三十三万人以上の方がこれによつて再就職ができたということあります。

そこで、再三議論になつておりますモラルハザードの問題であります。

言つてみれば、報道では、訓練を受ける形をとつていながら毎日アルバイトをして、その上に

しない現在の者  
これまでの方々を対象としてありますけれども、長期の失業者といえば、一般的には離職後一年以上経過したとされているわけですが、それでも、実際に、この制度においては、雇用保険の受給を終了した後、直ちに訓練に入つて受講するということも可能たらしめている内容になっていますよね。

したがって、この雇用保険、先ほど副大臣のお話があつたように、給付日数が九十から三百三十五日、しかし、雇用保険受給終了後就職する人が多くはない。これは実際の数字を多分把握できていませんが、と思うんですけれども。

とするならば、私は、この雇用保険の受給を終了した場合は一定期間のインターバルをきつと

でとのよろい声就職を目指してやっているのか  
ということもちろんと指導というか聞きながら、  
適切な形で指導していくって、そこから、それでも  
その期間に就職できない場合には求職者支援制度  
につながっていくというように、きちんとその設  
計をその人ごとに見て、ちゃんとそれぞれにジョ  
ブカードなどもつくづきちゃんとフォローしながら  
ら、やはり雇用保険を受けている間、そしてそこ  
で就職できなくてまた先へ、求職者支援制度につ  
ながっていくということをきちんとフォローしな  
がら見ていかないと、おつしやるよろにモラルハ  
ザードになつてしまつうと思いますので、しっかりと  
そのあたりはまた御意見もいただきながらやつて  
いきたいと思います。

ただ、委員もおっしゃったように、今回は本当にこれまで経験したことのないような被害の状況

言つてみれば、報道では、訓練を受ける形をとつていながら毎日アルバイトをして、その上に

とするならば、私は、この雇用保険の受給を終了した場合は一定期間のインターバルをきっちと

そのあたりはまた御意見もいただきながらやつて  
いきたいと思います。

○菅原委員 今の副大臣の答弁で、理論上はそういうふうだ。そういう流れだと理想なんですねけれども、実際には法なり制度の裏といいましょうか、網の目をくぐつてそういう受給をしている方も多いなくはないであろう。とするならば、國民からすればこれは当然納得できませんから、この点はきちっとインター バルを設けて、その状況に応じて対応すべきだなど私は思っております。

それから、受講者の意欲というものがその受講の要件の一つになっていますけれども、さつきの A.C. のコマーシャルの話ではありませんけれども、見えないわけですよね、意欲がどれだけあるのか。

今副大臣がおっしゃったように、何度も何度もハロー ワークに来た人と、一回しか来ていないけれども、物すごく声が大きくて、やる気満々で頑張りますと言う人と同じに比べて、声の大きい人が対象者になつて、一生懸命、口べただけれども汗をかいてハロー ワークに行つたけれども受講できない可能性の人だつていなくなはないわけですよ。

だから、そういうことを考えたときに、ある意味では、全国のハロー ワーク、画一的な、そしてまたスタンダードな基準というものを設ける。例えば、何回来たか、どれだけ書き込みといいましょうか、書類で申請をしたとか、やはりそういう要件を設けるべきではないかなと思うわけであります。

あわせまして、もう一つ言いたいのは、ハロー ワーク側のマッチング能力というものがすごく重要なになってきます。これは、本人が、幾ら受講者が努力をして意欲を見せ、受講できるだけの一定の能力がある、あるいはその環境があるとするとしても、結局は、役所側といいましょうかハロー ワークの、きっちとその再就職につながるマッチング能力というものが試されると思いますが、この点が、やはりスタンダードな基準というものがないように思います。この点、いかがで

○小宮山副大臣 おっしゃるとおりです。やはりそのマッチングをするだけではなく、人がきちんとハロー ワークにいるのをさらに加えると就職ができるのか、市場での求人、求職の条件とかいろいろをやはり的確に把握をしてやらなければなりません。そのためには、相談に来た方の訓練とか、そうしたことにも力を入れてやっています。

○菅原委員 あわせて、その訓練機関なる側の講師の質、やはりこれもすなつてくると思います。

安からう悪からうという言葉があるのも、数だけそろえればいいというものかといつて、その基準といいましょうり狭めてしまうと今度は人が集まつていうジレンマがあると思うんですね。厚労省がの訓練のコースというのは、厚労省がによって設定されているのが対象となる。訓練コースの認定基準の内容といふことにあいまいといいましょうか、その水準というものが確保されていない。やはり、ここは質も量もきっちと確実に示さなければならないと思ふ。あくまでも、この設定基準、講師の要件はその経験、キャリア、こういったものがそれを示さなければならぬと思ふ。この点は、きっちと新しい制度の中身がまだと思いますよ。今後、きょう採決されるものの、この点は、きっちと新しい制度の中身がまだと思いますよ。今後、きょう採決されるものはその経験、キャリア、こういったものが示されないで講師になつていい状況があくまでも、この設定基準、講師の要件とも、この講師の質について、どう考へたところのディテールを詰めるべきだと思います。

○小宮山副大臣 委員がおっしゃるところ、この講師の質について、どう考へたところのディテールを詰めるべきだと思います。

ただと思いま  
けの能力を  
ないといけ  
の持つてい  
どういうこ  
、また労働  
いろなこと  
この職員  
ばいけない  
れていきた  
ごく大事に  
の方の、教  
ますけれど  
でもない、こ  
か能力を全  
こない、こ  
れども、今  
定めた基準  
となつてい  
うものが非  
辺の一定の  
保できると  
いますし、  
件、例えば  
と認められ  
とかあるい  
のが余り加  
で銘打つべ  
するかどう  
あります。  
中できつち  
いますけれ  
えますか。  
おりだとい  
するか。一

○菅原委員 最後のお尋ねになりますけれども、訓練の質が一定水準以上であるかどうか、そういうあるか否かを判断するためには、やはり当該の訓練コースの成果をきちっと適切に測定をするメルクマール、指標、こういうふたものが必要になつてくるんだと思うんですね。それで、その指標を下回ったコースは金輪際対象にしないというようなこともド拉斯チックにやるべきだと思います。

しかし、やはり、我々も反省をしなければいけないと思うんですが、今までの制度上では、どうしても厚労省は就職率、どれだけ就職できたか、その結果論だけ、数字だけを見て、結局、そのスキルだと技能がどれだけ向上して、それが本当に仕事に役に立つて、生産性の向上なり日本の経済に資しているんだというような積み上げていうものがない。言つてみれば、アルバイト、非正規雇用をひつくるめた就職率だけを前提にして、これだけ訓練を受けたから、この訓練のおかげでこれだけ就職できましたよというような、数字至上主義的な流れがあると思うんです。

私は、やはりきっとこのスキル、講師もよくする、求職者も本当に志というかやる気のある、意欲のある頑張っている人たちをきちっと受講させる、かつまたそこであふれてしまつた方々には最大のセーフティーネットを講じていくというようなさまざまなもの施策の中で、やはりこの訓練ということに関しては、知識あるいは技能が就職に結びつくようになりますが、大事だと思います。

それが、結局今のこところ、最終的にどれだけの成果が上がつたかというのは、ハローワークと教育機関でしか判断判定できない。その結果に基づいて次どうしようかということは当然の理だと思いませんけれども、これを対外的に、オフィシャルにきっちりと判断できる、そういう中長期的な仕組みづくりというのが非常に大事だと私は思ってい

○細川国 本当に意 しつかり の求職者 ない、こ そのた もしつか し、今後 に、ど の ていった 職場に就 いつて、 企業の二 ういう制 に考て ○菅原委 しゃると 法案じや 申し上げ も、きち ○牧委員 申す。 あべ委 ます。 まず最 ます。

先般の 災された 人と娘さ まりをし したばか はずだが も、生き ゼひ特例 いたしま いうこと そうし

、この点の大臣の御答弁を聞いて、質問したいと思います。

務大臣 菅原委員のおっしゃるとおり、欲のある求職者、質の高い訓練、そしてした就職ができる、こういうことを今度支援制度で実現をしていかなければいけないふうに思つております。

めには、今行つております基金事業の点より検証もしなければいけないと私は、求職者支援制度を運用していくときのような形で求職者が訓練を終えて就職しか、その就職が、能力が高くなつていい職できたか、こういうことも点検してこの制度そのものが求職者の支援をしてくれるに合つた求職者を養成していく、こ度にしつかりやつていただきたいというふうおります。

長 次に、あべ俊子さん。

員 自由民主党のあべ俊子でございま

初に、大臣にお札を申し上げたいと思い

厚生労働委員会におきまして、特に、被場所における病院の看護部長さんの御主ん、息子さん、家も流され、病院で寝泊っている中、その娘さんが看護大学を卒業り、国家試験を受けていて合格している本人は亡くなつてしまつた、だけれどる支えとして、その国家試験の免許証をで出していただけないかと大臣にお願いしたところ、合格証を出してくださるとありました。

たら、早速、その委員会が終わつた翌週

の十八日、現地に入られた大谷医政局長が、国家試験に合格しながら津波で亡くなられた娘さんのお母様に、看護免許証のかわりに大臣の名前が入った、従来であれば合格証ははがきサイズのものだそうありますが、わざわざ本当に免許証の形のような合格証にしていただきまして、それを医政局長がみずから手渡してくださったということでお母様へお札を申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

特に、直接持つていいただけないかとお願いはしたもの、まさかしていただけるとは実は思つておりませんで、翌週にしていただきました。本当にありがとうございます。大臣のお心の優しさに本当に感動いたしまして、新聞記事にもなつたようでございまして、本当にありがとうございます。大臣のリーダーシップが大切な時期ではないかと思つております。

また、続きまして、災害拠点病院、先般、質問をたくさんさせていただきました。そうした中におきまして、やはり、災害拠点病院のあり方の見直しということをしなければいけないと、私は先般もお話をさせていただいたところでございました。そこで、大臣のリーダーシップが大切な時期ではないかと思つております。

特に、ある県の例を出させていただきましたが、重油の取得の計画が立てられていないところが半分ほどあつたとか、また、これまでの災害拠点病院が阪神・淡路震災のその反省のもとにできたものであつたということが、津波を想定していくなかつたということを考えたときに特に、衛星電話がマストではなかつた、さらには、医薬品に関する名目が詳細に入っているわけではないと、どの時期にどのような見直しをするかというお考えが先般の委員会から改めてございました。御意見をお伺いしたいと思います。

○岡本大臣政務官 今委員から御指摘をいたしました災害拠点病院、全国に六百九病院指定をし

ておりますが、こちらにつきましては、委員から御指摘がありました平成八年五月十日の局長通知であります「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」というところで、指定の要件を示しているところであります。

今御指摘がありましたこの当時の要件でありますから、今般の震災を経て、自家発電の燃料や医薬品等の備蓄、また、衛星電話等の通信手段の確保、施設の耐震性等、災害拠点病院のあり方については、御指摘の点も含め、さまざま御意見を賜りながら、必要な基準の見直しを行つていかなければならんんだろうと思つています。

いつ行うのかという観点でいいますと、現在、医療計画の見直しを行つていている中であります。本年中に新たな指針を提示することとしておりままでの、これに合わせて、今後の災害拠点病院のあり方についてできるだけ早急にお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

○あべ委員 本年中に、ことじゅうに災害拠点病院のあり方の見直しの結論を出すということです。それで、これに合わせて、今後の災害拠点病院の見直しを行うこととしておりままでの、このように思つています。

○あべ委員 特に医薬品に関しましては、インスタントということが出ましたが、私どもが自民党的な見直しを行つて、今後の災害拠点病院の見直しを行うこととしておりままでの、このように思つています。

○岡本大臣政務官 本年中に新たな医療計画の指針と合わせる形でお示しをするということです。本年中に新たに医療計画の指針と合わせる形でお示しをするということです。○あべ委員 そうしますと、その中に、特に医薬品の備蓄量が急性期だけに限定されて持たれていた病院が多かつた。これに関しては拠点病院のいわゆる条件の中に入つていいわけであります。が、この医薬品に関しては、もう少し踏み込んだ形で詳細になるというふうに思つていらっしゃいますか。

○あべ委員 そうしますと、その中に、特に医薬品の備蓄量が急性期だけに限定されて持たれていた病院が多かつた。これに関しては拠点病院のいわゆる条件の中に入つていいわけであります。が、この医薬品に関しては、もう少し踏み込んだ形で詳細になるというふうに思つていらっしゃいますか。

○岡本大臣政務官 今お話をしておりますように、医療計画の見直し等に関する検討会、平成二十二年の十二月、昨年の十二月より開催をしているところであります。次期の医療計画の期間が平成二十五年の四月から平成三十年の三月までだとうことを勘案すると、これに間に合うように結論が出てくる、こういう形で、既に開催はスタートをしているということでございます。

○あべ委員 それは都道府県の医療計画の話ですね、政務官。災害拠点病院の見直しとはちょっと違う話だと思いますが、いかがですか。

○岡本大臣政務官 今御指摘をいたしましたが、その話題になつたところでありますので、こういったことも含めて議論をさせていただくということ

であります。

○あべ委員 それともう一つは、拠点病院の中でも、衛星電話がいいのか、災害優先電話という方法がいいのか、通常の電話以外の災害時の通信回線の確保というのは一つの課題だらうというふうに思つています。

○岡本大臣政務官 先ほどお話をしましたけれども、衛星電話がいいのか、災害優先電話という方法がいいのか、通常の電話以外の災害時の通信回線の確保というのは一つの課題だらうというふうに思つています。

○あべ委員 特に医薬品に関しましては、インスタントということが出ましたが、私どもが自民党的な見直しを行つて、今後の災害拠点病院の見直しを行うこととしておりままでの、このように思つています。

○あべ委員 特に医薬品に関しましては、インスタントということが出ましたが、私どもが自民党的な見直しを行つて、今後の災害拠点病院の見直しを行うこととしておりままでの、このように思つています。

○岡本大臣政務官 向精神薬を含めて、それぞれ、先ほどもお話をしましたけれども、需要のあるものをしっかりと調査して、それについては検討を加えていきたいと思います。

○あべ委員 では、ことじゅうにその災害拠点病院の基準の見直しを、結論を出されるというふうに思つています。されば、第一回目は大体いつごろになるでしょうか。

○岡本大臣政務官 向精神薬を含めて、それぞれ、先ほどもお話をしましたけれども、需要のあるものをしっかりと調査して、それについては検討を加えていきたいと思います。

○あべ委員 では、ことじゅうにその災害拠点病院の基準の見直しを、結論を出されるというふうに思つています。されば、第一回目は大体いつごろになるでしょうか。

○岡本大臣政務官 今お話をしておりますように、医療計画の見直し等に関する検討会、平成二十二年の十二月、昨年の十二月より開催をしているところであります。次期の医療計画の期間が平成二十五年の四月から平成三十年の三月までだとうことを勘案すると、これに間に合うように結論が出てくる、こういう形で、既に開催はスタートをしているということでございます。

○あべ委員 それは都道府県の医療計画の話ですね、政務官。災害拠点病院の見直しとはちょっと違う話だと思いますが、いかがですか。

○岡本大臣政務官 今御指摘をいたしましたが、その話題になつたところでありますので、こういったことも含めて議論をさせていただくということ

についても提言をする予定というふうにしていることがあります。

○あべ委員 さらに、その医療計画のものに関しても、政務官が私が質問取りで言つた内容を先にお入れになる予定でしようか。

○あべ委員 まさに、その医療計画の中に入つてないなかつたといふことですが、ここを

お入れになる予定でしようか。

○岡本大臣政務官 今御指摘をいたしましたが、その話題になつたところでありますので、こういったことも含めて議論をさせていただくということ

ても、医療計画の見直し等に関する検討会が開催されているという話をしましたけれども、今後、医療体制、それも災害時の医療体制のあり方について検討して、本年中に新たな指針を策定していくといふふうに考えております。

なお、先ほどちょっとお話をしました、次回はいつなのかということですが、場所は少し調整中でありますけれども、現時点では、既に第三回の二月二十八日開催までは終わっているということでありまして、実際に第四回、五月二十三日、できれば場所はまだ調整中でありますけれども、医療連携のための実際的手法などについて議論をしていきたい、こういふうに考えています。

○あべ委員 では政務官、次の開催日は私は聞いておりませんが、頑張って始めていただきたい

と思うのですが、災害時の対策計画が医療計画の中に入るものですが、災害時のことを

ノーかでお答えください。

○岡本大臣政務官 入ることを含めて検討を

しているということです。

○あべ委員 検討が非常に多いので、検討だけではなくて、やるとか、次にやるとか、そういうこ

とをぜひやつていただきないと、災害時のことを

検討、検討で、一ヶ月たつた今もさまざま問題

が出ておりますから、ここは速やかにやつていた

だけだらといふうに思つております。

それに関連してでございますが、特に今回、災

害被災地の方々のお話を聞いていますと、在宅で

療養されている方々が非常に大きな影響を受けた。やはり急性期が中心になつていて、日本の医療

のあり方がそのまま、今回災害を受けた方々の在

宅医療を受けていらっしゃる方々に影響があつた

んじやないかといふことを、非常に辛口でおつ

しやる関係者の方も何人もいらっしゃいます。

そうした中で、先般もお話ししたと思います

が、自民党災害対策本部、私ども、野党としてで

きることは最大限やりたいと、与党の方にさまざま法案の提案、いろいろな提案をしながら、さ

らには自分たちでできることを精いっぱいやって

いうルールになつております。

実際の在宅医療の現場に対してもうした仕組み

の周知に努めるということも必要ですけれども、

が、ALS、さらには自宅にいらっしゃる方々の

衛生材料であります。

この衛生材料に関して、やはり本人たちがス

トックを余りお持ちでないといふこともございま

して、特にこのことに関しては、ちょっと古い

データになりますけれども、厚生労働省の中協

のコスト調査分科会というのが平成十七年にござ

いました。そのときに、訪問看護ステーションに

係るコストの調査ということで出ておりました中

で、医療機関が支給しているものは衛生材料の中

で三割、患者さんが持ち出しが三割、訪問看護ス

テーションが調達、ステーションの持ち出し三割

供ができるないという実態が明らかになつたわ

けであります。

そうしたときには、私どもは、このことに関する抵触しないで、経営効率を考えると抱えるこ

とができる中に入つて、やはりこのことに関し

て、衛生材料を置いておくことは薬事法にいわゆ

るでもぜひ見直しをしていただければいいのではないか。特に、ステーション、患者さんと直結す

る、もしくは患者さんのお宅に衛生材料の備蓄を

する仕組みが、もう少し診療報酬上も制度上もで

きたいのではないかという意見が出てきましたわ

けでございますが、これに関する話題はいかがでよ

うか。

○外庁政府参考人 まず、今のルールでございま

すけれども、訪問看護を提供する際に使用する

ガーゼ等の衛生材料については、訪問看護ステー

ションにおいてあらかじめ保管しておくことは可

能でございます。そして、在宅医療に必要な衛生

材料については、診療報酬上のルールでは保険医

療機関が提供することとなつております。そし

て、こういった衛生材料の費用については、保険

金の回し方が違うとか診療報酬の出し方がではな

くて、やはり必要な方に必要なものが行くとい

うことですね。わかりました。ぜひ内容を教えていた

だきたいと思いますので、よろしくお願ひいたし

ますでしようか。

○岡本大臣政務官 確かにおっしゃるとおり、在

宅はそれぞれのニーズがありますから、そういう

ニーズに細かく対応していくことが十分で

きていなかつた面もあつたと思います。

今局長から答弁させていただきましたとおり、

今回改めて、こういった衛生材料を含む訪問看護

料についての費用のあり方について周知をしていかなきゃいけないし、そう

いった周知の方法としてやはり、例えば先生も所

属されている看護協会の皆さんのお力もおかりな

たり、また与野党問わず、各級議員の皆さんのお

力もおかりしたり、もちろん自治体の力もかりな

がら周知をしていく、保険者さんなどを通じても

周知をしていく、さまざまな方法をとつていかな

ければいけないだろうというふうには思つていま

す。

○あべ委員 私は、診療報酬が医師のもとに入る

ことは全くそれでいいと思つておりますが、要す

るに衛生材料がきちんと回るということが重要で

あります。すなわち、患者さんがその医療機関

で受診されたときに、診療報酬はそこにに入るけれ

ばはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今、被災地におきまして、復興に向けて瓦礫

の撤去が行われているところであります。とこ

ろが、ボランティアがすぐ入りたがつたのを

ちょっと抑え過ぎたんじゃないかという意見も、

さまざまなもので出しております。

特に、ヘドロの除去ということがおくれおくれ

になつていて、未曾有の災害でござりますから、

想定範囲を超えたヘドロが出ているのもわかるんですが、これが乾燥すると粉じんになつてくる、空気中に飛散するということがありまして、重金属アスベスト、さまざま含んで大気中に舞うということが将来的な健康被害に大きくつながるというふうに言われています。このことに対し、何か御意見がございましたらお願いします。

○小宮山副大臣 おつしやるよう、被災地で今後復旧に向けた作業が本格化する中で、アスベストとか粉じんの発生による健康被害を防止する、これは重要な課題だと考えております。

アスベストを含めた粉じん対策としては、防じんマスクの着用が効果的であるため、建設事業者に対しまして、瓦れきの処理作業で防じんマスクを着用させるよう指導いたしております。これは、事業者に対する指導を労働局に対して通知をし、建設業関係団体等に要請をしています。それから、企業から無償で提供いただきました九万枚の防じんマスク、これを労働基準監督署等で配布するなどによりまして、防じんマスク着用の徹底を図っています。

また、初めて瓦れき処理を行つても安全で健康不安を感じることなく作業していただけるように、注意事項などをわかりやすくまとめたパンフレットを作成して配布をしています。

今後も、おつしやるようボランティアを初め多くの方々が被災地で復旧作業をされるということが想定されますが、労働災害防止のための講習会、また安全パトロールの実施など、粉じん対策に万全を期していきたいと考えています。

○あべ委員 ぜひ、五月の大規模連休にも全国から大勢のボランティアが現地入りするというふうに思われますので、その対策はお願いしたいというふうに思います。

続きまして、重点分野雇用創出事業の活用といふことでございまして、先般の委員会で私が質問をさせていただきました。ボランティアだけで回すのは無理ではないか、やはりしっかりと雇用して

いかなければ、中長期的な災害対策、被災地に対する応援が十分ではないんじやないかと。また、特に医療者に関しては、さまざまナチュームが入っておりますが、これも限界があるということをお願いいたしまして、直接雇用をしていただくといふこと、特に被災された方々の雇用をお願いしたいというふうに申し上げました。

○小宮山副大臣 おつしやるよう、被災地で今後復旧に向けた作業が本格化する中で、アスベストとか粉じんの発生による健康被害を防止する、これは重要な課題だと考えております。

アスベストを含めた粉じん対策としては、防じんマスクの着用が効果的であるため、建設事業者に対しまして、瓦れきの処理作業で防じんマスクを着用させるよう指導いたしております。これは、事業者に対する指導を労働局に対して通知をし、建設業関係団体等に要請をしています。それから、企業から無償で提供いただきました九万枚の防じんマスク、これを労働基準監督署等で配布するなどによりまして、防じんマスク着用の徹底を図っています。

また、初めて瓦れき処理を行つても安全で健

康不安を感じることなく作業していただけるように、注意事項などをわかりやすくまとめたパンフレットを作成して配布をしています。

今後も、おつしやるようボランティアを初め多くの方々が被災地で復旧作業をされるということが想定されますが、労働災害防止のための講習会、また安全パトロールの実施など、粉じん対策に万全を期していきたいと考えています。

○細川国務大臣 この件につきましては、委員からおつしやるよう、被災地等における保健医療提供体制確保について」という通知が出されたわけであります。

大臣、意気込みはよかつたんですが、周りのせいで、いつ出されるか出されるかというふうに心配して見ておりましたら、一向に出されず、私が質問して十日もたつた四月二十二日の金曜日に、この「重点分野雇用創出事業の活用による被災地等における保健医療提供体制確保について」という通知が出されたわけであります。

大臣、意気込みはよかつたんですが、周りのせいで、いつ出されるか出されるかというふうに心配して見ておりましたら、一向に出されず、私が質問して十日もたつた四月二十二日の金曜日に、この「重点分野雇用創出事業の活用による被災地等における保健医療提供体制確保について」という通知が出されたわけであります。

大臣、意気込みはよかつたんですが、周りのせいで、いつ出されるか出されるかというふうに心配して見ておりましたら、一向に出されず、私が質問して十日もたつた四月二十二日の金曜日に、この「重点分野雇用創出事業の活用による被災地等における保健医療提供体制確保について」という通知が出されたわけであります。

たいうふうに思つております。

どうして遅くなつたのかということを事務方にお聞きいたしましたら、どういう場合にこれが適用になるか、こういうことで、むしろ具体的にいろいろ想定をして、そして、通知を受けた、通知を見た方によくわかるよう、そういうことでいろいろ検討していただけました。

私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

ました。私は、よし、頼もしいぞと思いまして、大臣、わからぬからお願いしますというふうに言いました。これは議事録にもしつかり残つてお

か。

○細川国務大臣 給付する額というのが十万円ということにいたしましたのは、これは、これまでの基金事業、ここで十万円ということですけれども、所得保障としての賃金を基準として支給されるわけであって、世帯の状況等を問うていうことではありません。そこで、雇用保険の給付額とこの十万円とで雇用保険が低い場合もある、こういう御指摘でござりますけれども、雇用保険の求職給付というのを受講しやすいように、そのためやるわけではありません、世帯の所得要件も課した上で生活支援の仕組みがやはり体制として大切なかなと思つております。次回の委員会では、どういうふうに活用されているかを聞いてまいりたいと思います。

○あべ委員 大臣、ありがとうございます。大臣が不眠不休で、本当に最近お疲れが出ていてる感じで頑張つてくださっているのはわかっているわけではありませんが、大臣が言われたことを早くできる仕組みがやはり体制として大切なかなと思つております。次回の委員会では、どういうふうに活用されているかを聞いてまいりたいと思います。

○あべ委員 大臣、ありがとうございます。大臣からおつしやるよう、被災地等における保健医療提供体制確保について」という通知が出されたわけであります。

私は、雇用保険を受給できない者を対象に、訓練を受けたところです。世帯の所得要件も課した上で生活支援の場合と求職者支援制度の場合とでは趣旨や目的が異なる、こういうことでございます。

しかし、委員からも御指摘もありましたように、これらについて疑問を呈する方もおられます。そこで、世帯の所得要件も課した上で生活支援の場合と求職者支援制度の場合とでは趣旨や目的が異なる、こういうことでございます。

○細川国務大臣 これは、この法案で、法案が成立いたしましたから大体三年後に見直し規定も入っております。そのときに総合的に、全体で見直しをする、こういうことがありますから、そのときには検討させていただきます。

○あべ委員 大臣、三年じゃ政権もかわっている大臣もいらっしゃらないかも知れないし、早目に私はこの責任をとりになつてやるべきだと思いますので、これの検討会をこじめ立上げるということをお約束いただけませんか。

○細川国務大臣 これは、労働政策審議会の方か

らも、制度全体についていろいろな点で見直しをしろ、すべき、こういう提言もいただいておりまして、その見直しが法律で二年ということになつて、その制度を運用する中で、先生の方の御指摘が得たものであつたか、あるいはこの十万で行くのがまあいいということになるのか、ちょっとわからぬ。だから、これは運用してみて三年後に検討をしていただきたい、このように考えております。

○あべ委員 雇用保険というのは払った方がいいのかどうかわからないような話ですよね。

両方困っているんだと思うんですが、大臣、セーフティーネット、生活保護と働いている人の真ん中がちょっとぐちやぐちやになつて、三年待つているともうぐちやぐちやになると思うんです。ここは政治的決断を先ほどの合格証のように出していただいて、ことじゅうに検討会をして少しセーフティーネットの整理を、されでは、正社員から落ちたら生活保護しかないという滑り台社会が、階段になつたけれども変な階段という話になるので、何かそこは大臣、整理をするために、ことじゅうにぜひとも検討会を開かなければいけないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○細川国務大臣 セつかくの委員の御提言でありますけれども、この見直し、制度でいろいろなところを検討しなきやいけないのは、先ほどから出ております財源の問題などにつきましても、大きな問題としてこれは検討しなきやいけない、こういうことを労政審の方からも指摘もされておりまして、そういうもろの検討課題がございますので、それと一緒に検討をさせていただくということにしていただけたらというふうに思つております。

○あべ委員 いつ検討しますか。

○細川国務大臣 その検討、法律で二年後、こうなつておりますので、三年後になるかと思います。

ただ、運用してみて、あべ委員の言われるようないふうに思います。

○あべ委員 既に不都合が十分だと思うんですね、私は。特に、特定求職者に関して、雇用保険を受給できない人が対象ならば、なぜこれが労使負担なのかというのも非常に変だと思いますが、大臣、これは変ではないですか。

○小宮山副大臣 これは、先ほども御答弁しているかと思ひますけれども、求職者支援制度つきましては、現行の緊急人材育成支援事業の実績を見ますと、雇用保険の受給終了者などが六割以上となつています。このことが一つ。また、求職者支援制度を利用してことで、安定した就職を促進し、雇用保険の被保険者数を増加させて、雇用保険財政に資することといった点を踏まえまして、雇用保険の附帯事業として位置づけて、国庫が二分の一と、雇用保険の失業等給付の国庫負担割合四分の一より多く負担する。国が相応の負担をした制度といました。

この費用負担のあり方については、労働政策審議会でも議論がありましたので、これにつきましては、施行後三年の見直し検討規定を盛り込んでいますので、これも、この法案が施行されまして、その状況を見ながら検討をしていくということだと思います。

○あべ委員 小宮山副大臣、いつから検討しますか。

○小宮山副大臣 先ほどから大臣もお答えをしていましたように、これは施行をして、確かにいろいろな検討課題があることは議論の中でもわかつておりますので、見直しは三年後としましても、その検討はそれに向けてやつていかなければいけないのかというふうに思つております。

○あべ委員 そのとおりであります。ですから、それに向けてすぐ始める必要があるのではないかと思つておりますので、特に、既に十分検討の余地があるものが混在をしておりますから、小宮

山副大臣、これはすぐにでも始めなきやいけないことですよ。

○小宮山副大臣 先ほどから大臣もお答えしているかと思ひますけれども、その中でも出ているかと思ひますが、この原因は何でしょうか。

○生田政府参考人 お答えいたします。

再就職手当の受給者数につきましては、二十一年度三十九万人となつてございまして、二十一年度の三十五万人に比べまして四万人増となつてございましたけれども、二十二年度の二月までの実績では三十三万人となつてございまして、同じ数字で前年同月までと比較しますとマイナス一〇・一%となつてござります。

この原因ですけれども、そもそも再就職手当の対象となりますのが、雇用保険を受給されている方が早期に再就職したときに対象になるわけですがいまして、受給されている方が、景気の持ち直しに伴いまして減少しているというのが最大の原因だというふうに考えてございます。

受給資格決定を受けた件数につきまして、同じ二十二年度の二月までの実績を見ますと、前年同月までと比べましてマイナス一六・五%ということで、再就職手当の受給者の減少よりもさらに大きい減少という数字を示してござります。

ですから、再就職手当の受給者数の絶対数は減少しておりますけれども、受給資格を得た方で再就職手当を受給するという受給率自体は着実に伸びているというふうに思つております。

○あべ委員 そのとおりであります。ですから、常に向けておりまして、特に、既に十分検討の余地があるものが混在をしておりますから、小宮

山副大臣、これはすぐにでも始めなきやいけないことですよ。

○小宮山副大臣 先ほどから大臣もお答えしているかと思ひますけれども、その中でも出ているかと思ひますが、この原因は何でしょうか。

○あべ委員 特に、再就職手当が今減少しているその原因に関しては、その中でも出ているかと思ひますが、この原因は何でしょうか。

○生田政府参考人 お答えいたします。

再就職手当の受給者数につきましては、二十一年度三十九万人となつてございまして、二十一年度の三十五万人に比べまして四万人増となつてございましたけれども、二十二年度の二月までの実績では三十三万人となつてございまして、同じ数字で前年同月までと比較しますとマイナス一〇・一%となつてござります。

この原因ですけれども、そもそも再就職手当の対象となりますのが、雇用保険を受給されている方が早期に再就職したときに対象になるわけですがいまして、受給されている方が、景気の持ち直しに伴いまして減少しているというのが最大の原因だというふうに考えてございます。

受給資格決定を受けた件数につきまして、同じ二十二年度の二月までの実績を見ますと、前年同月までと比べましてマイナス一六・五%ということで、再就職手当の受給者の減少よりもさらに大きい減少という数字を示してござります。

ですから、再就職手当の受給者数の絶対数は減少しておりますけれども、受給資格を得た方で再就職手当を受給するという受給率自体は着実に伸びているというふうに思つております。

○あべ委員 可能な限りしっかりととつてはならない言葉でございまして、本当にやるのかやらないのか、何か言葉だけで終わっちゃう感じがしますので、検討します、検討しますといつこまで、再就職手当の拡充の改正をさせていただきたいと思います。

今、景気が悪い、また東日本大震災の中でこれから日本の経済がどう落ち込むかわからないときには、日本のセーフティーネットがあいまいである

ということになれば、じゃ、まじめに働いてそれで意味があるのか、さらには、まじめにいろいろなものを払って意味があるのかどうかとなるわかない、この社会は頼りになるのかどうかと。いうことになりますので、ここは本当に待たずして、検討、検討ではなく、しっかりとといふが見える形で、いつまで決めるということもやつていただきたいというふうに思います。

時間になりましたので私の質問を終わらせていただきますが、訪問看護ステーションにおける医薬品に関しては、政務官に今月中に御検討を始めただくというお約束をいただきました。これは期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

○牧委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 坂口でございます。  
自民党のあべ先生から、早く終わりますから早く準備しておいてくださいと言われましたけれども、全然時間は早くありませんでした。少し延長したぐらいでございます。あべ先生のよう機関銃を撃つようにとんとんとんという質問を私はようやりませんので、私のペースでやさせていただきますから、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

さて、大臣、最近の大臣の記者会見の文言を拝見いたしました。これは、補正予算に関するものでございます。

四月の十二日火曜日の日の記者会見におきましては、私としては慎重に検討しなければと思つております。これは、年金の財源についての話でござります。第二次補正とか、その他の方法でしっかり手当てしていくのが当然のことと思つております。こういうふうに述べておみえになります。

それから、四月の十九日になりました、十九日には、これまで二次補正で手当てをするということも選択肢の一つだというふうに申し上げてきま

した。選択肢になつてきました。それも含め、今まで意味があるのか、さらには、まじめにいろいろなものを払つて意味があるのかどうかとなるわかない、この社会は頼りになるのかどうかと。いうことになりますので、ここは本当に待たずして、検討、検討ではなく、しっかりとといふが見える形で、いつまで決めるということもやつていただきたいというふうに思います。

これは四月の十九日でございますが、皆さんのお手元にも配りました「平成二十三年度の基礎年金国庫負担割合について」これは大臣間、財務大臣と国家戦略大臣でしょうか、協議をされまして、二番目といたしまして、「ただし、平成二十三年度の二分の一と三六・五%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする」、この二つが決められたわけでございます。

私は、この決められた文書を見せてもらつて、そして、昨年末、平成二十四年十二月二十二日に財務大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣の合意をされましたのをもう一度拝見いたしました。一度項目めは略しますが、二項目め、「平成二十四年度以降、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までについて、基礎年金給付費の二分の一と三六・五%との差額を税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制度上、財政上の措置を講ずるものとする」、こういうふうになつていただけてございます。

それで、ちょっと違いますのは、この平成二十四年の十二月は、「基礎年金給付費の二分の一と三六・五%との差額」と書いてある。ところが、今回のこの合意文書には、「二分の一と三六・五%との差額は」になつていて、「を」とは」と変わってきてる。「を」も「も同じぐらいじやないかと言われるかもしませんけれども、私は、内容がかなり違うというふうに思つております。

そこで、ではどういうふうにしてあいた財源を入れていくのかということについては私も残念に思つてます。そこでもう少しこそは一時それで埋めたといった話にならぬかとも思つたときには、これはもうこの差額

を全部見ますよということを言つてます。しかし、差額はと言いましたときには、その差額を全く

後年金財政の方にしつかりと繰り入れができるよう、その方策だけはしつかりやつていかなけれ

ばと思つております。こういうふうにおつしやつてあります。この中でもしも充てる金がありま

す。部埋めてくれるのかどうかわからない。税制改正をして、そしてその中でもしも充てる金がありま

す。お手元にも配りました「平成二十三年度の基礎年金国庫負担割合について」これは大臣間、財務大臣と国家戦略大臣で、二番目といたしまして、「ただし、平成二十三年度の二分の一と三六・五%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする」、この二つが決められたわけでございます。

私は、この決められた文書を見せてもらつて、そして、昨年末、平成二十四年十二月二十二日に財務大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣の合意をされましたのをもう一度拝見いたしました。一度

項目めは略しますが、二項目め、「平成二十四年度以降、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までについて、基礎年金給付費の二分の一と三六・五%との差額を税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制度上、財政上の措置を講ずるものとする」とあります。

それで、ちょっと違いますのは、この平成二十四年の十二月は、「基礎年金給付費の二分の一と三六・五%との差額」と書いてある。ところが、今回のこの合意文書には、「二分の一と三六・五%との差額は」になつていて、「を」とは」とは」と変わってきてる。「を」も「も同じぐらいじやないかと言われるかもしませんけれども、私は、内容がかなり違うというふうに思つております。

そこで、ではどういうふうにしてあいた財源を入れていくのかということについては私も残念に思つてます。そこで、ではどういうふうにしてあいた財源を入れていくのかといふことについては私は心配をしてます。

多分、そんなに方法があるわけではありませんで、財務省さんは、年金の積立金もたくさんありますから、その中で一時貯つておいてください、

でもというふうにおっしゃいますけれども、ことじゅうに返してもらつたら、それは私、大臣にこれ以上申し上げることはありません。せひどうぞ返してもらつてください、こう私は申し上げたいわけですが、さうもそういう調子にもいかないのではないかという心配もあります。

それから、ことしの分は何らかの形で穴埋めをしたといたしましても、それでは、来年からその穴埋めをするだけの財源を確保することができるのでですから、申し上げているわけでござるのか。

税制改正が行われたと仮定いたしまして、そうすると、そこから何がしかの財源が出てくる。そのときに、これは復興財源として使わなければならぬというのがやはり先行すると私は思いますね。こういう太災害ですから、そこにはまず入れるといふことにならざるを得ない。復興財源にも入れるし、そして年金の財源も確保するといふことになつてくる。

そんな大それたこともできないといふになつてきますと、ことしはことしとして済ませましても、来年もまた同じことをやらなければなりません。再来年もひょっとしたらまた同じことをやらなければならぬ。そうしたことが続いてくる可能性がありはしないか。ことし一度認めるといふことは、今後も続くものだ、続く可能性があるという決意を持つてひとつおやりいただく以外にないのではないかという気がいたします。

これは私の心配のし過ぎかもしれないけれども、大臣は、ことじゅうに何とか返してもらえるような手はずを整えたいとお気持ちのようありますから、そうしていただきのあれば、これはもう何をと言わんや、私、大臣に後から手をたたいてついていきますけれども、そこはどうですか。私の心配の方が大きいか、大臣のお言葉

どおりになるかというところは難しいところでありますけれども、もう一言だけ大臣にちょっと聞いておきたいと思います。真情を吐露していただきたいたい、そう思います。

○細川国務大臣 坂口委員の言われるよう、これから復旧復興財源というものは膨大な額になります。

そういうふうに思つておきます。しかも、このことも大変難しい問題だというふうに思つております。

そういう意味では、この年金二分の一の予定しておいた財源について、ことし戻してもらえるかどうか、こういうことについてはなかなか厳しい問題だというふうに私も思つております。しかし、以前から私も、また坂口先生もおっしゃつてゐるよう、この社会保障の特に年金問題については、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないですけれども、そういうことをしようと思うと、これは経済にもかなり影響を与えてくることになつてくる。

さて、先日でございますが、東日本の大災害に

関係をいたしまして、地元の企業の中には、工場も流れ、施設も流れ、もう倒産する以外にない、なきやいかぬということで、しっかりとやつていかなければといふふうに思つております。

そしてまた、この二十三年度には税制の抜本的な改革をして、そしてその改革によつて得られる財源を活用して年金の財政の方に入れていく、こういうことも法律でも決められてゐるわけでありますから、これはこれで、今年度中にしっかりとやつておきたいといふふうに思つております。

今検討しております社会保障と税の一体改革、これは震災があつたからといって引き延ばしをするということはよくないのではないか。財政規律の面からいいましても、海外の信用の問題もありりますから、その中で年金の二分の一の財源についてもしつかり確保する。そして、今回の復旧財源に使つたことについても返してもらうという

ことをしつかり進めしていくというのが私たちの考え方であります。

○坂口(力)委員 先生もおっしゃつてあるように、これは難しいところがあるけれども、私どもの姿勢としては、その姿勢をしつかり貫くのが私の考え方であります。

これまでの復旧復興財源と、それが本当に結構でございます。この問題、もうこれ以上上げません。どうぞひとつ御活躍いただきたいといふふうに思つております。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

さて、先日でございましたが、東日本の大災害に際しては、老後の生活の糧でございますから、年金の長期的な運用について、これを安定化させるといふことは本当に大事なあれでありますから、そのことは、私としても、これは何としても返してもらわなければいけないといふふうに思つておきます。

○生田政府参考人 お答えいたします。

契約の解釈は、具体的に読んでみないと難しいところもございますけれども、例えば、自然災害があつて、どうしても事業が継続できないような契約になつていれば払わないといけないでそれとも、なかなか個々の契約の解釈は難しいというふうに思います。

委員のおっしゃる意味では、契約にちゃんと書いてあれば払わないといけないのは間違いございません。

○坂口(力)委員 わかりました。一応、契約がなくて賃金の支払いをしないという企業に対しましては、雇用保険それから労災保険につきましては保険料を払わなくともいい、こうのことですね。

今度は、厚生年金それから健康保険の保険料でございますが、厚生年金それから健康保険の保険料というのは、企業が従業員を賃金を支払わずに休業させているとき、このときには、厚生年金それから健康保険、この保険料は払うんですか、払わなくていいですか。教えてください。

○岡本大臣政務官 今回の震災に当たりまして、

既に厚生年金や健康保険といった社会保険料の納付期限の延長や納付猶予といった措置は開始をして実施をしているところでありますけれども、今回、震災の被害の甚大さにかんがみて、震災による被害を受けたことにより従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所を対象として、社会保険料を免除する特例措置について法案を提出させていただいたところであります。

その中で、一体どういうときが報酬の支払いに著しい支障が生じているということかと、おおむね過半の、半分の従業員について報酬が支払われないか、もしくは標準報酬の下限、厚生年金の場合ですと九万八千円、健康保険の場合ですと五万八千円になりますが、これ未満の報酬しか支払われていない場合ということについてあります

いというふうに今検討をしているところであります

す。

そういう意味では、先生おっしゃいますよう

ます。

もう一遍言いますか。わかりにくかったから。

○岡本大臣政務官 おっしゃるとおりでございま

す。

支払われていないときには、今回の、提出をさせていただいております法律を成立させていただきたい暁には、保険料が免除される特例措置が実施をされるということになります。

○坂口(力)委員 現状の問題と、それから今度特例措置ができる問題と、少し区別をしておかなければならぬ、現在の法律は払わなければなりません。だけれども、今回の特例でそれを払わなければならぬ、現状でありますと、きやいけないと思いますが、現状でありますと、そうすると、厚生年金の場合には九万八千円以下の場合、それから健康保険の場合には五万八千円以下の場合、この両方の人に対しても、これは払わなければならぬ、現在の法律は払わなければならぬ。だけれども、今回の特例でそれを払わなければならぬ、現状でありますと、きやいけないようになります。

そうであります。

○岡本大臣政務官 冒頭お話をしましたように、

現時点で納付期限を延長しておりますと、現時点

でいつまで延長するかというのもまだ決まってい

ません。災害がおさまってから大体二ヶ月とかそ

ういうような期日になるわけですから、まだ

決まつていませんので、現時点でお支払いを求

めているということもないですが、委員御指摘のと

おり、この法律、今回提出をさせていただいた法

律が成立した暁には、先ほどのいわゆる免除とい

うことができるということになります。

○岡本大臣政務官 御指摘の点は、報酬がもし発

生すればということだと理解をさせていただきま

すと、給料が支払われて、報酬が支払われるとい

うことになりましたら、保険料はお支払いをいた

だくことになるわけであります。

ただ、免除の期間も、ぜひ御理解いただきたい

のは、健康保険についても、その被保険者である

ということを失われているわけではありませんの

で、引き続きそいつた保険も使えるということ

も御理解いただきたいと思います。

○坂口(力)委員 もう一つ、確認だけしておきた

いと思いますが、そういう特例がこれからできる

わけですね。そうすると、三月の十一日にこの災

害が起こりまして、それから一ヶ月後、二ヶ月し

てからそういう特例ができるといいますときに、

それはさかのぼつて三月十一日から適用になるん

うにする。それでよろしいですか。

もう一遍言いますか。わかりにくかったから。

○岡本大臣政務官 遷及するということでござい

ます。

○坂口(力)委員 ありがとうございます。ぜひそ

ういうふうにしていただきたいというふうに思つ

ております。

○岡本大臣政務官 おっしゃるとおりでございま

す。

○坂口(力)委員 それでは、かなり頑張って、災害に遭つて本当は何もなくなつてしまつて、いるんだけれども、しかしもう一度立ち上がりたい、そして、雇つた人たちを手放さずに休業状態にしておいて、一日も早く呼び戻したい、こういうふうに言つていただいてる企業の皆さんのが見えていますから、その皆さんに対してはおこたえをなされると、厚生年金の場合には九万八千円以下の場合、それから健康保険の場合には五万八千円以下の場合は、この両方の人に対しても、これは払わなければならぬ。だけれども、今は法律によつては、雇用保険や労災保険につきましては保険料を払わなくともいい、こうのことです。

そういう意味では、先生おっしゃいますよう

ます。

○岡本大臣政務官 おっしゃるとおりでございま

す。

○坂口(力)委員 それでは、かなり頑張って、災害に遭つて本当に何もなくなつてしまつて、いるんだけれども、しかしもう一度立ち上がりたい、そして、雇つた人たちを手放さずに休業状態にしておいて、一日も早く呼び戻したい、こういうふうに言つていただいてる企業の皆さんのが見えていますから、その皆さんに対してはおこたえをなされると、厚生年金の場合には九万八千円以下の場合は、この両方の人に対しても、これは払わなければならぬ。だけれども、今は法律によつては、雇用保険や労災保険につきましては保険料を払わなくともいい、こうのことです。

そういう意味では、先生おっしゃいますよう

ます。

○岡本大臣政務官 おっしゃるとおりでございま

す。

○坂口(力)委員 ありがとうございます。ぜひそ

ういうふうにしていただきたいというふうに思つ

ております。

○岡本大臣政務官



なくなつてきている。よく私は、大きい企業は渡り鳥だ、こう言つてゐるだけでも、一番住みやすい、都合のいいところにみんな飛んでいつてしまふ、そして、後に残されたものが大変苦勞をするという意味では、今までの中小企業が、親企業からいろいろな仕事をもつて、それでやつていく、そういう中小企業の立場を転換して、やはり自分たちの力で立ち上がりつける、新しいものをつくっていく、技術は持つてゐるわけありますか。

したがいまして、一つは、経済産業省あたりとしっかり連携を密にしていただいて、そして、中企業に対する手だてといつものにつきましても、厚生労働省としてしっかりと手を差し伸べてもらいたいというふうに思つております。私の方が少し時間が余つてまいりまして、あべさんの余つた時間をもらつつもりでおりましたら、私の方が少し時間が余つてまいりましたので、これぐらいにして、次の方に譲つてもいいですか。大丈夫ですか。後の人にはばつちりやるそうございますので、それでは、私はこれぐらいで失礼させていただきたいと思います。

○郡委員長代理 次に、高橋千鶴子さん。  
○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。坂口委員、ありがとうございます。ただ考慮していただけるのかなと思つて、やりたいと思います。法規そのものについて質問をいたします。

求職者支援法は、二〇〇九年の七月から緊急人材育成支援事業として取り組まれてきた基金訓練を新制度として恒久化するものだと思います。国の責任で、雇用保険制度の枠外となつてゐる学卒未就職者や自営業廃業者、雇用保険受給終了者な

ど、いわゆる求職者への無料の職業訓練の実施、訓練期間中を含む生活支援を行ふということは、いう意味では、今までの中小企業が、親企業からいろいろな仕事をもつて、それでやつていく、いろいろな仕事をもらつて、それが党としても、提案してきた中身に合致をしておらず、そして、後に残されたものが大変苦勞をするという意味では、今までの中小企業が、親企業からいろいろな仕事をもらつて、それでやつていく、そういう中小企業の立場を転換して、やはり自分たちの力で立ち上がりつける、新しいものをつくっていく、技術は持つてゐるわけありますか。

したがいまして、一つは、経済産業省あたりとしっかり連携を密にしていただいて、そして、中企業に対する手だてといつものにつきましても、厚生労働省としてしっかりと手を差し伸べてもらいたいというふうに思つております。私の方が少し時間が余つてまいりまして、あべさんの余つた時間をもらつつもりでおりましたら、私の方が少し時間が余つてまいりましたので、これぐらいにして、次の方に譲つてもいいですか。大丈夫ですか。後の人にはばつちりやるそうございますので、それでは、私はこれぐらいで失礼させていただきたいと思います。

○小野政府参考人 お答えいたします。  
○高橋(千)委員 単純運動ではないということがます確認をされました。

ただ、認定をするときに実績を見るということでしたので、結局その実績の評価がまた問題になつてきました。きちんとやられているかどうかきよは、法案そのものについて質問をいたします。

求職者支援制度になりましたら、特に訓練の質向上させるという観点から、認定基準を改めて策定をすることにしております。したがいまして、新たに設定したこの認定基準にそれぞれのコースが適合するかどうかということで、改めて認定をするということになります。

○小野政府参考人 お答えいたします。

○高橋(千)委員 単純運動ではないということがます確認をされました。

ただ、認定をするときに実績を見るということでしたので、結局その実績の評価がまた問題になつてきました。きちんとやられているかどうかきよは、法案そのものについて質問をいたします。

法案に規定されております職業訓練実施計画につきましては、労使団体あるいは関係機関等で構成されます訓練協議会の審議を経まして、全国レベルのものにつきましては厚生労働大臣、厚生労働省、それから都道府県単位の地域レベルのものにつきましては都道府県労働局、労働局長がそれ策定をするということになつております。

それから、お尋ねの職業能力開発基本計画、能効開発促進法に基づきます計画でございます。これは、五カ年の計画、中期的なこれから的能力開発の基本施策の方向について定めるものでござい

少ないといいますか、そういうアンバランスが当然あると思いますけれども、どのようにお考えか。

○小宮山副大臣 全体として見ますと相当数の訓練が設定されていると考えていますけれども、地域によりまして訓練の量とか種類などに差が生じていることもあります。

まず、今行われている基金訓練ですけれども、ことし三月三十一日現在で、訓練コースが一万四千七十三コースに対し、延べ三十三万一千二百五十三人が受講していると聞いております。ただ、訓練の期間は、一番多いのが三ヶ月で七割。恒久的な制度にすると、訓練の内容充実、また雇用に直接結びつくことが重要だと思います。

そこで、まず、現在認定されているコースが引き続き認定されるのか、あるいは、改めてすべて認定をし直すということなのか、伺いたいと思います。

○高橋(千)委員 そうすると、国とそれぞれの都道府県に置く協議会、そして職業訓練実施計画、これが重要なつながりだと思います。

そこで、現在は中央職業能力開発協会が行つて、どの地域でも求人求職ニーズに対応した訓練が適切に設定されるように努力をしていきたいと思います。

○小野政府参考人 今申し上げましたように、それが計画、特徴があるわけでございますけれども、五カ年の職業能力開発基本計画、先ほど申し上げましたように能力開発施策の基本方向を定めているのに、五年と一年だ、そういう答弁はないと思いますが、いかがですか。

○小野政府参考人 今申し上げましたように、それが計画、特徴があるわけでございますけれども、五カ年の職業能力開発基本計画、先ほど申し上げましたように能力開発施策の基本方向を定めているのに、五年と一年だ、そういう答弁はないと思いますが、いかがですか。

○高橋(千)委員 私は、やはり連携をとるということも大事ですし、この間、能開法の質疑の中でも、民間訓練があるからいいじゃないかという、いわゆる規制改革側の議論が随分あって、いや、そうではない、公共職業訓練の位置づけというの

はどんなに大事かということを繰り返し厚労省との関係でも確認をしてきた、そういう経緯があるて、やはりそこを大事にしていく必要があるのでないか、むしろその方が今大事になっているのではないかということを言いたいわけなんです。

そこで、例えば能開法の第二十三条の三項には、公共職業能力開発施設の長は、公共職業安定所長との密接な連携のもとに、公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に関し必要な措置を講ずるようにならぬと書いております。つまり、訓練を実施する責任者、長が、就職支援について必要な措置を講じなければならないという責務が書かれているわけです。

ところが、一方、求職者支援法には、認定職業訓練を行う者、この責任については触れていないわけですね。つまり、先ほど來の議論があるように、不正があつたらしくチエックをする、あるいは立ち入りをしていくとか、そういうことはいろいろ書いています。しかし、認定職業訓練を行なう者がその就職支援に対してどういう役割を果たすのかということは書かれていません。開発施設の長その他関係者と並列になっておりまして、「相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならぬ」と書いてあるだけなんです。ですから、就職支援は結局ハローワークがやれよということなんです。職業訓練をやっている者がどういう成績を残すかということは、正直言つてハローワークのせいよということになります。いわけなんです。これは非常に重要な責任の部分だと思いますけれども、そこについてほとんど触れていない。認定するのもコースそのものであつて、その機関に対してもやるふさわしいことをやつているのかという視点がないんですよ。その点、いかがですか。

○小野政府参考人 お答えします。

今回は、認定される訓練機関については、就職の責任者というのをきちっと置いていただきて、今まで以上に訓練機関みずからも求職者の就職に所長との密接な連携のもとに、公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に関し必要な措置を講ずるようにならぬと書いております。つまり、訓練を実施する責任者、長が、就職支援について必要な措置を講じなければならないという責務が書かれているわけです。

ところが、もちろん、先ほど委員もおっしゃられたように、ハローワークは当然就職の支援を全般的に見るという形で、ハローワーク。それから、実際の訓練機関。それから、今回、認定業務を行ないます新しい機構、ここにつきましても、訓練を認定するときに、やはりそれが求職ニーズ、求職ニーズに当然沿つたものでなければいけませんから、それは、先ほどお話ししました訓練の実施計画に基づいてお互いの機関が共有をし、ハローワーク等からいろいろな求人、求職のニーズが出てまいりますので、そういうものを新機構が訓練を行なうとともに行なうということで、新機構も就職支援といふのは切り離すべきではないか、このことを少し考えていただきたいなと思います。

続けます。認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる、第五条にありますけれども、具体的に、訓練機関に対して奨励金は幾ら払われるのか、そしてその根拠はどうなっていますか。

続ります。認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる、第五条にありますけれども、具体的に、訓練機関に対して奨励金は幾ら払われるのか、そしてその根拠はどうなっていますか。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

この奨励金については、この奨励金に付けては、今、現行の基金事業の支給額等を参考にしながら、この求職者支援制度では大きく分けて二つのコースに分かれますけれども、一つが基礎的能力から実践的能力までを習得するコース、これにつきましては、就職実績に応じた支給制度として、受講者一人一月当たり五万円から七万円、それから、もう一つのコースであります基礎的能力を習得するコースにつきましては、定額の受講者一人一月当たり六万円とする方向で検討しております。

その根拠は、民間の教育訓練機関の受講料等々を参考にして、現行の基金訓練もそういう類似の額にしておりまし、公共職業訓練の委託訓練の委託費につきましても同額になつておりますので、そういうものを参考として設定をする方向で検討したいと思っております。

○高橋(千)委員 例えれば、現在運用されている基準、一日五時間か六時間、そして百時間以上、そういう基準が一点あつたかと思うんですね。

ただ、よく引き合いに出されるリーガルマインドなどですと、受講料が十五ヵ月コースで四十三万四千円から最大でも六十万円以下だと。これを分けますが、受給者に対する給付金、それから訓練奨励金の支給業務はどこがやりますか。

○小野政府参考人 給付については、ハローワークを念頭に置いております。それから、訓練機関の奨励金につきましては、都道府県労働局が支給を行うという予定であります。

○高橋(千)委員 この支給業務がまた大変煩雑になつてくる。先般から繰り返し述べてきた、ハローワーク、労働局の業務が非常に多忙になつておるのに、そこになぜ高い奨励金を払うのかとさわしい内容になるのかなというのは、非常に疑問があるわけです。いかがでしょうか。

○小宮山副大臣 訓練機関に支給する訓練奨励金の額は、今行つております基金事業の支給水準を踏まえて設定をしていますので、適切なものではないかというふうに考えています。

具体的な認定基準は現在検討中ですけれども、施設設備が訓練を適切に運営できるものなのかもどうか、訓練を効果的に指導できる講師が確保できているか、カリキュラムの内容や訓練期間が適切に設定されているか、こうしたことを審査しまして、質の高いコースが認定できるよう努力をしていきたいと思っています。

やつておられる時間が短いところ、あいている日が短いところとか、いろいろばらつきがあるということは承知をしていますが、そのことがどういう効果を上げているのか上げていないのか、そうしたことにも含めて精査をしていく必要があるとは思っております。

○高橋(千)委員 仮に六万円が適切だとしたとして、それにふさわしい授業かどうかというのはまた違うわけですね。必要なのにとりあえず無理やり講座をふやしてみたりその逆だつたりというところではやはりまずいということをおっしゃつておられるのだろうと思いますので、そこはしつかりしていただきたい。

あわせて、今の答弁の中で、講師の問題がございました。私は、仕事をふやす必要があるからと

いつで、やはり何でもいいというわけにはいかないんだろうと思うんです。

基金訓練が恒久法となることを見込んで、各校が、十万円もらえる、これを前面に出した生徒緊急募集をやっているわけですね。私がハローワークに視察に行つたときもビラ書きをしておりました。大募集、緊急募集、基金訓練があつて十万円もらえるからということになるわけですね。

それと同時に、講師も緊急大募集しているのを御存じでしょうか。例えば、ネットにある熊本市の求人では、基金訓練講師として、経験不問、時給八百円から千円、パート労働者というふうにわざわざ書いてある。講師もパート、アルバイトで、これで安定雇用に結びつくでしょうか。

○細川國務大臣 委員が御指摘になりましたような事例が仮にあつたとすれば、これはとんでもないことがふうに思います。十万円の給付があるから訓練を受けたらどうかというような、そういうところで募集をするというのは、私は、この趣旨を本当に履き違えた、あるいは悪用する、とんでもないことだというふうに思います。

また、講師も、質の高い訓練をやってもらわなければいけないのに経験不問だと、これまたとんでもない講師でありまして、そういうような募集をしているような訓練機関というのは、そもそも求職者支援制度のもとでの訓練をするような機関としてとても認められないというふうに私は思っています。

したがって、そういうことがないようにしなければいけないというふうに思いますが、そのためには、これから始まりましたら、訓練機関が広告を出す場合にはこの基準とかを出し、また、講師についてもきちっとした基準を設けながら、講師を認めるという認定のときに、今言わたったようなところの講師なんかについては認定をしないといふようなことで、この制度をしつかり運用してまいりたいというふうに思つております。

○高橋(千)委員 大変厳しい大臣の答弁でありますので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

ちなみに、公共職業訓練、能開法に基づく訓練では、訓練講師の資格が要るはずなんですね。やは

りこれは本当に大事だと思うんです。

ですからと逃げられる可能性がある。これは限りなくグレーだと言わなければなりません。やはり講師は講師、助手はあくまでも事務スタッフであつたり相談スタッフであつたりときちんと分けいなければ、何か問われたときに、いやいや、助手ですからと言われることがないように、明らかにそれがねらいだなというふうに受け取れますので、さらにつけ加えて指摘をしておきたいと思います。

さて、基礎訓練の後、公共職業訓練に移行することができるようになつていますけれども、その割合はどのくらいでしょうか。

○小宮山副大臣 基礎訓練を受講した後に公共職業訓練を受講した方の人数全体は把握していますが、基金訓練の実践演習を修了した方の七・七%が、次に受講できる公共職業訓練の受講を希望していましたというデータはあります。

公共職業訓練、離職者訓練につきましても、雇用のセーフティーネットの観点から大変重要な役割を担つていると考へていますので、二十三年度、今年度は、過去最大だった昨年度とほぼ同じ規模のおよそ、二十二万人の職業訓練を実施する予定です。

基金訓練、そして求職者支援制度に基づく職業訓練とあわせて、求職者の希望や適性に応じた訓練コースを設定することで、しっかりとその就職を支援していきたい、そのように考へています。

○高橋(千)委員 基礎訓練、実践コース、そして公共職業訓練と、ずっとたどり着くわけですけれども、出だしが先ほど言つたような問題があつて困るということになつちゃう。そうすると、やはり雇用保険そのものをもっと拡充するべきではない

うことの意味、非常に大事であるということ、これを拡充するということで確認をしてよろしいでしょうか。

○小宮山副大臣 そのとおりだと思います。

しかし、結局、先ほど最初にお話ししたように、求職者支援制度そのものは重要だし、いろいろあつても賛成をするつもりであります。

○高橋(千)委員 先ほども議論になつているんですけれども、提案されている求職者支援制度で雇用保険と生活保護のすき間を埋めるということ

は、やはり無理な話ではないかということなんです。十萬円よりも少ない失業給付ということなんですが大問題であるわけですね。だけれども、月十萬円ではやはり生活していくわけですね。だけれども、給付を受けるためには、もう今度は欠席してはいけないことになつていますので、アルバイトする暇もないわけです。やむなく生活保護を受けたとしても、十萬円が収入認定されてしまう。差し引きになつちゃうわけですね。そういう点では、生活支援という点でも大変不十分なことが難

点だと思います。

言いたいのは、やはり雇用保険の拡充こそが重要なではないか。これまで繰り返し指摘をしてきたわけですから、日本は、諸外国に比べて、失業者のうち雇用保険の受給率がやはり低いわけです。全失業者の五人に一人しか受給をしておりません。それでも、一番新しい数字を伺いましたけれども、二月現在、三百一万人の失業者のうち五十七万人が失業給付を受給しているということがあります。

そうすると、基金訓練に比べると、カバーしている分野はもっと大きい、非常に大きい。しかし、震災で九十万人超を見込んでいるわけで、受給できない人は数百万人がいる、三百万から単純に引いても二百万以上いらっしゃるということになるわけですから、やはり、雇用保険があり生活保護があり基金訓練があつても、まだすき間はあるということになつちゃう。そうすると、やはり避難をしたらもうやめると言われたとか、まさ

かと思いますが、いかがでしょう。

○細川國務大臣 雇用保険の充実というのは、これは大変大事なことであります。今回のこの改

正法案でも、労働者の生活の安定、再就職の促進とすることで、失業給付の充実やら、あるいは保険料の料率の引き下げなどで充実をさせよう、こ

ういうことでございます。

また、拡大ということもいろいろと考えておら

れると思います。例えば、自己都合などとは区別すべきではない、こういうのが先生の持論でありますけれども、ただ、解雇などの離職者は、離職前に再就職に向けた準備をするというのはなかなか

か困難で、したがつてそういう人には手厚くはし

なきやいかぬ、こういう要請がございます。

しかし、また一方、自己都合の離職者につきましても、受給資格要件や給付日数を解雇等の離職

者と同等にするということになれば、これまた安易な離職を招きかねないんじゃないか、こういう危惧などもございまして、先生のこれまで言われては、受給資格要件や給付日数を解雇等の離職

者と同等にするということになれば、これがまた安易な離職を招きかねないんじゃないかな、こういう危惧などもございまして、先生のこれまで言われては、受給資格要件や給付日数を解雇等の離職

とも十分酌むべきだということは、これはもう当然、よろしいですよね。

○細川国務大臣

確かに、こういう大震災でござりますから、いろいろな意味で被災者についても、いろいろ適用などについては考えていかなければというようなことで、事業所が震災によってやむを得ず休業する場合には、失業とみなして、特定受給資格者、すなわち解雇等離職者として基本手当を支給するなど、これは特別の、特例措置を講じております。ただしかし、事業所が事業を行っている場合には、これは労働者本人の判断で自主避難というようなそういうことでは、就業困難となり離職をしたと、自分の意思で離職をされておりますから、これは先ほどの例とはちょっと同等には扱えないのではないか、こういうふうに思っております。事業所が事業を行っている場合には、やはり、現に就業の機会があるわけでございますから、やむを得ず休業、解雇された場合とはちょっと同一には扱いはできないのではないかというのが私どもの考え方でございます。

○高橋(千)委員 大臣、今の最後のお言葉では、

ちょっと私 承服しかねるところがございます。仮に自主避難が自分の意思で行つたじゃないかと言われたとしても、国がいろいろ、二十キロ、三十キロとかいうのを後でふやしたり減らしたりという混乱があつたわけですね。あるいは、自主避難を奨励するということもあつたわけです。そうした中で混乱があつた。そのときに、自主品牌に避難した人に対して問答無用で解雇ということは、まず普通はあり得ないわけです。本人の意思をよく聞いたりとか、弁明の機会を与えるところだつてあるわけですね。それをなしに、結局、会社が一定程度だれかを整理したいなということだつてあるわけですから、そこをしっかり酌んでほしいと言つておられるわけなんです。自分の勝手でしようと言えるような状況では今はな

いのだということを重ねて指摘したいかなと思ひます。そこは事情をよく酌んでいただきたいと。よろしいですよね。

○細川国務大臣

こういう今度の災害で職を離れるという人には、いろいろな事情があると思います。そういう意味で、先ほどの例のように自分

の意思で離れるという形はとつていいけれども、これは事業主の方からそういうふうに仕向けられ

たというか無理やりさせられたというような、そ

ういういろいろな事情があれば、それは当然そ

ういういろいろな事情があつたというふうに思

うになります。

○高橋(千)委員 ありがとうございました。

それで、最後に一言だけ指摘をしたいかなと思ひますけれども、私はやはり、先ほど言つたように、このいろいろな混乱を考えると、給付が結びついているものですから、十万円ということがあるものですからいろいろな問題が起きる、また、や

はり訓練と給付は切り分けて、雇用保険の充実や

生活保護のあり方についてしっかりと検討すべきだ

と思うんです。

生活保護に落ちるとかそういうことでは本當は

なくて、先ほど米議論されていますけれども、憲

法二十五条に保障された権利で、だれにでも保障

されている。それが一たび生活保護になつてしまつたら二度と抜けられないのではなくて、むしろ、今は手だてがないので生活保護に頼るけれども

、チャンスがあればいつでも抜けられるのだと

いうことを、無理やり追い出すのはだめですよ

ね、けれども、そういう制度にもつと変えてい

きたはずなんですよ。

だから、そういうこととあわせて、この訓練

制度についてよく議論を今後ともやっていきたい

なということを指摘して、終わりたいと思いま

す。

○牧委員長 次に、阿部知子さん。

ありがとうございます。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。

次に柿澤さんが来られるまでの間、なるべく

私は、きょうは、まず冒頭、震災の問題でお尋ねをいたします。法案についてはその次に触れさせていただきます。

東日本大震災というのは雇用面でも大きな打撃

を与えおるということは、各委員御指摘であります。今、厚生労働省の方で、今回の東日本大震災が雇用に与えた影響というものをどのようにお考えですか。一点目です。

○小宮山副大臣 これもたびたびお答えしていま

すけれども、どれだけの方が職を失つたかとかそ

ういうことは、被害の全体像もまだ把握できてい

ない中で、確実な数字はございません。

ただ、被害の大きかった岩手、宮城、そして福

島の三県の沿岸部のところで八十四万人の方が働

いていらしたと。その数字しか今は把握をしておりません。

○阿部委員 今的小宮山副大臣の御答弁は、その

地域にあつた事業所と就業者数を大体あらあら試

算されたもので八十四・一万人ということであり

ます。

そして、この地域というのがどういう地域かと

いうことを考えますと、実はハイテク産業の心臓

部になつていて、もちろん、農業、漁業、あら

ゆる仕事があつたわけですが、私が大変今懸念い

たしますのは、こうした部分で、合わせてどんな

職業訓練をこれから計画していかれるのか。当然、転職、ということもなさらないやいけないとい

うこともあつて、その全体像を、また、お考え

はどのようにありますよううか。

○小宮山副大臣 被災した方が職業に新たにつか

れるために、地域のニーズに合つた職業訓練をど

う組み立てていくかということは大変重要なこと

だというふうに考えています。

ただ、今、当面のものでそれとも、被災者向

けの特別コースの設定などをしまして、建設関連

分野を初め、公的な職業訓練を機動的に拡充、実

施をしていきたいと思っております。

被災地での訓練コースの検討状況ですけれども、青森県では建設機械オペレーター科、これを

四コース、五月下旬、六月上旬に二コースずつ開

講を予定しています。また、岩手県で建築系の総

合オペレーション科三コース、これは五月下旬に

開講を予定しています。また、宮城県でも建築系

の訓練コースを五月から六月に開講を予定してお

ります。

また、補正予算で機構のボリテクセンターの建

築関連分野訓練の定員の拡充ということで一億円

を要求しております。これは千八百人分と考え

ています。

また、二十三年度の当初予算で、公共職業能力

開発施設で実施する職業訓練で四・五万人、民間

教育訓練機関を活用した委託訓練で十七万人、基

金訓練で十二万人、基金訓練を恒久化する求職者

支援制度の職業訓練で十二・六万人の合計四十六

万人分の職業訓練を計画しております。

また方々のニーズに合つた形を、今、当面はとにかく瓦礫の処理とか仮設の建設とか建築関係が重

要になつてくるので、当面はそういうものを考

えているということです。

○阿部委員 いろいろな製造分野でいえば、きよ

うの毎日新聞によれば六割程度は回復という報告

もありますが、果たして本当にこれを力強く後押

していくための施策がどうであるかということ

も重要なんだと思ひます。今、小宮山副大臣は主

に建設関係、イメージしやすいわざですね、瓦

れきをとけて、建物を建ててというの。それは

主に復旧にかかります部分で、逆にこの地域が

も重要なんだと思ひます。

今、小宮山副大臣は主に復旧にかかります部分で、逆にこの地域が

も重要なんだと思ひます。

お手元に前回と実は同じもので内容が違うもの

がお示ししてあります。これは被災を受けた訓

練センター、前回の質疑のときにも、人的被害が

どうであるとか、床下浸水であるとか、全部が床

上まで水につかってしまったなどの被災状況をお

らせました

が、逆にここにはどんな訓練

科があつて、そしてそれが今後どんなスピードで再開していくかということをきょうはお尋ねいたしました。

人的被害があつた、すなわち被害のひどかった石巻やテクノアカデミー浜、これは福島ですね、それから今少し小宮山さんもお触れになりました

宮城県のボリテクセンターなど、いずれも中止、中止、中止となっているような、要するにいつい

つ再開のめどとか再開予定とかが全然立たないものは、実はこの地域の職業訓練にとつて極めて重

要な内容を含んでおります。

私がこの前視察してきたのは一番上のボリテクセンターですが、ここでは例えば制御システム技術科などといって、コンピューターを用いて物づくりの製造過程をやるものなんですね。でも、これが私の背より高いところまで浸水しておりまして、泥をかぶっています。聞いていただいた二ページ目、これは実は精密機械の部分のところではないのですが、どこまでかぶったかということ、これは被災後四十日たったところですが、全部ヘドロが張りつきまして、コンピューターの上机の上も、何かもへドロまみれであります。

当然、精密機械であれば今まで全く使えないわけです。

でも、このボリテクセンターや、先ほどの私のお示ししたテクノアカデミー浜あるいは石巻の高等技術専門校などは、非常に堅実な産業の下支え分野をやつておるわけです。ここの部分の回復を、実は今回復が進むのは、パソコン講座みたいなのにはコンピューター一つで、そして教える人と受け人の訓練でいきますけれども、こうした分野、特に日本の物づくりの、それもハイテクを中心的なところであつたというところをもう一度回復していくために、再度お伺いいたしますが、このボリテクセンター部分におけるパソコンとかOA関係でない部分の機材を全部リニューアルいたさねば使えません。一台三千万、三千万の機械も使えません。それで果たして、先ほど補正の一億とおっしゃつたけれども、それを当てにしてお

られるのか、ここをいつまでに立て直して、どこでやつてくださるのか。小林政務官、お願いします。

○小林大臣政務官 実は私も、宮城県の多賀城市にある宮城ボリテクセンター、四月十六日に視察をしてまいりました。今、阿部先生おつしやつた

ように、私の背よりか高いほど水が来ていました。すべての機械が水没した、こういう状態も見

てきました。したがつて、現在、あの状態では到底訓練の再開が難しい、このように把握をいたしました。

被災地の地域で産業復興に向けた人材育成、本当に大変大事だと思いますので、ほかのボリテクセンターなどももちろんこれから復旧作業に入りますけれども、特に宮城のボリテクセンターを早期に復旧することは大変重要である、このようないくに復旧することは大変重要な認識を持っています。したがつて、今般の補正予算で、仮設の実習場等の整備を行うための経費として約十五億円計上をいたしました。

補正予算成立後、仮設の実習場の整備を速やかに進める、そしてできるだけ早く、早期に訓練が再開できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

設備あるいは溶接訓練コースの一部を再開したい、また、できれば年内に住宅の建築訓練コースを持つてこれから取り組んでまいりたいと思いま

す。

○阿部委員 ゼひお願ひしたいと思います。

もちろん、当座の復旧の瓦れき処理あるいは建物を建てることに人の雇用は生まれますが、それが次に続いていくような、本当の回復に向かうように、今御答弁いただきました点、あわせてお願いいたします。

ちよつと予告外ですが、小宮山副大臣に、現地で聞いたことの実情を少しお伝えしたいと思いまさねば使えません。一台三千万、三千万の機械も使えません。それで果たして、先ほど補正の一億とおっしゃつたけれども、それを当てにしてお

さんを抱えた会社が、本社全壊、本社機能が全く立ち行かないというので、全員解雇になります。これまで、労働争議をやり、一部の人が雇用の再開になりましたが、売り上げに応じた賃金しか払われない。あるいは、運送会社の運転手さんも、これも会社が全壊で、一時金のみで首を切られてお

ります。あるいは、製氷工場の職員の場合には、四月初旬に、三月分の給与や退職金もなく、一律十万円の見舞金がありました。自動車工場の場合も、会社全壊、三月末で十万円の一時金。加工工場もほぼ同じような、これはいろいろな職種の方に聞いてまいりまつたけれども。

それで、「日本はひとつ」しごとプロジェクト「フェーズ」というものの最後の方に「解雇・雇止め・派遣切りへの対応」と書いてはあるんで

すけれども、特に宮城のボリテクセンターを早く認識を持つております。したがつて、今般の補正予算で、仮設の実習場等の整備を行うための経費として約十五億円計上をいたしました。

補正予算成立後、仮設の実習場の整備を速やかに進める、そしてできるだけ早く、早期に訓練が再開できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

設備あるいは溶接訓練コースの一部を再開したい、また、できれば年内に住宅の建築訓練コースを持つてこれから取り組んでまいりたいと思いま

す。

この点について、せんだつて高橋委員は、ハローワークの職員も足りないじゃないかといふ御質疑でしたが、私も、彼らの労働相談を持つてよく先とか再雇用の相談先というのは極めて不十分だと思いましたので、きょう、予告外ですが、もし御答弁があればお願ひします。

○小宮山副大臣 今、阿部委員がおつしやつたのと同じような話は、私も、岩手の大船渡や久慈へ行つたときにも同じように聞いてまいりました。

そういう意味で、厚生労働省としては、雇用調整助成金とか雇用保険の失業手当とかいう形で仕組みはつくつたつもりなんですけれども、そのこ

とがやはり事業主の皆様の耳にもちろん届いていない、それから働いていらした方のところにも情報がちゃんと届いていない。そこがうまくマッチングをしませんと今のことになるということは認識をしております。

○阿部委員 ゼひお願ひしたいと思います。

もちろん、当座の復旧の瓦れき処理あるいは建

物を建てることに人の雇用は生まれますが、そ

れが次に続いていくような、本当の回復に向かうように、今御答弁いただきました点、あわせてお願ひいたします。

ちよつと予告外ですが、小宮山副大臣に、現地で聞いたことの実情を少しお伝えしたいと思いまさねば使えません。一台三千万、三千万の機械も

使えません。それで果たして、先ほど補正の一億とおっしゃつたけれども、それを当てにしてお

戻った後、今ハローワークでは、いろいろと相談に乗つて、出張相談なども避難所でしていますけれども、事業主の方に向けて、商工会議所などで事業主の方の相談をやつしたり、そこがばらばらだといけないので、なるべく早くしごと協議会というのをつくるよう言つているんですけども、当面、解雇を防ぐという意味で、そうして、すべての機械が水没した、こういう状態も見てまいりました。今、阿部先生おつしやつた

ように、私の背よりか高いほど水が来ていました。したがつて、現在、あの状態では到底訓練の再開が難しい、このように把握をいたしました。

被災地の地域で産業復興に向けた人材育成、本当に大変大事だと思いますので、ほかのボリテクセンターなどももちろんこれから復旧作業に入りますけれども、特に宮城のボリテクセンターを早く

認識を持つております。したがつて、今般の補正予算で、仮設の実習場等の整備を行うための経費として約十五億円計上をいたしました。

補正予算成立後、仮設の実習場の整備を速やかに進める、そしてできるだけ早く、早期に訓練が再開できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

設備あるいは溶接訓練コースの一部を再開したい、また、できれば年内に住宅の建築訓練コースを持つてこれから取り組んでまいりたいと思いま

す。

この点について、せんだつて高橋委員は、ハローワークの職員も足りないじゃないかといふ御質疑でしたが、私も、彼らの労働相談を持つてよく先とか再雇用の相談先というのは極めて不十分だと思いましたので、きょう、予告外ですが、もし御答弁があればお願ひします。

○小宮山副大臣 今、阿部委員がおつしやつたのと同じような話は、私も、岩手の大船渡や久慈へ行つたときにも同じように聞いてまいりました。

そういう意味で、雇用調整助成金とか雇用保険の失業手当とかいう形で仕組みはつくつたつもりなんですけれども、そのこ

とがやはり事業主の耳にもちろん届いていない、それから働いていらした方のところにも情報がちゃんと届いていない。そこがうまくマッチングをしませんと今のことになるということは認識をしております。

○阿部委員 ゼひお願ひしたいと思います。

もちろん、当座の復旧の瓦れき処理あるいは建

物を建てることに人の雇用は生まれますが、そ

れが次に続いていくような、本当の回復に向かうように、今御答弁いただきました点、あわせてお願ひいたします。

ちよつと予告外ですが、小宮山副大臣に、現地で聞いたことの実情を少しお伝えしたいと思いまさねば使えません。一台三千万、三千万の機械も

使えません。それで果たして、先ほど補正の一億とおっしゃつたけれども、それを当てにしてお

送り込むときには、職業訓練練習

ておりますが、このジョブカードを取得するため、キャリアコンサルタントという方がついて、一人一人の訓練を受けるときの指導をなさるわけですが、現在、全国で二万三千三百九十人いると言われておるこのキャリアコンサルタントの質といふと変ですが、果たしてそれはどうかということ。それから、育成に係る費用としてジョブカード講習費というのが計上されていますが、もともと、ジョブカードをつくるための講習費だけでは足りるのか。キャリアコンサルタント全体はいかなる位置づけで、どう充実していくのかについて、お伺いいたします。

（ハ）木下正義官 今から御指揮の。少し  
キヤリアコンサルタントの役目は非常に大きいものがあると思っています。

在で二万一千三百九十九名いらっしゃいます。本年新たに九千人の養成を計画しております。そして、基本的に三年ごとの更新制度をとるとともに、講習修了後も最新の情報を提供するなどしてフォローアップを行つて、この登録キャリアアコンサルタントの質の向上に現在も努めております。

今後とも、充実を図つていくために、こういうような施策をしっかりと進めていきたいと思います。

○阿部委員 私は、一つ、素朴なお尋ねなんですが、けれども、せんだつても、民間委託されて、OA関係の講習を今の制度にのつとつてなさつた方が受講したんですが、講師の先生の方が自分よりパソコンについての知識がなかつたということを相談されたんですね。では、それはどこに言つていつたらしいんだろうと。さつきの高橋さんのお話とも共通なんですが、そうした場合に、ジョブカードをつくるキャリアアコンサルタントのところは、そうしたチェック機能を果たせるのかどうか。それじゃ、訓練をだれが担保していくのかと、いうのは、幾ら何でも、全部厚労大臣もできないだろうし、それから、県にいろいろな協議会をつ

くりますといつても、そこが駆け込み寺になるのかというか、受講者から見て問題があつたときには、一体どこに言つていけるんでしようか。私は、これは非常に疑問に思った、そういう御相談を何件か受けたのですから。

○小野政府参考人 お答えいたします。  
これは予告外ですか もしお願いしてきれば、  
今度の新制度では、認定業務を高齢・障害・求  
職者雇用支援機構が担当ということになりますの  
で、そこで認定をした場合、当然そのフォローも  
行っていく必要があると思います。つまり、認定を行  
ったその訓練が一体どういう形で、つまり認定を行  
ったとおりに行われているのかどうか、そういうふうに  
ところもよくチェックしていく必要があるうか  
と思ひます。

七  
ま十

いは職のない方が新しい職業につけるように、

かも、その能力をみずから磨いて、そして就職できるよう、それをキャリアコンサルタン트、うまく誘導していくようないろいろな仕組みやはり考えて、この制度そのものはいい制度だ

○阿部委員 結果的には商工会議所に委託しました分を削つての措置でありましたので、私ちよと心配になりましたて、ぜひ、本当に現実仕事をやつている部分と結びつけてお願いをしいと存ります。

では、終わります。

きょうは、各党各会派の皆さんのお温かい御協

をいたたいて、無事四回目の委員会質問をさせ  
いただきます。ありがとうございます。  
求職者支援法ということで、先日の一ラウン

日は被災地の雇用拡大を目指してのさまざまなな提案をさせていただきましたが、今回は、厚生労働省の雇用にかかるさまざまな制度について

でいきたいというふうに思つております。  
今回の求職者支援法、求職者支援制度は、リマネージメントコスト、つまり労働者の雇用のこ

マン・システムが以降のいわゆる第二の雇用の中でも、フテイーネット、こういう流れを引き継ぐものが多いと、ううに思います。この雇用の第二のセー

ティーネットとして今まで七つの施策を導入していますが、今回、この求職者支援制度など四つ集約をすることになります。これ

七つの施策は、リーマン・ショックで仕事を失った日雇い労働者が職業訓練を受ける機会がないまま生活保護に流入するケース、こういうことがない

立つたため、当時のまだ自公政権が急いでらえ立ち上げた、いわば失業給付と生活保護の間をつなぐものとしておもてなされていました。

その中の一つで、解雇されて住まいをなくし、  
めるものたゞいふうに言われてきました。

人に生活費や住居を提供する就職活動困難者支援事業というのがあります。さて、これですが、十二年度、五億円を投入し、年間九百人の利用を見込んだわけですけれども、この就職活動困難者支援事業というものの成果がどうであったかということをお伺いしたいと思います。

○小林大臣政務官 今御指摘の就職活動困難者支援事業については、リーマン・ショック後の緊急対策として、民間の職業紹介事業者に委託して、事業主都合等の離職に伴つて住宅を喪失して就職活動が困難になつた方の就職支援を行う、こういう目的で運用が始まりました。

平成二十一年度は、九都府県で実施をして、百六十八人を対象に支援を行い、平成二十三年三月末時点で五十人が就職に至つている。

この事業は、緊急対策として一定の役割は果たしてきたと見えますけれども、利用者が少ないことにもかんがみて、二十二年度をもつて事業を廃止いたしました。

今後は、求職者支援制度、住宅手当制度等を活用して必要な支援を行っていく、こういう考え方でございます。

○柿澤委員 今御答弁をいただいたとおり、五千人

円を投入し、年間九百人の利用を見込んでいたわ

けですけれども、利用したのは百六十八人、こう

いうことになつたということです。

もう一つ、一年以上の失業者に民間事業者が再

就職支援した上で生活費を貸し付けるという長期

失業者支援事業というのもあります、これは年

間一万人の利用を想定していたようですが、これは年

も、年間の利用はやはり半分以下になつていると

いうことで、これは御答弁は求めませんけれど

も、この二つの事業について、厚労省は今回廃止

ということにしたわけであります。

はつきり申し上げますけれども、厚労省がやっ

ているこういった第二の雇用のセーフティーネット

の施策は、利用も進まず、雇用・就労機会の拡

大に必ずしも結びついていないというふうに私は

思います。

これまでの一連の対策においては、新卒者、既

卒者の就職環境が非常に厳しい中、最大限の支援

を行うために、多様な選択肢を準備したところで

はござりますけれども、結果として、速やかな雇

用に結びつかない新卒インターナンシップ事業は

見込んだわけですけれども、この就職活動困難者支援事業というものの成果がどうであったかということをお伺いしたいと思います。

○小林大臣政務官 今御指摘の就職活動困難者支援事業については、リーマン・ショック後の緊急対策として、民間の職業紹介事業者に委託して、事業主都合等の離職に伴つて住宅を喪失して就職活動が困難になつた方の就職支援を行う、こういう目的で運用が始まりました。

平成二十一年度は、九都府県で実施をして、百六十八人を対象に支援を行い、平成二十三年三月末時点で五十人が就職に至つている。

この事業は、緊急対策として一定の役割は果たしてきたと見えますけれども、利用者が少ないことにもかんがみて、二十二年度をもつて事業を廃止いたしました。

今後は、求職者支援制度、住宅手当制度等を活用して必要な支援を行っていく、こういう考え方でございます。

○柿澤委員 今御答弁をいただいたとおり、五千人

円を投入し、年間九百人の利用を見込んでいたわ

けですけれども、利用したのは百六十八人、こう

いうことになつたということです。

もう一つ、一年以上の失業者に民間事業者が再

就職支援した上で生活費を貸し付けるという長期

失業者支援事業というのもあります、これは年

間一万人の利用を想定していたようですが、これは年

も、年間の利用はやはり半分以下になつていると

いうことで、これは御答弁は求めませんけれど

も、この二つの事業について、厚労省は今回廃止

ということにしたわけであります。

はつきり申し上げますけれども、厚労省がやっ

ているこういった第二の雇用のセーフティーネット

の施策は、利用も進まず、雇用・就労機会の拡

大に必ずしも結びついていないというふうに私は

思います。

これまでの一連の対策においては、新卒者、既

卒者の就職環境が非常に厳しい中、最大限の支援

を行うために、多様な選択肢を準備したところで

はござりますけれども、結果として、速やかな雇

用に結びつかない新卒インターナンシップ事業は

見込んだわけですけれども、この就職活動困難者支援事業については、リーマン・ショック後の緊急対策として、民間の職業紹介事業者に委託して、事業主都合等の離職に伴つて住宅を喪失して就職活動が困難になつた方の就職支援を行う、こういう目的で運用が始まりました。

平成二十一年度は、九都府県で実施をして、百六十八人を対象に支援を行い、平成二十三年三月末時点で五十人が就職に至つている。

この事業は、緊急対策として一定の役割は果たしてきたと見えますけれども、利用者が少ないことにもかんがみて、二十二年度をもつて事業を廃止いたしました。

今後は、求職者支援制度、住宅手当制度等を活用して必要な支援を行っていく、こういう考え方でございます。

○柿澤委員 速やかに職を得たいという方々のニーズに合わなかつた、こういうことですけれども、厚労省の新卒インターナンシップは、ある意味

も、もう成功をしつこない、そういうスキーム

だつたんじゃないかと私は思います。受け入れ企

業側には一日当たり三千四百円の謝金が支払われますけれども、インターン実習生には全く支払われない、事実上ただ働きの制度になつていて、な

おかつ、インターナンシップの実習期間中に企業側

が入社を勧説することを認めています。全部ハ

ローワークを通せと。これは、企業にとって非常

にやりにくい制度だつたというふうに思います。

一方、これに対して、同じ内容であります。

ニーズが低かったもの、このように認識をしてお

ります。

今後は、利用者のニーズが高いジョブサポー

ターサイターンシップの施策を厚労省と中小企業庁が

やつているんですけれども、その一つの比較検討

をしていきたいと思います。

まず厚労省ですけれども、昨年九月から開始し

たのが新卒者企業実習推進事業、いわゆる新卒イ

ンターンシップ事業というものです。内定を得ら

れない学生や卒業後三年以内の若者に対して最低

三日から一ヶ月までのインターナンシップを受け

もらう、ハローワークが主体となって、企業がハ

ローワークと打ち合わせをしてインターナンシップ

の内容を確定する、ハローワークがインターナ

ンシップ希望者に内容を説明して応募を募る、こ

ういう形の事業であります。

昨年九月から五千人の枠でこの募集を始めまし

たけれども、応募したのは全国でわずか二十人と

いうふうになつてしまつたのか、お伺いしたいと思

います。

新卒インターナンシップは終了したようですけれども、五千人の枠に二十人というのではなく

いというふうに思います。これはどうしてこんな

ふうになつてしまつたのか、お伺いしたいと思

います。

○小林大臣政務官 今委員がおつしやったとお

り、この新卒インターナンシップを通じまして、新卒者の

ニーズに合わなかつた、こういうことですけれども、厚労省の新卒インターナンシップは、ある意味

も、厚労省の新卒インターナンシップは、ある意味

も、もう成功をしつこない、そういうスキーム

だつたんじゃないかと私は思います。受け入れ企

業側には一日当たり三千四百円の謝金が支払われますけれども、インターン実習生には全く支払われない、事実上ただ働きの制度になつていて、な

おかつ、インターナンシップの実習期間中に企業側

が入社を勧説することを認めています。全部ハ

ローワークを通せと。これは、企業にとって非常

にやりにくい制度だつたというふうに思います。

一方、これに対して、同じ内容であります。

ニーズが低かったもの、このように認識をしてお

ります。

今後は、利用者のニーズが高いジョブサポー

ターサイターンシップの施策を厚労省と中小企業庁が

やつているんですけれども、その一つの比較検討

をしていきたいと思います。

まず厚労省ですけれども、昨年九月から開始し

たのが新卒者企業実習推進事業、いわゆる新卒イ

ンターンシップ事業であります。

やつているんですけれども、その一つの比較検討

をしていきたいと思います。

まず厚労省ですけれども、昨年九月から開始し

たのが新卒者企業実習推進事業、いわゆる新卒イ

ンターンシップ事業であります。

やつしているんですけれども、その一つの比較検討

をしていきたいと思います。

まず厚労省ですけれども、昨年

うふうにも聞いております。

その結果、昨年十月時点でインターインシップが終了した千三百十四人のうち、就職がかなつた方が五百人近くに上つたというふうなことあります。厚労省は九月開始で五ヵ月後に申し込み十八人、中小企業庁は二月開始で同じ五ヵ月後の六月末に五千人を上回る。まさにこれは大きな違いがあらわれているというふうに思います。

私は、これはやはり、ハローワークを通じてこういった若い人あるいは長期の失業者に対する応援をしていくということに一つ限界があるのじゃないかな、こういうふうにも感じています。厚労省の制度はハローワーク利用者に限定をされていて、中小企業庁の方はそのような限定はない。若者はハローワークにはなかなか行かないんですね。民間の求人サイトなどを利用して働き口を見つけるというケースが大変多いわけです。

厚労省のインターインシップは、企業側もハローワークと打ち合わせをしていく必要がある。なので、これは申請や認定に相当の手間がかかります。中小企業庁の方は、人材派遣会社とかそういうところが申請、給付の手続を代行してくれますし、また、企業への支援金の支払いや学生への日当の支払いもそこにお任せをすることになります。また、学生への支援金の支払いや学生への日当の支払いもそこにお任せをすることになります。また、学生への日当が支払われるという点で大きな違いがあつたわけです。これまで厚労省が雇用就業支援という形でやつてきた政策の多くは、企業に対して、お金を上げるから人を探つてください、こういう採用意欲のある中小企業を今すぐ働きたいという学生や若者にしっかりと結びつける、こういうことが必要だといふふうに思います。

厚労省のさまざまな施策を今紹介させていただきましたけれども、三つの事業を紹介しましたが、いずれも極めて利用度合いが低い。こうしたこと踏まえて、この第二の雇用のセーフ

ティーネットの施策をこれまでの反省に立つてしつかりと進めていかないと、また政策目的が達成できず、お金を結果的に無駄に使つてしまふ、こうしたことになりかねないのではないかとういうように私は思います。

細川大臣、何か御答弁があればお伺いをしたいと思います。

○細川国務大臣 堀澤委員の方からは、厚生労働省がこれまで雇用対策として打ち出してまいりました施策についていろいろ評価がございまして、その評価について、大変厳しい御評価、これは私も聞いておりまして、結果としては、本当によくなかつたというふうに思つております。

ただ、最後のインターインシップの件でありますけれども、これは中小企業庁と厚生労働省を比較されたもので、これについてちょっと私の方から、新卒者についての就職に対してどのようなことを行ったかということでお話をさせていただきたいと思います。

確かにインターインシップでは効果は出でおりませんけれども、厚生労働省としては、新卒者の皆さんに早く就職をということで取り組んでまいりまして、ジョブボートによりますきめの細かい支援をいたしまして、一万四千人の雇用が開始をされている、こういう二年以内の既卒者トライアル雇用奨励金、こういうことも厚生労働省としては行つてまいりまして、新卒あるいは既卒の三年以内の皆さんには本当に役に立つたのではないかというふうに思つております。

ただ、委員御指摘の点については十分反省しないければいけませんし、これからも求職者支援制度の運用についても、その反省に立つていろいろと対応していくかなければというふうに思つております。

○柿澤委員 今回の求職者支援制度についてだけれども、これは、雇用保険が切れた、そうした方々に対して、職業訓練を受ければ生活費十万円を支給しますよ、こういう中身でありまして、もちろんセーフティーネットとしての意義は私は認めています。

めないことではありませんが、しかし、これは活用のされ方がよくないと本当に筋の悪いばらまきになる、そういう可能性もあるように思います。

そもそも、雇用政策と福祉政策の中間にあるものでありますので、そういう意味で非常に中途半端な制度になりやすい。職業訓練を受けている間は生活費がもらえるので、それを目当てて職業訓練を受ける、こういうことになりかねないといふふうに思います。

一番、非常に危惧をされるのは、これが就労につけなければならないというふうに思います。どうやってつながるのか、この道筋がなかなかはつきり見えないというところだというふうに思います。私は、現金給付をするんですから、しっかりと、最終目標である就労というところに結びつけなければならないというふうに思います。

その意味で、私は、やはりこれを、就労すれば返済しなくていい、そうした融資制度にして、そして、就労が達成できない場合はお返ししてもらおう、こういう貸し付けの制度にした方がより就労へのインセンティブが利用者個人に発生するといふふうに思いますけれども、その点についてはお考えはいかがでしょうか。

○小林大臣政務官 今回の求職者支援制度、これは、訓練を受講する求職者が安心して訓練に取り組むことができる、こういう支援の仕方を考えました。対象者が現在失業している、こういうことを考えると、最終的に返済しなければならない貸し付けというよりか、やはり給付という方法が適当、このようにも思いました。

しかしながら、委員御指摘のように、給付に依存するようなモラルハザードを起こしては極めていけない、このように思います。したがつて、きょうも何人かの委員からこういう御指摘もございましたので、モラルハザードが起きないよう

じない場合のペナルティーを設ける、こういうことなどをして、制度の対象となる求職者が就職に向けた真剣に取り組むことになるよう、制度運営にしつかり努めてまいりたいと思います。

○柿澤委員 ハローワークを通じたさまざまな支援が必ずしも所期の目標を達成できなかつたということを、私は幾つか御紹介させていただきました。

今、利用者に対するペナルティーのお話が出ましたが、それとも、では、ハローワークに対するペナルティーはどうなんだということをお伺いしたいというふうに思つうんです。

本当のことを言つて、ハローワークを通じてこの求職者支援をやつしていく場合に、就労と就労結果を実績として達成できなければ、やはりハローワークにもその責任を帰さなければいけないというふうに思つります。

その意味で、今後、この制度を運用していくに当たって、やはり、途中経過として、まず制度利用者の就労状況をきちっと公表すること、そして、もし仮にこの達成実績が思わしくない場合、ハローワークにもその責任を帰さなければいけないというふうに思つります。

その結果を実績として達成できなければ、やはり、途中経過として、まず制度利用者の就労状況をきちっと公表すること、そして、この事業を進めていくことをやはり考え方としていく必要があります。御見解をお伺いいたしたいと思います。

○細川国務大臣 求職者支援制度のもとで運用がされまして、一体どれぐらいいの方がこの制度に基づいて就職が実現できたかということについてふうに思つております。そのためには、就職状況づいで就職が実現できたかということについてふうに思つております。そのためには、就職状況づいで就職が実現できたかということについてふうに思つております。そのためには、就職状況づいで就職が実現できたかということについてふうに思つております。

そのため、ハローワークでの訓練受講前から訓練修了までの相談、支援を徹底していく、訓練のない方が給付も受けながら職業訓練を受け、そして就職に結びついていくこと、あらゆる方法をとつてこれがうまく実現していくようにしっかりとやつていかなければというふうに思つております。



「異議なし」と呼ぶ者あり)

○牧委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
附則第十五条を附則第十四条とする。

#### 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案に対する修正案

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案の一部を次のよう修正する。

附則第一条中「附則第三条」を「附則第三条第一項から第四項まで」に改め、「第十二条、第十三条」を削り、「第十五条」を「第十四条」に改める。

附則第三条第一項中「においても、機構」を「この法律の公布の施行前ににおいても、機構」を「この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条第三項中「この法律の施行前ににおいても、機構」を「この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条に次の二項を加える。

4 独立行政法人雇用・能力開発機構は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第二百七十号)第十一條に規定する業務のほか、相当認定に関する業務及びこれに附帯する業務を行う。

5 この法律の施行の際現に独立行政法人雇用・能力開発機構に対してなされている第一項に規定する申請その他の手続は、機構に対してされた第四条第一項に規定する申請その他の手続とみなす。

附則第九条中「項中」の下に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、」を加え、「どあるのは」を「どあるのは」に改める。

附則第十三条を削る。  
附則第十四条に次の二項を加え、同条を附則第十三条とする。

平成二十三年五月二日印刷

平成二十三年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

C